

添1表参1リ 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（その他の加工施設）

建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可申請書における 記載内容	本設工認申請書における 記載内容	変更に関する説明
<p><屋内消火栓> <アクセスルート></p>	<p>加工事業変更許可申請書の「別添5チー31、32初期消火活動時のアクセスルート及び消火栓の有効性（第2加工棟）」では、第2加工棟の屋内消火栓を11基（赤マーク）配置している。</p>	<p>第2加工棟には、屋内消火栓を1階に1台、3階に1台増設し、合計13台とした。 また、3階 第2機械室内の屋内消火栓は、配置を変更した。</p>	<p>第1種管理区域に2基増設することとした。従来は、建物構造上、消火栓からの実距離が長いところにおいては、屋内消火栓（有効範囲半径25m）にホースを延長し消火活動を実施することとしていた。今回、消火活動を円滑に行えるようにするため、屋内消火栓を追加設置する。 また、3階 第2機械室内の屋内消火栓は、現行の消火活動時のアクセスルート上、よりアクセスが容易な配置に変更する。</p>
<p><屋外消火栓></p>	<p>加工事業変更許可申請書本文 P10 に、加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する、と記載している。</p>	<p>第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟には、屋外消火栓について記載していない。</p>	<p>加工事業変更許可申請書 P43、P5-115 の表には、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟に屋外消火栓は記載していない。 第1廃棄物貯蔵棟の1階、中2階の床面積の合計は約345㎡、第3廃棄物貯蔵棟の1階、2階の床面積の合計は約550㎡、発電機・ポンプ棟の床面積は約99㎡であり、消防法施行令第十九条から屋外消火栓の設置は求められていない。 以上から、加工事業変更許可申請書に消防法に基づき設置すると示した、基本的な設計方針に変更はない。 屋内消火栓、屋外消火栓用の消防用水槽、消火栓ポンプは、発電機・ポンプ棟に設置する、と記載している。</p>
	<p>加工事業変更許可申請書 別添5チー15において、第1加工棟 屋外消火栓の配置として、5基を示している。</p>	<p>設工認申請書 図リー一5に第1加工棟の屋外消火栓 消火警戒区域図に、第1加工棟用4基、その他加工施設用2台の計6台を示している。 また、屋外消火栓の配置も若干の変更している。</p>	<p>加工事業変更許可申請書では、第1加工棟の消火可能な屋外消火栓を示したが、設工認申請書においては、加工施設全体の屋外消火栓、さらに第1加工棟用の消火栓を明確にした。また、配置については、配管ルートの変更、建物工事及び利便性等を考慮して変更した。 以上より加工事業変更許可申請書に消防法に基づき設置すると示した、基本的な設計方針に変更はない。</p>

添1表参1リ 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（その他の加工施設）

建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可申請書における 記載内容	本設工認申請書における 記載内容	変更に関する説明
<可搬型照明>	<p>加工事業変更許可申請書本文 P21 に、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける、ことと記載している。</p> <p>加工事業変更許可申請書の P5-201 に、可搬型仮設照明の配備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型エンジン駆動照明 ヘッドライト カンデラ 可搬型ライト 懐中電灯 可搬式 2800 VA ガソリン発電機 <p>を記載している。</p>	<p>設工認申請書 表リ一他一2の注記に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型エンジン駆動照明 ヘッドライト 手動発電ライト 可搬型ライト 懐中電灯 可搬式 2800 VA ガソリン発電機 <p>と記載している。</p>	<p>カンデラは特定の商品名であることから、一般名称である手動発電ライトとし、記載の明確化を図る。</p> <p>非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設けるとした基本的な設計方針に変更はない。</p>
<防火ダンパー>	<p>加工事業変更許可申請書の P46、P47 に示した「表 安全機能を有する施設（緊急設備）」では、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟に「閉じ込め、火災・爆発防止」の安全機能を有した防火ダンパーを設けることとしている。</p>	<p>設工認申請書 表ト一W 1 設一2一1において、気体廃棄設備 No.2 の構成設備・機器として防火ダンパーを記載していない。</p>	<p>加工事業変更許可申請書では、第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては貫通部に防火ダンパーを設けることとしている。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域を含む火災区域と隣接する火災区域との境界の貫通部には防火ダンパーを設けるが、第1廃棄物貯蔵棟は建物全体を1つの火災区域とすることから隣接する火災区域への火災の拡大を考慮する必要はなく、火災発生時においてもダクト等により閉じ込めの機能を維持するため、上記要求に該当する防火ダンパーは不要である。</p> <p>火災発生時において、ウラン粉末の漏えいを防止するために必要な場所に防火ダンパーを設けることとしている加工事業変更許可申請書の基本的な設計方針に変更はない。</p>
<可燃性ガス漏えい検知器（水素）>	<p>加工事業変更許可申請書 別添5チ(ロ)一13. 試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備では、試験開発炉以外の極少量の水素ガス等を使用する開発設備に対して設置する水素ガス漏えい検知器は、試験開発炉と兼用することを記載している。</p>	<p>図リ一他一8において、試験開発炉の小型雰囲気可変炉、加熱炉及び試験開発炉以外の極少量の水素ガス等を使用する開発設備のそれぞれに水素ガス漏えい検知器を設置することとしている。</p>	<p>小型雰囲気可変炉の配置変更により、水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広がったため、設備それぞれに水素ガス漏えい検知器を設けることとした。</p> <p>設備上方及び屋内供給配管経路に可燃性ガス漏えい検知器を設置するとした加工事業変更許可申請書の基本的な設計方針に変更はない。</p>

添1表参1リ 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（その他の加工施設）

建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可申請書における 記載内容	本設工認申請書における 記載内容	変更に関する説明
<p><緊急遮断弁（プロパンガス）> <可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）> <可燃性ガス配管（プロパンガス）> <失火検知機構></p>	<p>加工事業変更許可申請書のP44-45において、加熱炉及び小型雰囲気可変炉から工程室内にアンモニア分解ガス及び水素ガスが漏えい、滞留しないようにするため、排気筒にはパイロットバーナ又はイグナイターを設置し、アンモニア分解ガス及び水素ガスを燃焼させてから排出する、また、アンモニア分解ガス及び水素ガスを排気口で燃焼させるためのプロパンガスによるパイロットバーナを失火検知器にて監視し、万一失火を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する弁をパイロットバーナ近傍に設置する、としている。</p>	<p>本設工認申請において、アンモニア分解ガス及び水素ガスを燃焼させて排出させるため、イグナイターを設置することとしている。 そのため、プロパンガスに係る設備・機器である可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）、失火検知機構、緊急遮断弁は設置しない。</p>	<p>イグナイターを用いることによりプロパンガスを使用することがなくなり、それにともないプロパンガスの漏えいを防止する緊急遮断弁、可燃性ガス漏えい検知器及びパイロットバーナの種火を監視する失火検知機構を設置しないが、イグナイターにてアンモニア分解ガス及び水素ガスを燃焼させて排出させるため、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はない。</p>
<p><防護板></p>	<p>加工事業変更許可申請書申請書本文I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(f)安全機能を有する施設において、第1廃棄物貯蔵棟に防護板を設置することを記載している(P47)。</p>	<p>第1廃棄物貯蔵棟に防護板を設置する旨の記載はない。</p>	<p>加工事業変更許可申請書では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器への延焼を防止するため、防護板を設置することを記載している。第1廃棄物貯蔵棟にはウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置しないため、防護板を設置する必要はない。したがって、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はない。</p>
<p><緊急遮断弁（第1廃棄物貯蔵棟用上水送水）> <送水ポンプ自動停止装置></p>	<p>加工事業変更許可申請書P5-171において、さらなる溢水防止対策として、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱相当）を検知した時点で、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプの自動停止及び第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能を設置する。</p>	<p>震度5弱相当の地震時に、第1廃棄物貯蔵棟への給水ポンプを自動停止させるために、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。</p>	<p>第2加工棟の設備・機器への給水は給水ポンプにより送水し、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への給水は直接上水を送水し、別々の方法を用いていた。 送水を一元化することにより、緊急時の停止方法も同じにすることにより、信頼性を高めることが出来るしたがって、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管に対する緊急時の給水の停止方法に変更が生ずるが、溢水量を抑制すること、作動する地震力に変更はないため、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はない。 なお、震度5弱相当の地震時には、手動にて送水を停止することとしており、送水を一元化することにより、作業性が向上し、安全性が高められる。</p>

添1表参1リ 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（その他の加工施設）

建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可申請書における 記載内容	本設工認申請書における 記載内容	変更に関する説明
<防水カバー>	加工事業変更許可申請書 P47 では、防水カバーの設置場所を第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟と記載した欄に防水カバーを記載している。	第1廃棄物貯蔵棟に、被水による防護措置が必要な設備・機器はない。そのため、防水カバーを設置する旨の記載はない。	加工事業変更許可申請書に記載した、第1廃棄物貯蔵棟にウラン粉末を取り扱う設備・機器はないため、防水カバーの設置を要求する設備はない。 また、閉じ込めの機能の維持のための気体廃棄設備には、溢水源となる配管側に遮水板を設置するため、防水カバーを設置する必要はない。 第1廃棄物貯蔵棟において、防水カバーを設置する必要がある設備・機器はないため、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はない。

添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書

本申請の対象とする加工施設に係る「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）への適合性について、以下に示す技術基準規則の条項ごとに整理した。

- 第四条（核燃料物質の臨界防止）関連【臨界】
- 第五条（安全機能を有する施設の地盤）関連【地盤】
- 第六条（地震による損傷の防止）関連【地震】
- 第七条（津波による損傷の防止）関連【津波】
- 第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連【外部衝撃】
- 第九条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連【不法侵入】
- 第十条（閉じ込めの機能）関連【閉じ込め】
- 第十一条（火災等による損傷の防止）関連【火災等】
- 第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）関連【溢水】
- 第十三条（安全避難通路等）関連【避難通路】
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連【安全機能】
- 第十五条（材料及び構造）関連【材料・構造】
- 第十六条（搬送設備）関連【搬送】
- 第十七条（核燃料物質の貯蔵施設）関連【貯蔵】
- 第十八条（警報設備等）関連【警報】
- 第十九条（放射線管理施設）関連【放管】
- 第二十条（廃棄施設）関連【廃棄】
- 第二十一条（核燃料物質等による汚染の防止）関連【汚染防止】
- 第二十二条（遮蔽）関連【遮蔽】
- 第二十三条（換気設備）関連【換気】
- 第二十四条（非常用電源設備）関連【非常用電源】
- 第二十五条（通信連絡設備）関連【通信連絡】

添2表1-1及び添2表1-2に適合性確認結果、添2別表1に設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を示す。

ここで、それぞれの設計仕様には個別の設計番号を与えており、以下の資料において、[]付き番号で示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

（例）[11.7.2-F1]：技術基準規則第十一条第7項第二号に対する設備・機器の設計仕様。

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様。

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様。

本申請の対象となる建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を添2表1-3-1、添2表1-3-2、添2表1-3-3に示す。

次に、技術基準規則への適合状況を説明する。

また、添2参考資料1に、先行申請し認可された以下の設計及び工事の計画において、次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様について、本申請における適合状

況を整理したものを示す。

- ・第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）
- ・第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）
- ・第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）
- ・第4次申請（令和2年8月27日付け申請、令和2年10月29日及び令和3年1月25日付け補正）

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 追加：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 更新：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。						(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 * 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。																			
						区分	技術基準規則	項目	境界	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	警報	放管	廃棄	遮断
管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	第四十条第一項	第四十一条第一項	第四十二条第一項	第四十三条第一項	第四十四条第一項	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項	第五十六条第一項	第五十七条第一項	第五十八条第一項	
1002	本体	成型施設	第2加工棟	第2加工棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8007	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8007-12	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8007-11	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8007-13	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8009	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災感知設備(感知器)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8009-11	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災感知設備(受信機)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8010	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8011	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容	区分		地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	警報	放管	廃棄	避難	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可で求める仕様
							技術基準規則	項目																				
							単一ユニット	複数ユニット																				
							4.2-B1	5.1-F1																				
(8012)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	改造																						
(8027)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	新設																						
(8029)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	改造																						
(8029-4)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	改造																						
(8052)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	改造																						
(8065)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	新設																						
(8048)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	新設																						
(8049)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	新設																						
(8050)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	改造																						
(8051)	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造																						
(1001)	本体	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	改造																						

(凡例*)
 一：当該基準に該当しないもの。
 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
 * 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。
 表の太枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。
 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 追加：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。						(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 *：本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。																			
						区分	技術基準規則	項目	境界	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	警報	放管	廃棄	遮蔽
管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容	第四十条第一項	第四十条第二項	第四十条第三項	第四十条第四項	第五十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十一条	
{8038}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	改造																			
{8038-2}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	改造																			
{8035}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	新設																			
{8007-7}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造																			
{8007-10}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンテナ））	改造																			
{8007-8}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造																			
{8009-5}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災感知設備（感知器）	改造																			
{8009-6}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災感知設備（受信機）	改造																			
{8010-5}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	増設																			
{8012-2}	付属設備	その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	改造																			

2220

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

管理番号						区分		地盤		津波		外部衝撃		不法侵入		防火等		溢水		避難通路		安全機能		材料・構造		貯蔵		放射線		非常用電源		通信連絡		その他許可で求める仕様				
																																				技術基準規則	項目	第11条第1項
変更内容	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容	項目	4.2-B1 (境界距離)	5.1-F1 (地盤)	6.1-B1 (耐震)	6.1-F1 (耐震)	7.1-B1 (耐震)	7.1-F1 (耐震)	8.1-B1 (津波)	8.1-F1 (津波)	9.1-B1 (不法侵入)	9.1-F1 (不法侵入)	10.1-B1 (防火)	10.1-F1 (防火)	11.1-B1 (溢水)	11.1-F1 (溢水)	12.1-B1 (避難通路)	12.1-F1 (避難通路)	13.1-B1 (安全機能)	13.1-F1 (安全機能)	14.1-B1 (材料・構造)	14.1-F1 (材料・構造)	15.1-B1 (貯蔵)	15.1-F1 (貯蔵)	16.1-B1 (放射線)	16.1-F1 (放射線)	17.1-B1 (非常用電源)	17.1-F1 (非常用電源)	18.1-B1 (通信連絡)	18.1-F1 (通信連絡)	19.1-B1 (その他)	19.1-F1 (その他)			
{8032-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	-	◎	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
{8055}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W1防護壁)	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
{8056}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏木検知器	-	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{8065-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	遮水板	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{8064-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{1005}	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
{8097-4}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	-	◎	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{8099-3}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	-	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{8099-13}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	-	◎	◎	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{8010-3}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{8035}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2222

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。						(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 * 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。																														
						管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	項目	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項
(8036)	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	改造	境界	第四基準規則	単一ユニット	4.2-B1 (境界高欄壁)																										
(8036-2)	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	改造	地盤	第四基準規則	地盤	5.1-F1 (地盤)	◎																									
(8057)	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W3防護壁)	新設	地震	第六基準規則	耐震	6.1-B1 (垂直地震動)	●																									
(1006)	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	—	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8007-5)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8007-6)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8009-4)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災感知設備(感知器)	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8010-4)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8034)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8037)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										
(8037-2)	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	新設	津波	第七基準規則	自然災害	8.1-B2 (警備)																										

22223

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

管理番号		施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	(凡例*)																												
						(凡例*) 一:当該基準に該当しないもの。 ○:当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎:当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●:当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 ※)本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																													
						区分	消防	衛生	労働安全	環境	その他	電気	機械	化学	原子力	放射線	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他				
						技術基準規則	第四十一条	第四十二条	第四十三条	第四十四条	第四十五条	第四十六条	第四十七条	第四十八条	第四十九条	第五十条	第五十一条	第五十二条	第五十三条	第五十四条	第五十五条	第五十六条	第五十七条	第五十八条	第五十九条	第六十条	第六十一条	第六十二条	第六十三条	第六十四条	第六十五条	第六十六条	第六十七条		
						項目	単一ユニット	複数ユニット	地上	地下	自然災害	人為事故	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め			
[2063]	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	熔接炉No.2-1	粉末取扱フード	改造								●																						
[2064]	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	熔接炉No.2-1	粉末取扱機	改造								●																						
[2065]	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	熔接炉No.2-1	熔接炉	改造				●				●																						
[2067]	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台No.4	—	変更なし				●																										
[2068]	成型施設	第2加工棟 第2-2ベルト室	橋脚伊勢送機 No.2-1圧粉ベルト搬送装置	圧粉ベルト搬送部	変更なし				◎																										
[2068]	成型施設	第2加工棟 第2-2ベルト室	橋脚伊勢送機 No.2-1圧粉ベルト搬送装置	圧粉ベルト取扱部	変更なし				◎																										
[2060]	成型施設	第2加工棟 第2-2ベルト室	橋脚伊勢送機 No.2-1圧粉ベルト搬送装置	圧粉ベルト移載部	変更なし				◎																										
[2061]	成型施設	第2加工棟 第2-2ベルト室	橋脚伊勢送機 No.2-1ボート搬送装置	ボート搬送装置部	改造				◎				●																						
[2062]	成型施設	第2加工棟 第2-2ベルト室	橋脚伊勢送機 No.2-1ボート搬送装置	戻積装置部	変更なし				◎																										
[2063]	成型施設	第2加工棟 第2-2ベルト室	有軌道搬送装置	—	改造				◎																										

2227

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容				区分	(凡例*)										その他許可で求められる仕様								
					変更なし	追加	更新	改造		移設	除去	一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 ※) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																
												区画	境界	地震	地盤	外部衝撃	浸波	外部衝撃	不法侵入		閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵
単一ユニット	複数ユニット	境界警報感度(濃度5%以上)	地震	耐震重要施設	耐震重要施設	自然災害	人為事象	航空機落下	閉じ込め、落下防止	消火及び警報設備	燃焼防止	漏洩防止	漏洩防止	耐火試験	漏えい試験	搬送設備	貯蔵(動燃態)	監視	放射線管理施設	廃棄施設	汚染防止	直接続	換気設備	非常用発電機設備	無線通信用設備	外部への通信連絡		
(2077)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No.2部	変更なし																							
(2078)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置	目視検査部	変更なし																							
(2079)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置	入庫前コンベア部	改造					●																		
(2080)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置	波板移載部	変更なし																							
(2081)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	研磨屑回収装置	改造																							
(2082)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	研削液タンク	変更なし																							
(2083)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	配管	変更なし																							
(2084)	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台No.7	—	変更なし																							
(2085)	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット検査台 No.1	—	改造					●																		

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容) 新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。		(凡例*) 一: 当該基準に該当しないもの。 ○: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 * 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																					
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	振込	許容	放射	汚染防止	遮蔽	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可で求められる仕様	
						第四象第1項	第四象第2項	第四象第3項	地震	地震	外部衝撃	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め
						項目	単一ユニット	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め
						項目	単一ユニット	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め
						項目	単一ユニット	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め	閉じ込め
2087	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	掃帚No.2-1搬送台車	—	変更なし	4.1-F1 (移動距離) 4.2-F1 (圧力係数) 4.2-F2 (磁石容量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2089	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	スタック保管トラック型搬送台車	—	改造	4.1-F1 (移動距離) 4.2-F1 (圧力係数) 4.2-F2 (磁石容量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2090	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	ペレット搬送台車 No.3	—	改造	4.1-F1 (移動距離) 4.2-F1 (圧力係数) 4.2-F2 (磁石容量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3032	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1	—	改造	4.1-F1 (移動距離) 4.2-F1 (圧力係数) 4.2-F2 (磁石容量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3033	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1	トレイ挿入部	変更なし	4.1-F1 (移動距離) 4.2-F1 (圧力係数) 4.2-F2 (磁石容量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)

管理番号		施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分		境界	地盤	地震	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	防護	警報	汚染防止	機械	非常用電源	通信連絡	その他許可を求める仕様
							技術基準規則	項目																		
4003	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	組立機No.1	組立定盤部	変更なし	4.1-F1 (防音制音装置)																				
4004	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	組立機No.1	スウェーjing部	変更なし	4.2-F1 (立位係法)																				
4005	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	組立機No.2	組立定盤部	変更なし	4.2-F2 (器具等)																				
4006	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	組立機No.2	スウェーjing部	変更なし	4.2-F2 (器具等)																				
4007	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	燃料集合体取扱機No.1	—	改造																					
4008	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	型定盤No.1	—	改造																					
4009	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置No.1	—	改造																					
4010	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	立会検査定盤No.1	燃料棒移送(D)部	変更なし																					
4011	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	立会検査定盤No.1	石定盤部	変更なし																					
4012	組立施設	第2加工棟第2-1組立室	立会検査定盤No.1	燃料棒移送(E)部	変更なし																					

2237

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 *：本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった事項を示す。																							
					管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	境界	地盤	地震	外部衝撃	津波	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	振法	貯蔵	監視	放射	汚染防止	遮断
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	項目	境界	地盤	地震	外部衝撃	津波	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	振法	貯蔵	監視	放射	汚染防止	遮断	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可で定める仕様	
							第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項	第四十条第1項	第四十条第3項
5044	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台 No. 2	変更なし	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5045	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4	ペレットリフター	改造	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5046	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4	ペレット保管箱受台	変更なし	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5048	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラック E型リフター	—	改造	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5066	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	第2-2燃料集合体保管区域	—	変更なし	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5067	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	第2-3燃料集合体保管区域	—	変更なし	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5068	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域	—	改造	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5069	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	第2-4燃料集合体保管区域	—	改造	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5060	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	5ton天井クレーン	—	変更なし	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5061	燃料物質量の貯蔵施設	第2加工棟	分析試料保管棚	—	新設	4.1-F1 (移動制御) 4.2-F2 (停止保持)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

(変更内容)					区別	適用技術基準規則	適用項目	適用設計	(凡例*)																					
新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。									(凡例*) ○: 当該基準に該当しないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ○●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。																					
境界 第四号第一項 第四号第二項 第四号第三項					地震 第五号 第六号第一項 第六号第二項 第六号第三項	外部衝撃 第七号 第八号第一項 第八号第二項 第八号第三項	閉じ込め 第九号 第十号 第十一号 第十二号	火災等 第十三号第一項 第十三号第二項 第十三号第三項 第十三号第四項 第十三号第五項 第十三号第六項 第十三号第七項	洪水 第十四号第一項 第十四号第二項 第十四号第三項 第十四号第四項 第十四号第五項 第十四号第六項	避難通路 第十五号第一項 第十五号第二項 第十五号第三項 第十五号第四項 第十五号第五項	安全機能 第十六号第一項 第十六号第二項 第十六号第三項 第十六号第四項	材料・構造 第十七号第一項 第十七号第二項 第十七号第三項	貯蔵 第十八号第一項 第十八号第二項 第十八号第三項	放電 第十九号第一項 第十九号第二項 第十九号第三項	汚染防止 第二十号第一項 第二十号第二項 第二十号第三項	機械 第二十一号第一項 第二十一号第二項 第二十一号第三項	非常用電源 第二十二号第一項 第二十二号第二項 第二十二号第三項	通信機能 第二十三号第一項 第二十三号第二項 第二十三号第三項	その他許可が求められる仕様											
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	境界	地震	外部衝撃	閉じ込め	火災等	洪水	避難通路	安全機能	材料・構造	貯蔵	放電	汚染防止	機械	非常用電源	通信機能	その他許可が求められる仕様									
						単一ユニット	境界幅幅設備(濃縮率5%以上)	自然災害	閉じ込め	消火及び警報設備	洪水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	貯蔵(貯蔵態)	放射線管理施設	汚染防止	遮断線	機械設備	非常用電源設備	通信機能設備	外部との通信機能								
						4.1-F1(密閉) (密閉)	5.1-F1(地震)	8.1-F2(地震)	10.1-F1(落下防止)	11.1-F1(火災検知)	12.1-F1(洪水)	13.1-F1(避難通路)	14.1-F1(構造)	15.1-F1(構造)	16.1-F1(構造)	17.1-F1(構造)	18.1-F1(貯蔵)	19.1-F1(構造)	20.1-F1(構造)	21.1-F1(構造)	22.1-F1(構造)	23.1-F1(通信)								
5062	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	開発試料保管箱	—	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
5011	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5012	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5015	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移動装置No.1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5016	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移動装置No.1-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5019	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベアNo.1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5013	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5014	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.2-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5017	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移動装置No.2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5018	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移動装置No.2-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容) 新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					(凡例*) 一: 当該基準に該当しないもの。 ○: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。																															
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	振動	許容	放射	廃棄	汚染防止	遮断	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可を要する仕様													
						第四基準第1項	第四基準第2項	第四基準第3項	第五基準	第六基準第1項	第六基準第2項	第七基準	第八基準第1項	第八基準第2項	第八基準第3項	第九基準	第十基準	第十一基準第1項	第十一基準第2項	第十一基準第3項	第十一基準第4項	第十一基準第5項	第十二基準	第十三基準	第十四基準第1項	第十四基準第2項	第十四基準第3項	第十四基準第4項	第十五基準第1項	第十六基準	第十七基準	第十八基準第1項	第十九基準	第二十基準	第二十一基準	第二十二基準第1項
5002	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	—	変更なし	単一モニタ	閉じ込め	火災及び警報設備	溢水	安全避難通路	面検条件	耐圧試験	振動設備	許容(防護態)	放射線管理施設	—	—	汚染防止	遮断	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	外部(入)の通信連絡													
5040	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックB型No.1	—	改造	複数モニタ	閉じ込め	火災及び警報設備	溢水	安全避難通路	耐圧試験	振動設備	許容(防護態)	放射線管理施設	—	—	汚染防止	遮断	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	外部(入)の通信連絡														
5040-2	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管パレット	—	改造	監視カメラ	閉じ込め	火災及び警報設備	溢水	安全避難通路	耐圧試験	振動設備	許容(防護態)	放射線管理施設	—	—	汚染防止	遮断	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	外部(入)の通信連絡														
5041	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備No.3	ペレットスタッカクレーン	変更なし	監視カメラ	閉じ込め	火災及び警報設備	溢水	安全避難通路	耐圧試験	振動設備	許容(防護態)	放射線管理施設	—	—	汚染防止	遮断	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	外部(入)の通信連絡														

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分		境界	地盤	地震	津波	外部衝撃	閉じ込め	不法侵入	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵	監視	放電	漏洩	汚染防止	遮断	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可を求める仕様				
						技術基準規則	項目																								技術基準規則	項目		
						第四基準第2項	4.1-F1 (稼動時間制限)																								第四基準第3項	4.2-F2 (稼動時間)		
						第五基準第1項	5.1-F1 (距離)																								第五基準第2項	5.2-F2 (稼動時間)		
6017	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備No.1 系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6018	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6019	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1 系統VII (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6020	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1 系統I (部屋排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6021	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備No.1 系統II (部屋排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6022	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備No.1 系統III (部屋排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6023	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備No.1 系統IV (部屋排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6024	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備No.1 系統V (局所排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6025	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6026	放射性医薬物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1 系統VII (部屋排気系統)	ダクト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(変更内容)
 新設： 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。
 増設： 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。
 追加： 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
 更新： 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
 改修： 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。
 移設： 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。
 撤去： 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

(凡例*)
 ①：当該基準に該当しないもの。
 ②：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ③：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。

(*) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。
 ※の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

変更内容			技術基準規則		火災等		衛生		安全機能		貯蔵		防音		放射線		汚染防止		その他許可を求める仕様	
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	火災等	衛生	安全機能	貯蔵	防音	放射線	汚染防止	その他許可を求める仕様						
6048-5	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)	—	改造															
6048-6	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統)	—	改造															
6048-7	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1 (系統IV、給気系統)	—	改造															
6048-8	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)	—	改造															
6049	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2 系統1 (部屋排気系統)	No.1 排風機	変更なし															
6060	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2 系統2 (局所排気系統)	No.2 排風機	変更なし															
6061	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2 系統3 (局所排気系統)	No.3 排風機	変更なし															
6062	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2 系統3 (局所排気系統)	No.4 排風機	変更なし															

(凡例*)
 ○：当該基準に該当しないもの。
 △：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
 ※ 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。
 表の太枠内は新規規準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容)					(凡例*)																																																																																																																																														
新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					(凡例*) ○: 当該基準に該当しないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ⊙: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 *) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太字枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																																																																																																																														
					管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	第四系第1項	第四系第2項	第四系第3項	第五系第1項	第六系第1項	第六系第2項	第六系第3項	第七系	第八系第1項	第八系第2項	第八系第3項	第九系	第十系	第十一系第1項	第十一系第2項	第十一系第3項	第十一系第4項	第十一系第5項	第十一系第6項	第十一系第7項	第十一系第8項	第十一系第9項	第十一系第10項	第十一系第11項	第十一系第12項	第十一系第13項	第十一系第14項	第十一系第15項	第十一系第16項	第十一系第17項	第十一系第18項	第十一系第19項	第十一系第20項	第十一系第21項	第十一系第22項	第十一系第23項	第十一系第24項	第十一系第25項	第十一系第26項	第十一系第27項	第十一系第28項	第十一系第29項	第十一系第30項																																																																																												
6076	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	単一ユニット	4.1-F1 (予防制御用)	4.2-F1 (立体検査)	4.2-F2 (境界検査)	5.1-F1 (地震)	6.1-F1 (重要度分類)	8.1-F2 (極低風)	8.1-F3 (生体検査)	8.1-F4 (生体検査)	8.2-F2 (放射線)	10.1-F1 (落下防止)	10.1-F2 (放射線)	10.1-F3 (汚染伝わり防止)	10.1-F4 (負圧維持)	10.1-F5 (密閉漏えい防止)	10.1-F6 (真圧監視)	10.1-F7 (耐震性)	10.1-F8 (落下防止)	11.1-F1 (落下防止)	11.1-F2 (火災感知)	11.2-F1 (耐燃性)	11.3-F2 (耐燃性)	11.3-F3 (気圧加圧防止)	11.4-F1 (水害感知)	11.5-F1 (水害感知)	11.6-F1 (放射線)	11.7-F1 (落下防止)	12.1-F1 (気密)	12.1-F2 (気密)	12.1-F3 (気密)	12.1-F4 (気密)	12.1-F5 (気密)	13.1-F1 (気密)	13.1-F2 (気密)	14.2-F1 (検査)	14.3-F1 (検査)	14.4-F1 (検査)	15.1-F1 (検査)	16.1-F1 (検査)	16.1-F2 (検査)	18.2-F1 (検査)	18.3-F1 (検査)	20.1-F1 (検査)	20.1-F2 (検査)	20.1-F3 (検査)	20.1-F4 (検査)	20.1-F5 (検査)	20.1-F6 (検査)	20.1-F7 (検査)	20.1-F8 (検査)	20.1-F9 (検査)	20.1-F10 (検査)	20.1-F11 (検査)	20.1-F12 (検査)	20.1-F13 (検査)	20.1-F14 (検査)	20.1-F15 (検査)	20.1-F16 (検査)	20.1-F17 (検査)	20.1-F18 (検査)	20.1-F19 (検査)	20.1-F20 (検査)	20.1-F21 (検査)	20.1-F22 (検査)	20.1-F23 (検査)	20.1-F24 (検査)	20.1-F25 (検査)	20.1-F26 (検査)	20.1-F27 (検査)	20.1-F28 (検査)	20.1-F29 (検査)	20.1-F30 (検査)	20.1-F31 (検査)	20.1-F32 (検査)	20.1-F33 (検査)	20.1-F34 (検査)	20.1-F35 (検査)	20.1-F36 (検査)	20.1-F37 (検査)	20.1-F38 (検査)	20.1-F39 (検査)	20.1-F40 (検査)	20.1-F41 (検査)	20.1-F42 (検査)	20.1-F43 (検査)	20.1-F44 (検査)	20.1-F45 (検査)	20.1-F46 (検査)	20.1-F47 (検査)	20.1-F48 (検査)	20.1-F49 (検査)	20.1-F50 (検査)	20.1-F51 (検査)	20.1-F52 (検査)	20.1-F53 (検査)	20.1-F54 (検査)	20.1-F55 (検査)	20.1-F56 (検査)	20.1-F57 (検査)	20.1-F58 (検査)	20.1-F59 (検査)	20.1-F60 (検査)	20.1-F61 (検査)	20.1-F62 (検査)	20.1-F63 (検査)	20.1-F64 (検査)	20.1-F65 (検査)	20.1-F66 (検査)	20.1-F67 (検査)	20.1-F68 (検査)	20.1-F69 (検査)	20.1-F70 (検査)	20.1-F71 (検査)	20.1-F72 (検査)	20.1-F73 (検査)	20.1-F74 (検査)	20.1-F75 (検査)	20.1-F76 (検査)	20.1-F77 (検査)	20.1-F78 (検査)	20.1-F79 (検査)	20.1-F80 (検査)	20.1-F81 (検査)	20.1-F82 (検査)	20.1-F83 (検査)	20.1-F84 (検査)	20.1-F85 (検査)	20.1-F86 (検査)	20.1-F87 (検査)	20.1-F88 (検査)	20.1-F89 (検査)	20.1-F90 (検査)	20.1-F91 (検査)	20.1-F92 (検査)	20.1-F93 (検査)	20.1-F94 (検査)	20.1-F95 (検査)	20.1-F96 (検査)	20.1-F97 (検査)	20.1-F98 (検査)	20.1-F99 (検査)	20.1-F100 (検査)
6076-2	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統4 (急冷塔給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	単一ユニット	4.1-F1 (予防制御用)	4.2-F1 (立体検査)	4.2-F2 (境界検査)	5.1-F1 (地震)	6.1-F1 (重要度分類)	8.1-F2 (極低風)	8.1-F3 (生体検査)	8.1-F4 (生体検査)	8.2-F2 (放射線)	10.1-F1 (落下防止)	10.1-F2 (放射線)	10.1-F3 (汚染伝わり防止)	10.1-F4 (負圧維持)	10.1-F5 (密閉漏えい防止)	10.1-F6 (真圧監視)	10.1-F7 (耐震性)	10.1-F8 (落下防止)	11.1-F1 (落下防止)	11.1-F2 (火災感知)	11.2-F1 (耐燃性)	11.3-F2 (耐燃性)	11.3-F3 (気圧加圧防止)	11.4-F1 (水害感知)	11.5-F1 (水害感知)	11.6-F1 (放射線)	11.7-F1 (落下防止)	12.1-F1 (気密)	12.1-F2 (気密)	12.1-F3 (気密)	12.1-F4 (気密)	12.1-F5 (気密)	13.1-F1 (気密)	13.1-F2 (気密)	14.2-F1 (検査)	14.3-F1 (検査)	14.4-F1 (検査)	15.1-F1 (検査)	16.1-F1 (検査)	16.1-F2 (検査)	18.2-F1 (検査)	18.3-F1 (検査)	20.1-F1 (検査)	20.1-F2 (検査)	20.1-F3 (検査)	20.1-F4 (検査)	20.1-F5 (検査)	20.1-F6 (検査)	20.1-F7 (検査)	20.1-F8 (検査)	20.1-F9 (検査)	20.1-F10 (検査)	20.1-F11 (検査)	20.1-F12 (検査)	20.1-F13 (検査)	20.1-F14 (検査)	20.1-F15 (検査)	20.1-F16 (検査)	20.1-F17 (検査)	20.1-F18 (検査)	20.1-F19 (検査)	20.1-F20 (検査)	20.1-F21 (検査)	20.1-F22 (検査)	20.1-F23 (検査)	20.1-F24 (検査)	20.1-F25 (検査)	20.1-F26 (検査)	20.1-F27 (検査)	20.1-F28 (検査)	20.1-F29 (検査)	20.1-F30 (検査)	20.1-F31 (検査)	20.1-F32 (検査)	20.1-F33 (検査)	20.1-F34 (検査)	20.1-F35 (検査)	20.1-F36 (検査)	20.1-F37 (検査)	20.1-F38 (検査)	20.1-F39 (検査)	20.1-F40 (検査)	20.1-F41 (検査)	20.1-F42 (検査)	20.1-F43 (検査)	20.1-F44 (検査)	20.1-F45 (検査)	20.1-F46 (検査)	20.1-F47 (検査)	20.1-F48 (検査)	20.1-F49 (検査)	20.1-F50 (検査)	20.1-F51 (検査)	20.1-F52 (検査)	20.1-F53 (検査)	20.1-F54 (検査)	20.1-F55 (検査)	20.1-F56 (検査)	20.1-F57 (検査)	20.1-F58 (検査)	20.1-F59 (検査)	20.1-F60 (検査)	20.1-F61 (検査)	20.1-F62 (検査)	20.1-F63 (検査)	20.1-F64 (検査)	20.1-F65 (検査)	20.1-F66 (検査)	20.1-F67 (検査)	20.1-F68 (検査)	20.1-F69 (検査)	20.1-F70 (検査)	20.1-F71 (検査)	20.1-F72 (検査)	20.1-F73 (検査)	20.1-F74 (検査)	20.1-F75 (検査)	20.1-F76 (検査)	20.1-F77 (検査)	20.1-F78 (検査)	20.1-F79 (検査)	20.1-F80 (検査)	20.1-F81 (検査)	20.1-F82 (検査)	20.1-F83 (検査)	20.1-F84 (検査)	20.1-F85 (検査)	20.1-F86 (検査)	20.1-F87 (検査)	20.1-F88 (検査)	20.1-F89 (検査)	20.1-F90 (検査)	20.1-F91 (検査)	20.1-F92 (検査)	20.1-F93 (検査)	20.1-F94 (検査)	20.1-F95 (検査)	20.1-F96 (検査)	20.1-F97 (検査)	20.1-F98 (検査)	20.1-F99 (検査)	20.1-F100 (検査)

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)

管理番号 施設区分 設置場所 設備・機器名称 機器名				変更内容	区分		放射線防護規則	放射線管理規則	境界	地盤	地震	外部衝撃	閉じ込め	不法侵入	火災等	洪水	避難通路	安全機能	材料・構造	防護	警報	貯蔵	汚染防止	遮蔽	機気	非常用電源	通信連絡	その他許可を求める仕様
					技術基準規則	項目																						
					4.1-F1 (放射能測定)	4.1-F1 (放射能測定)																						
6084	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	凝集沈降槽No.4	変更なし																							
6087	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機No.1	変更なし																							
6088	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機No.2	変更なし																							
6089	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機No.3	変更なし																							
6090	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機No.4	変更なし																							
6091	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機No.1	変更なし																							
6092	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機No.2	変更なし																							
6093	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽No.1	変更なし																							
6094	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽No.2	変更なし																							
6095	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟第2-1ベレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.1	変更なし																							

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改修：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。				(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 ※) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																																																																																																																							
																							区分	技術基準規則	項目	境界	地盤	地震	建設	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵	警報	放射線	廃棄	汚染防止	遮音	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可を求める仕様																																																																																											
				第四基準第1項	第四基準第2項	第五基準	第六基準第1項	第六基準第2項	第七基準	第八基準第1項	第八基準第2項	第九基準	第十基準	第十一基準第1項	第十一基準第2項	第十一基準第3項	第十一基準第4項	第十一基準第5項	第十一基準第6項	第十一基準第7項	第十一基準第8項	第十一基準第9項				第十一基準第10項	第十一基準第11項	第十二基準	第十三基準	第十四基準第1項	第十四基準第2項	第十四基準第3項	第十四基準第4項	第十五基準第1項	第十五基準第2項	第十六基準	第十七基準	第十八基準第1項	第十八基準第2項	第十九基準	第二十基準	第二十一基準	第二十二基準	第二十三基準	第二十四基準第1項	第二十四基準第2項	第二十五基準第1項	第二十五基準第2項	第二十五基準第3項	第二十五基準第4項	第二十五基準第5項																																																																																								
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	4.1-F1 (放射能測定)	4.2-F1 (放射能測定)	4.2-F2 (放射能測定)	5.1-F1 (地震)	6.1-F1 (重量)	8.1-F1 (構造)	8.1-F2 (構造)	8.1-F3 (電圧)	8.1-F4 (生物学的)	8.2-F2 (電圧)	10.1-F1 (落下防止)	10.1-F2 (落下防止)	10.1-F3 (落下防止)	10.1-F4 (落下防止)	10.1-F5 (落下防止)	10.1-F6 (落下防止)	10.1-F7 (落下防止)	10.1-F8 (落下防止)	11.1-F1 (消火設備)	11.1-F2 (消火設備)	11.1-F3 (消火設備)	11.2-F1 (防音)	11.3-F1 (防音)	11.3-F2 (防音)	11.3-F3 (防音)	11.3-F4 (防音)	11.3-F5 (防音)	11.3-F6 (防音)	11.3-F7 (防音)	11.3-F8 (防音)	11.3-F9 (防音)	11.3-F10 (防音)	11.3-F11 (防音)	11.3-F12 (防音)	12.1-F1 (防音)	12.1-F2 (防音)	12.1-F3 (防音)	12.1-F4 (防音)	12.1-F5 (防音)	12.1-F6 (防音)	12.1-F7 (防音)	12.1-F8 (防音)	12.1-F9 (防音)	12.1-F10 (防音)	12.1-F11 (防音)	12.1-F12 (防音)	12.1-F13 (防音)	12.1-F14 (防音)	12.1-F15 (防音)	12.1-F16 (防音)	12.1-F17 (防音)	12.1-F18 (防音)	12.1-F19 (防音)	12.1-F20 (防音)	12.1-F21 (防音)	12.1-F22 (防音)	12.1-F23 (防音)	12.1-F24 (防音)	12.1-F25 (防音)	12.1-F26 (防音)	12.1-F27 (防音)	12.1-F28 (防音)	12.1-F29 (防音)	12.1-F30 (防音)	12.1-F31 (防音)	12.1-F32 (防音)	12.1-F33 (防音)	12.1-F34 (防音)	12.1-F35 (防音)	12.1-F36 (防音)	12.1-F37 (防音)	12.1-F38 (防音)	12.1-F39 (防音)	12.1-F40 (防音)	12.1-F41 (防音)	12.1-F42 (防音)	12.1-F43 (防音)	12.1-F44 (防音)	12.1-F45 (防音)	12.1-F46 (防音)	12.1-F47 (防音)	12.1-F48 (防音)	12.1-F49 (防音)	12.1-F50 (防音)	12.1-F51 (防音)	12.1-F52 (防音)	12.1-F53 (防音)	12.1-F54 (防音)	12.1-F55 (防音)	12.1-F56 (防音)	12.1-F57 (防音)	12.1-F58 (防音)	12.1-F59 (防音)	12.1-F60 (防音)	12.1-F61 (防音)	12.1-F62 (防音)	12.1-F63 (防音)	12.1-F64 (防音)	12.1-F65 (防音)	12.1-F66 (防音)	12.1-F67 (防音)	12.1-F68 (防音)	12.1-F69 (防音)	12.1-F70 (防音)	12.1-F71 (防音)	12.1-F72 (防音)	12.1-F73 (防音)	12.1-F74 (防音)	12.1-F75 (防音)	12.1-F76 (防音)	12.1-F77 (防音)	12.1-F78 (防音)	12.1-F79 (防音)	12.1-F80 (防音)	12.1-F81 (防音)	12.1-F82 (防音)	12.1-F83 (防音)	12.1-F84 (防音)	12.1-F85 (防音)	12.1-F86 (防音)	12.1-F87 (防音)	12.1-F88 (防音)	12.1-F89 (防音)	12.1-F90 (防音)	12.1-F91 (防音)	12.1-F92 (防音)	12.1-F93 (防音)	12.1-F94 (防音)	12.1-F95 (防音)	12.1-F96 (防音)	12.1-F97 (防音)	12.1-F98 (防音)	12.1-F99 (防音)	12.1-F100 (防音)

2262

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容)					(凡例*)																																		
新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					一: 当該基準に該当しないもの。 ○: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 ※) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																		
					管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	境界	地震	地盤	外部衝撃	閉じ込め	火災等	漏水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵	警報	放電	廃棄	汚染防止	遮蔽	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可/求めた仕様							
技術基準規則	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第四基準第2項	第九基準	第十一基準第1項	第十一基準第2項	第十一基準第3項	第十一基準第4項	第十一基準第5項	第十一基準第6項	第十一基準第7項	第十一基準第8項	第十一基準第9項	第十一基準第10項	第十一基準第11項	第十一基準第12項	第十一基準第13項	第十一基準第14項	第十一基準第15項	第十一基準第16項	第十一基準第17項	第十一基準第18項	第十一基準第19項	第十一基準第20項	第十一基準第21項	第十一基準第22項	第十一基準第23項	第十一基準第24項	第十一基準第25項	第十一基準第26項	第十一基準第27項	
項目	車	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積		
設計番号	4.1-F1 (移動貯蔵)	4.2-F1 (貯蔵)	4.2-F2 (貯蔵)	4.2-F3 (貯蔵)	4.2-F4 (貯蔵)	4.2-F5 (貯蔵)	4.2-F6 (貯蔵)	4.2-F7 (貯蔵)	4.2-F8 (貯蔵)	4.2-F9 (貯蔵)	4.2-F10 (貯蔵)	4.2-F11 (貯蔵)	4.2-F12 (貯蔵)	4.2-F13 (貯蔵)	4.2-F14 (貯蔵)	4.2-F15 (貯蔵)	4.2-F16 (貯蔵)	4.2-F17 (貯蔵)	4.2-F18 (貯蔵)	4.2-F19 (貯蔵)	4.2-F20 (貯蔵)	4.2-F21 (貯蔵)	4.2-F22 (貯蔵)	4.2-F23 (貯蔵)	4.2-F24 (貯蔵)	4.2-F25 (貯蔵)	4.2-F26 (貯蔵)	4.2-F27 (貯蔵)	4.2-F28 (貯蔵)	4.2-F29 (貯蔵)	4.2-F30 (貯蔵)	4.2-F31 (貯蔵)	4.2-F32 (貯蔵)	4.2-F33 (貯蔵)	4.2-F34 (貯蔵)	4.2-F35 (貯蔵)	4.2-F36 (貯蔵)	4.2-F37 (貯蔵)	4.2-F38 (貯蔵)
6133	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	貯留槽No.1	改造																																		
6134	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	貯留槽No.2	改造																																		
6135	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	貯留槽No.3	改造																																		
6136	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	配管	変更なし																																		
6138	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造																																		
6138-2	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	失火検知機構	—	変更なし																																		
6138-3	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	変更なし																																		
6138-4	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	変更なし																																		

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

(変更内容)				(凡例*)																						
<p>新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改定：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること並びに既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 除去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。</p>				<p>一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。</p> <p>*：本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。</p>																						
				管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	境界	地震	地震	外部衝撃	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	許容	放射	廃棄	汚染防止	換気
項目	単一ユニット	複数ユニット	境界警報設備（濃縮度から1以上）	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	自然災害	人災事象	航空機落下	閉じ込め 落下防止	不正アクセス	消火及び警報設備	消火及び警報設備(変電)	不燃性及び難燃性	水害滞留防止	水害設備接地	船舶制限値	強度及び耐食性	貯蔵（粉塵状態）	放射線管理施設	廃棄施設	汚染防止	換気設備	無停電電源設備	通信連絡設備	外部への通信連絡
設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	設計番号	
7005	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室、W1 廃棄物処理室	エアスニファ（管理区域内）	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7006	放射線管理施設	第2加工棟第2フィルタ室	ダストモニタ（換気用モニタ）	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7008	放射線管理施設	第1加工棟第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	移設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7009	放射線管理施設	第2加工棟第2-1貯蔵室、第2-1ベレット保管室、第2-1集合室、第2-1ベレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2集合室、第2-2ベレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-2貯蔵室、第2-2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

管理番号 施設区分 設置場所 設備・機器名称 機器名				変更内容		区分		境界		地震		外部衝撃		閉じ込め		火災等		漏水		避難通路		安全機能		材料・構造		搬送		貯蔵		腐食		汚染防止		その他許可の求める仕様			
								技術基準規則		地盤		建設		閉じ込め		消火及び警報設備		溢水		安全避難通路		耐圧試験		貯蔵（助燃性）		汚染防止		直接線		換気設備		非常用電源		通信連絡		その他許可の求める仕様	
								第四基準第一項	第四基準第二項	第五基準	第六基準第一項	第六基準第二項	第七基準	第八基準第一項	第八基準第二項	第九基準	第十基準	第十一基準第一項	第十一基準第二項	第十一基準第三項	第十一基準第四項	第十二基準	第十三基準	第十四基準第一項	第十四基準第二項	第十四基準第三項	第十四基準第四項	第十五基準第一項	第十五基準第二項	第十六基準	第十七基準	第十八基準第一項	第十八基準第二項	第十九基準	第二十基準	第二十一基準	第二十二基準
項目	項目																																				
7011	放射線管理施設	第2加工棟第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	—	変更なし			◎	◎																												
7012	放射線管理施設	第2加工棟第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）	—	変更なし			◎	◎																												
7013	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵機W1出入管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	—	変更なし			◎	◎																												
7022	放射線管理施設	第2加工棟第2排風機室	エアスニファ（排気口）	—	変更なし			◎	◎																												
7023	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵機W1-1排風機室	エアスニファ（排気口）	—	変更なし			◎	◎																												
7024	放射線管理施設	第2加工棟第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	改造			◎	◎																												
7025	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵機W1廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	改造			◎	◎																												
7026	放射線管理施設	屋外	モニタリングポストNo.1	—	改造			◎	◎																												
7027	放射線管理施設	屋外	モニタリングポストNo.2	—	改造			◎	◎																												
7027-2	放射線管理施設	第2加工棟第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）	—	改造			◎	◎																												

2271

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容)		(凡例*)																						
新設	主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。	○	当該基準に該当しないもの。																					
増設	構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。	◎	当該基準に対して、設計変更がないもの。																					
追加	主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。	◎	当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。																					
更新	既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。	●	当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。																					
改造	既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。	*) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																						
移設	主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。																							
撤去	既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。																							
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	項目	申請書記載	閉じ込め	火災等	漏水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵	放射	汚染防止	機械	非常用電源	通信連絡	その他許可が必要な仕様	
						第四項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項
						単一ユニット	複数ユニット	境界警備設備(濃縮度5%以上)	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震	耐震
7014	放射線管理施設	第2加工棟第1薬物貯蔵機	流し	—	変更なし	4.1-F1 (放射線管理)	4.2-F1 (気体検出)	4.2-F2 (放射線管理)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7015	放射線管理施設	第2加工棟第1薬物貯蔵機	物品検出モニター	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7016	放射線管理施設	第1加工棟第2加工棟第1薬物貯蔵機	低バックグラウンドカウンタ	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7017	放射線管理施設	第1加工棟第2加工棟第1薬物貯蔵機	サーベイメータ	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7018	放射線管理施設	第2加工棟第1薬物貯蔵機	納管光線量計 (TLD)	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7019	放射線管理施設	第2加工棟	放射線測定装置	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7020	放射線管理施設	第1加工棟第2加工棟第1薬物貯蔵機	個人線量計	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7021	放射線管理施設	第2加工棟第1薬物貯蔵機	呼吸保護具	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7030	放射線管理施設	屋外	可搬式ダストサンブラ	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

2272

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)

(変更内容) 新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改定: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。				(凡例*) 一: 当該基準に該当しないもの。 ○: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 *) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																	
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	境界	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震				
						技術基準規則	第四十条第1項	第四十条第2項	第四十条第3項	第五十条	第六十条第1項	第六十条第2項	第六十条第3項	第七十条	第八十条第1項	第八十条第2項	第八十条第3項	第九十条	第十條	第十一條第1項	第十一條第2項	第十一條第3項	第十一條第4項	第十一條第5項	第十一條第6項	第十一條第7項	第十一條第8項	第十一條第9項	第十一條第10項	第十一條第11項	第十一條第12項	第十一條第13項	第十一條第14項	第十一條第15項	第十一條第16項	第十一條第17項	第十一條第18項
						項目	車・エレベーター	複数エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
7033	放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	変更なし																																
7037	その他の加工施設	第1加工棟 第2加工棟 第3加工棟 第4加工棟 第5加工棟 第6加工棟 第7加工棟 第8加工棟	警報集中表示盤	—	変更なし																																
8001	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備 No.1	非常用発電機	改定			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
8003	その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 No.2	非常用発電機	変更なし																																
8005	その他の加工施設	屋外	非常用電源設備A	非常用発電機	変更なし																																
8007-16	その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	改定																																
8007-17	その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	変更なし																																
8007-19	その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし																																
8007-20	その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改定																																
8007-21	その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	改定																																
8008	その他の加工施設	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	変更なし																																

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容) 新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					(凡例*) ○: 当該基準に該当しないもの。 □: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 *) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太字枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																																																																																												
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	境界	地盤	地震	建設	外部衝撃	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	検査	許容	放射	産業	汚染防止	機械	非常用電源	通信連絡	その他許可で定める仕様																																																																																							
						技術基準規則	第四象第1項	第四象第2項	第四象第3項	第五象	第六象第1項	第六象第2項	第六象第3項	第七象	第八象第1項	第八象第2項	第八象第3項	第九象	第十象	第十一象第1項	第十一象第2項	第十一象第3項	第十一象第4項	第十一象第5項	第十一象第6項	第十一象第7項	第十一象第8項	第十一象第9項	第十一象第10項	第十一象第11項	第十一象第12項	第十一象第13項	第十一象第14項	第十一象第15項	第十一象第16項	第十一象第17項	第十一象第18項	第十一象第19項	第十一象第20項	第十一象第21項	第十一象第22項	第十一象第23項	第十一象第24項	第十一象第25項	第十一象第26項	第十一象第27項	第十一象第28項	第十一象第29項	第十一象第30項	第十一象第31項	第十一象第32項	第十一象第33項	第十一象第34項	第十一象第35項	第十一象第36項	第十一象第37項	第十一象第38項	第十一象第39項	第十一象第40項	第十一象第41項	第十一象第42項	第十一象第43項	第十一象第44項	第十一象第45項	第十一象第46項	第十一象第47項	第十一象第48項	第十一象第49項	第十一象第50項	第十一象第51項	第十一象第52項	第十一象第53項	第十一象第54項	第十一象第55項	第十一象第56項	第十一象第57項	第十一象第58項	第十一象第59項	第十一象第60項	第十一象第61項	第十一象第62項	第十一象第63項	第十一象第64項	第十一象第65項	第十一象第66項	第十一象第67項	第十一象第68項	第十一象第69項	第十一象第70項	第十一象第71項	第十一象第72項	第十一象第73項	第十一象第74項	第十一象第75項	第十一象第76項	第十一象第77項	第十一象第78項	第十一象第79項	第十一象第80項	第十一象第81項	第十一象第82項	第十一象第83項	第十一象第84項	第十一象第85項	第十一象第86項	第十一象第87項	第十一象第88項	第十一象第89項	第十一象第90項	第十一象第91項	第十一象第92項	第十一象第93項	第十一象第94項
項目	単一ユニット	複数ユニット	境界警備設備(濃縮度5%以上)	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	自然災害	人為事象	航空機落下	閉じ込め	閉じ込め	消火及び警報設備	溢水	安全避難通路	漏洩防止	内部飛出物	耐圧試験	貯蔵(特選熟)	放射線管理施設	放射線管理施設	汚染防止	遮断設備	非常用電源	通信連絡設備	外部との通信連絡																																																																																							
4.1-F1 (放射線管理)	4.2-F1 (放射線管理)	4.2-F2 (境界警備)	5.1-F1 (地震)	6.1-F1 (重要度分類)	7.1-F1 (重要度分類)	8.1-F1 (重要度分類)	8.1-F2 (重要度分類)	8.1-F3 (重要度分類)	8.1-F4 (重要度分類)	8.1-F5 (重要度分類)	9.1-F1 (重要度分類)	9.1-F2 (重要度分類)	9.1-F3 (重要度分類)	9.1-F4 (重要度分類)	9.1-F5 (重要度分類)	9.1-F6 (重要度分類)	9.1-F7 (重要度分類)	9.1-F8 (重要度分類)	9.1-F9 (重要度分類)	9.1-F10 (重要度分類)	9.1-F11 (重要度分類)	9.1-F12 (重要度分類)	9.1-F13 (重要度分類)	9.1-F14 (重要度分類)	9.1-F15 (重要度分類)																																																																																								
8062	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	新設																																																																																																												
8066	その他の加工施設	第2加工棟	分析設備	—	変更なし																																																																																																												
8066-4	その他の加工施設	第2加工棟	分析設備	計量設備架台 No.12	撤去																																																																																																												
8070-3	その他の加工施設	第2加工棟	試験検査設備	計量設備架台 No.13	撤去																																																																																																												
8070-4	その他の加工施設	第2加工棟	試験検査設備	計量設備架台 No.14	撤去																																																																																																												
8068	その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	改造																																																																																																												
8068-2	その他の加工施設	第1加工棟	放射線測定装置	—	変更なし																																																																																																												
8069	その他の加工施設	第2加工棟	燃料開給設備	—	変更なし																																																																																																												
8070	その他の加工施設	第2加工棟	試験検査設備	—	変更なし																																																																																																												
8071	その他の加工施設	—	搬送設備 (フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	—	変更なし																																																																																																												
8072	その他の加工施設	—	高圧ガス貯蔵施設 (アンモニア、プロパンガス等)	—	変更なし																																																																																																												
8073	その他の加工施設	—	ガス供給施設	—	変更なし																																																																																																												

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

(変更内容) 新設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設: 構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加: 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新: 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					(凡例*) ○: 当該基準に該当しないもの。 ◎: 当該基準に対して、設計変更がないもの。 ⊙: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 * 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太字枠内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																			
管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則	項目	申請平設	防火等	雨水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵	放射	産業	汚染防止	機気	非常用電源	通信連絡	その他許可を要する仕様	
						第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項
8074	その他の加工施設	—	危険物貯蔵施設 (油、薬品等)	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8075	その他の加工施設	—	受電施設	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8076	その他の加工施設	—	空調施設	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8077	その他の加工施設	—	給水及び得排水設備	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8078	その他の加工施設	—	緊急設備 (放射線障害防護用具、非常用通信機器、針刺器等、消火用資機材、その他資機材)	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8079	その他の加工施設	—	緊急対策本部	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8080	その他の加工施設	第2加工棟第2-1作業支援室	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8081	その他の加工施設	第2加工棟第2-1作業支援室	試験開発設備	粉末粉砕篩分装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8082	その他の加工施設	第2加工棟第2-1作業支援室	試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8083	その他の加工施設	第2加工棟第2-1作業支援室	試験開発設備	小型粉末粉砕篩分装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第四条第 1 項	単一ユニット	4.1-F1 (核的制限値)	核的制限値を設定する。
第四条第 2 項	複数ユニット	4.2-B1 (臨界隔離壁)	第 2 加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。
		4.2-F1 (立体角法)	立体角法により評価した核的に安全な配置とする。
		4.2-F2 (臨界計算)	臨界計算により評価した核的に安全な配置とする。
第四条第 3 項	臨界警報設備 (濃縮度 5%以上)	—	—
第五条	地盤	5.1-B1 (地盤)	自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分に支持することができる地盤に設ける。
		5.1-F1 (地盤)	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された基礎に固定する。 屋外に消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する。
第六条第 1 項	耐震	6.1-B1 (重要度分類)	耐震重要度により分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。
		6.1-F1 (重要度分類)	耐震重要度により分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。
第六条第 2 項	耐震重要施設	—	—
第六条第 3 項	耐震重要施設	—	—
第七条	津波	—	—
第八条第 1 項	自然災害	8.1-B1 (欠番)	—
		8.1-B2 (竜巻)	設計竜巻による竜巻荷重を上回る強度を有するとともに、設計竜巻の発生に伴う飛来物による貫通損傷が生じない。
		8.1-B3 (降下火砕物)	建物の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm ³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。
		8.1-B4 (積雪)	建物の屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える。
		8.1-B5 (森林火災)	想定する火災源 (森林) に対する隔離距離が、危険距離以上となる。
		8.1-B6 (落雷)	建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない。
		8.1-F1 (欠番)	—
		8.1-F2 (極低温)	極低温による凍結のおそれがある配管は、断熱材付きとする。 非常用電源設備で使用する冷却水には不凍液を混合するとともに、必要に応じて冷却水の保温を行う。
		8.1-F3 (竜巻)	F1 竜巻による水平荷重及び浮き上がり荷重に耐える。
8.1-F4 (生物学的事象)	換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。		
第八条第 2 項	人為事象	8.2-B1 (欠番)	—
		8.2-B2 (外部火災)	想定する火災源に対する隔離距離が、危険距離以上となること並びに想定する爆発源に対する隔離距離が危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の 2 倍以上の隔離距離を確保している又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。
		8.2-F1 (欠番)	—
		8.2-F2 (電磁的障害)	インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。制御盤の筐体及び電工管には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。
第八条第 3 項	航空機落下	—	—
第九条	不法侵入 不正アクセス	9.1-B1 (堅固障壁)	建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する。
		9.1-B2 (不正アクセス)	施設運転制御系システムには、外部からの不正アクセスを遮断する措置を講じる。
第十条	閉じ込め、落下防止	10.1-B1 (管理区域)	管理区域を第 1 種管理区域と第 2 種管理区域に区分する。
		10.1-B2 (液体漏えい防止)	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。
		10.1-B3 (負圧維持)	建物は漏えいの少ない構造とし、第 1 種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。
		10.1-F1 (落下防止)	搬送又は貯蔵する核燃料物質の落下防止策を講じる。
		10.1-F2 (密閉構造)	核燃料物質を設備又は容器内に閉じ込める。
		10.1-F3 (汚染広がり防止)	汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。液体廃棄物の保管廃棄設備に受け皿を設ける。 防水パンを設置する。
		10.1-F4 (負圧維持)	ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。
		10.1-F5 (液体漏えい防止)	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。
		10.1-F6 (負圧面速)	囲い式フードの負圧・面速を維持する。
10.1-F7 (耐腐食性)	耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する。 酸又はアルカリを取り扱う設備・機器からの排気は、スクラバーにより酸及びアルカリを除去する。		
第十一条第 1 項	消火及び警報設備	10.1-F8 (逆流防止)	非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
		11.1-F1 (消火設備)	消防法に基づいて、消火設備を設置する。
第十一条第 2 項	消火及び警報設備 (安重)	11.1-F2 (火災検知)	消防法に基づいて、自動火災報知設備を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。
		—	—

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十一条第 3 項	不燃性及び難燃性	11.3-B1 (建物本体)	建物・構築物の本体は不燃性材料又は難燃性材料を用いる。
		11.3-B2 (防火区画)	建築基準法に基づいて、床若しくは壁又は特定防火設備で区画する。 使用電圧が 600V を超えるケーブルについては、難燃性ケーブルを使用し火災の拡大を防止する。 分電盤は金属製とし、電気火災の発生を防止する。
		11.3-B3 (貫通部処理)	配管、配線等が防火区画の床又は壁を貫通する場合には、貫通部に防火処置を講じる。
		11.3-F1 (設備本体)	設備本体には不燃性材料又は難燃性材料を用いる。
		11.3-F2 (配線用遮断器)	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		11.3-F3 (火災拡大防止)	電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。 フィルタユニットのろ材はガラス繊維又はセラミック製を使用し、鋼製のケース（フィルタボックス）に収容した状態で使用する。 3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。 油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。 火災区域貫通部に防火ダンパーを設置する。
第十一条第 4 項	水素設備接地	11.4-F1 (水素設備接地)	水素(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。
第十一条第 5 項	水素滞留防止	11.5-F1 (水素滞留防止)	可燃性ガスを取り扱う施設は、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。 可燃性ガスの検出器を設置し、早期に漏えいを検知する。 緊急遮断弁作動後の配管内残留水素が工程室内に漏えいしたとしても爆発限界濃度に達しない。 地震が発生した際に緊急遮断弁を閉する感震計を設置する。
第十一条第 6 項	熱的制限値	11.6-F1 (熱的制限値)	連続焼結炉は、熱的制限値を設定し、これを超えることのないようにする。
第十一条第 7 項	爆発防止	11.7-F1 (爆発防止)	可燃性ガスをを使用する施設、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。 炉内への空気の混入防止のためにフレームカーテンを設置する。 可燃性ガスを燃焼させてから排出する。 燃焼の状態は失火検知器で監視し、失火した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する。
第十二条	溢水	12.1-B1 (無溢水源)	建物内は溢水源がない。
		12.1-B2 (流出防止)	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。また、外部から室内への溢水の流入を防止する。
		12.1-F1 (没水)	加工施設内における溢水の発生により、没水しない構造とする。
		12.1-F2 (水密構造)	粉末保管容器（保管容器 F 型）、粉末投入機、粉末混合機、粉末搬送容器及び供給瓶は、水が容易に侵入しない水密構造とする。 粉末投入機及び粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置する。 粉末投入機、粉末混合機及び供給瓶は、近傍の溢水源となりうる配管を撤去し、当該設備・機器より低い位置の溢水源となり得る配管に遮水板を設置する。 粉末混合機の投入口の閉じ込め弁の開閉は、フットペダル操作とし、粉末投入機からの投入時に作業者が開放する構造とする。 粉末混合機は、漏水を検知後、投入口の閉じ込め弁を閉止し水の侵入を防止する。
		12.1-F3 (漏電遮断器)	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を設置する。
		12.1-F4 (流出防止)	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。
		12.1-F5 (機能維持)	連続焼結炉の制御機能及び気体廃棄設備の機能維持のため、これらの電気・計装盤及び気体廃棄設備においてはモータ等の電気機器、フィルタにおいて、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシール若しくは防水カバーを設置する。
		第十三条	安全避難通路
		13.1-F2 (可搬型照明)	加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する。
第十四条第 1 項	環境条件	14.1-B1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		14.1-F1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
第十四条第 2 項	検査又は試験	14.2-B1 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		14.2-F1 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
第十四条第 3 項	内部飛来物	14.3-F1 (内部飛来物)	天井クレーンは落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。 可燃性ガスを使用する設備は、圧力逃がし機構を設け、炉体損壊による飛散を防止する。
第十四条第 4 項	共用施設	14.4-F1 (共用施設)	第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
第十五条第 1 項	強度及び耐食性	—	—
第十五条第 2 項	耐圧試験 漏えい試験	—	—
第十六条	搬送設備	16.1-F1 (搬送能力)	通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有する。
		16.1-F2 (停電時保持)	停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する。
第十七条	貯蔵（崩壊熱）	—	—

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十八条第 1 項	警報	18.1-F1 (警報)	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する。
		18.1-F2 (監視)	加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態、放射線の測定結果及び火災の発生の有無を集中監視するため、警報集中表示盤に移報信号を転送する。
第十八条第 2 項	インターロック	18.2-F1 (インターロック)	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を設ける。
第十九条	放射線管理施設	19.1-F1 (放射線管理施設)	放射線管理施設を設ける。
第二十条	廃棄施設	20.1-F1 (廃棄能力)	区域ごとに定める保管廃棄能力を有する。
		20.1-F2 (区画)	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、床面にペイントで区域を明示する。
		20.1-F3 (濃度低減)	周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域境界における水中の放射性物質濃度が、原子力規制委員会の定める濃度限度以下となるように廃棄する能力を有する。
		20.1-F4 (排出口)	気体廃棄設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。 液体廃棄設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。
		20.1-F5 (ろ過)	気体廃棄設備に設けるろ過装置は、機能が適切に維持し得るものであり、かつ、核燃料物質等による汚染の除去又は取替えが容易な構造とする。
第二十一条	汚染防止	21.1-B1 (平滑塗装)	第 1 種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。
		21.1-F1 (平滑塗装)	第 1 種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。
第二十二条第 1 項	直接線 スカイシャイン線	22.1-B1 (遮蔽壁等)	周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より低減できる建物の壁及び屋根の厚さ等とする。
第二十二条第 2 項	遮蔽設備	22.2-B1 (遮蔽設備)	壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する。
第二十三条	換気設備	23.1-B1 (換気)	第 1 種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により換気を行う。
		23.1-F1 (換気能力)	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備を設置する。
		23.1-F2 (ろ過)	気体廃棄設備に設けるろ過装置は、機能が適切に維持し得るものであり、かつ、核燃料物質等による汚染の除去又は取替えが容易な構造とする。
第二十四条第 1 項	非常用発電設備	24.1-F1 (非常用電源)	停電時、必要な負荷容量に対し、十分に余裕を持った 240kW の発電容量を有する非常用電源設備 (ディーゼル式発電機) を設置する。 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。
第二十四条第 2 項	無停電電源装置	24.2-F1 (バッテリー)	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。
		24.2-F2 (非発接続)	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。
第二十五条第 1 項	通信連絡設備	25.1-F1 (所内連絡)	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
第二十五条第 2 項	外部への通信連絡	25.2-F1 (所外連絡)	加工施設内に外部への通信連絡設備を備える。
その他許可で求める仕様		99-B1 (梯子)	積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために加工施設の建物の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする。
		99-B2 (隣接建物)	東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第 3 類相当の設計とし、エキスパンションジョイントを設置することで、東側に隣接する一般建物の波及的影響が及ばない。
		99-B3 (建物撤去)	施設を撤去する。
		99-B4 (F3 竜巻)	F3 竜巻の風荷重及び飛来物に耐える。
		99-B5 (1G)	耐震重要度分類第 1 類の建物・構築物は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、S クラスに求められる程度の静的地震力 (1 G 程度) に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。
		99-F1 (1G)	耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる。
		99-F2 (貯蔵能力)	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する。
		99-F3 (設備撤去)	施設を撤去する。
		99-F4 (輸送物臨界)	輸送物で保管することにより、臨界発生を防止する。
		99-F5 (固縛)	廃棄物ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の固定措置を講じる。
		99-F6 (伝送多様性)	有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる。
		99-F7 (吹き込み防止)	F3 竜巻により損傷するおそれがある第 2 加工棟 3 階及び 4 階に設置している気体廃棄設備 No. 1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。

今回申請する建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を以下に記載する表に示す。

建物・構築物	表番号	図番号
第1廃棄物貯蔵棟	添2表1-3-1	図ト-W1建-I-1～図ト-W1建-I-5
第3廃棄物貯蔵棟	添2表1-3-2	図ト-W3建-I-1～図ト-W3建-I-4
発電機・ポンプ棟	添2表1-3-3	図リ-建-I-1～図リ-建-I-4
遮蔽壁 遮蔽壁 No.2、 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3	添2表1-3-4	単純形状のため部位の位置を示す図はなし

添2表1-3-1～添2表1-3-4の凡例を以下に示す。

技術基準	記号	記号の定義
臨界防止	◎	臨界隔離壁である。 数値は必要厚さを示す。
耐震 一次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、地震時においても耐震性以外の安全機能を維持する。
	●	施設の緊急設備として耐震性を確保して設置する。
耐震 二次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、地震時においても耐震性以外の安全機能を維持する。
耐震 さらなる安全裕度	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。
	○	耐震部材には該当しないが、地震時においても耐震性以外の安全機能を維持する。
竜巻 F1	◎	耐F1竜巻性を有しており、F1竜巻評価の対象となる。 数値は強度評価に用いた数値を示す。竜巻対策扉の「骨組」の記載は、竜巻対策扉の骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF1竜巻の影響が及ばず、F1竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
竜巻 F3	◎	耐F3竜巻性を有しており、F3竜巻評価の対象となる。 数値は強度評価に用いた数値を示す。竜巻対策扉の「骨組」の記載は、竜巻対策扉の骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF3竜巻の影響が及ばず、F3竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
積雪／降下火砕物	◎	積雪、降下火砕物に対する安全機能を有している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	積雪、降下火砕物に対する安全機能は有していないが、当該部位には積雪、降下火砕物による影響が及ばず、積雪、降下火砕物に対する安全機能以外の安全機能を維持する。
外部火災（爆発含む）	◎	外部火災発生時の損傷防止機能を有している。
	○	外部火災が発生しても、当該部位には外部火災の影響が及ばず、その他の期待する安全機能を維持する。
航空機落下火災	◎	航空機落下火災発生時の損傷防止機能を有している。
	○	航空機落下火災が発生しても、当該部位には航空機落下火災の影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
不法侵入	◎	不法侵入の防止機能を有している。
閉じ込め①	◎	管理区域境界として閉じ込め機能を有している。
閉じ込め②	◎	室内を負圧状態に維持する機能を有していること。
内部火災	◎	内部火災発生時に延焼防止機能を有している。 数値は耐火時間に必要な厚さを示す。
	○	内部火災が発生しても、当該部位は損傷せず、その他の安全機能を維持する。
溢水	◎	溢水閉込区域（第1種管理区域）外への漏えい防止機能を有している。 PATはパーフェクトエアタイトを示しており、水の流出入がないものとする。堰の数値は漏えい防止に必要な高さを示す。
遮蔽	◎	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮している壁、床又は屋根。 数値は遮蔽モデルに考慮した厚さを示す。
	○	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮していないが、外部線量を可能な限り低減する壁、扉、床又は屋根。
共通	—	機能を期待しない又は有していない。

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (1/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十	十二	二十	備考			
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条	条
								臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮				
								界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
									1	2	裕	F	F	火	火	火	込	込	火	◎						
									次	次	度	1	3	山	災	災	め	め	災	◎						
									次																	
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	W1 廃棄物処理室と屋外 (D 通り/1-2 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-		
		外壁1-2	W1 出入管理室と屋外 (D 通り/2-2,3 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		外壁1-3	居室と屋外 (D 通り/2,3 ⁽¹⁾ -2,3 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	◎	-	◎	-	-	
		外壁1-4	階段と屋外 (D 通り/2,3 ⁽¹⁾ -3 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	
		外壁1-5	階段と屋外 (3 通り/C-D ⁽¹⁾ -D 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	
		外壁1-6	ホールと屋外 (3 通り/C-C,D ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:71)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)	図ト-W1 建-II-1 図ト-W1 建-18 図ト-W1 建-19 図ト-W1 建-24	工事なし 改造	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	-	-	◎	-	○	-	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW1 防護壁で防護	
		外壁1-7	W1 廃棄物搬出入室と屋外 (3 通り/B-C 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:76)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)	図ト-W1 建-II-1 図ト-W1 建-18 図ト-W1 建-19 図ト-W1 建-21	工事なし 改造	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW1 防護壁で防護	
		W1 防護壁	屋外 図ト-W1 建-2 参照	-	防護壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-2 図ト-W1 建-16	新設	-	●	-	-	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	扉71及び扉76をF1飛来物から防護	
		外壁1-8	W1 廃棄物処理室と屋外 (3 通り/A-B 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-
		外壁1-9	W1 廃棄物処理室と屋外 (A 通り/1-3 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(2/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十	十	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	閉		閉	閉	閉	閉
									臨	震	震	震	巻	巻	火	空	法	じ	じ	じ	じ	じ	じ			
									界	1	2	裕	F	F	山	災	侵	込	込	込	込	込	込			
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-10	W1 廃棄物処理室と屋外 (1 通り/A-D 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-			
		外壁 M2-1	W1 廃棄物処理室と屋外 (D 通り/1-2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-		
		外壁 M2-1	W1 廃棄物処理室と屋外 (D 通り/1-2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-5 図ト-W1 建-17 図ト-W1 建-18 図ト-W1 建-19 図ト-W1 建-22	改造	-	○	○	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	F1 竜巻対策扉に改造	
		外壁 M2-2	排気筒と屋外 (D 通り/1,2 ⁽¹⁾ -2 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	○	-	◎	-		
		外壁 M2-3	W1-1 排風機室と屋外 (D 通り/2-3 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-		
		外壁 M2-4	W1-1 排風機室と屋外 (3 通り/C-D 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1 図ト-W1 建-18 図ト-W1 建-19 図ト-W1 建-23	改造	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	F1 竜巻対策扉に改造	
		外壁 M2-5	吹抜と屋外 (3 通り/B-C 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-		
		外壁 M2-6	W1 廃棄物処理室と屋外 (3 通り/A-B 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
		外壁 M2-7	吹抜と屋外 (A 通り/1-3 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
外壁 M2-8	W1 廃棄物処理室と屋外 (1 通り/A-D 通り間) 図ト-W1 建-I-1 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1 建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-			

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (3/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十二	十二	備考								
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条						
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮						
									界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
									1	2	裕	F	F	山	火	火	侵	込	込	火									
									次	次	度	1	3		災	災	入	め	め	災									
									①	②		①	②																
2階	外壁・外部扉	外壁2-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-1_2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎				
		外壁2-2	排気筒と屋外 (D通り/1_2 ⁽¹⁾ -2通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎			
		外壁2-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
		外壁2-4	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
		外壁2-5	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
		外壁2-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-1_2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
		外壁3-2	排気筒と屋外 (D通り/1_2 ⁽¹⁾ -2通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	
		外壁3-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎
		外壁3-4	W1廃棄物貯蔵室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎
		外壁3-5	第1廃棄物貯蔵室屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能（4/8）

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十二	十二	備考						
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条				
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮				
									界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
										1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火						
										次	次	度	1	3		災	災	入	め	め	災						
3階	外壁・外部扉	外壁3-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間)	F1竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—			
			図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界																							
1階	内壁・内部扉	内壁1-1	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
			図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		内壁1-2	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
			図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		内壁1-3	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
			図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 自動扉(扉:82)	鉄筋コンクリート 鉄	図ト-W1建-II-1 図ト-W1建-18	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		堰	図ト-W1建-5参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-5 図ト-W1建-17	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	◎	○	—	
			図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:74)	鉄筋コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-II-1 図ト-W1建-18 図ト-W1建-19	工事なし 改造	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	○	—	管理区域境界扉
		内壁1-4	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
			図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
内壁1-5	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
内壁1-6	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
内壁1-7	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	—	—	—	○	—	○	—		
	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	—	—	—	○	—	○	—		
内壁1-8	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
内壁1-9	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
内壁1-10	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	—	—	—	○	—	○	—		
	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	—	—	—	○	—	○	—		

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (5/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考						
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮				
								界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
								臨	1	2	裕	F	F	山	火	災	入	①	②	火	災	災	備					
1階	内壁・内部扉	内壁1-11	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	—				
					シャッタ (SS-1)	鉄		図ト-W1建-18	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		内壁1-12	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	◎	○	◎	○	—		
					扉 (扉:72) (既設溢水対策2)	鉄		図ト-W1建-5	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	○	◎	○	—			
		内壁1-13	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	◎	○	◎	○	—		
					扉 (扉:73) (既設溢水対策3)	鉄 (特定防火設備)		図ト-W1建-5	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—			
		内壁1-14	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					けい酸カルシウム板壁	けい酸カルシウム板		図ト-2-1-18	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		内壁1-15	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					けい酸カルシウム板壁	けい酸カルシウム板		図ト-W1建-17	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		内壁1-16	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					けい酸カルシウム板壁	けい酸カルシウム板		図ト-2-1-19	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		中2階	内壁・内部扉	内壁M2-1	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—	
						火災区画境界	扉 (扉:75) (溢水対策3)	鉄 (特定防火設備)		図ト-W1建-5	改造	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—	
				内壁M2-2	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—
						火災区画境界	扉 (扉:75) (溢水対策3)	鉄 (特定防火設備)		図ト-W1建-17	改造	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—	
内壁M2-3	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照			溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	◎	○	◎	○	—		
				溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-18	改造	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—			

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(6/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	二十	備考					
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条			
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮				
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火						
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災						
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災						
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災						
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-4	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	○	-	○	○	-	-	◎	-	◎	-	○	-	-	-	
		内壁M2-5	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-
		内壁M2-6	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	安全機能なし
		内壁M2-7	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	○	◎	○	-	-	-
		内壁M2-8	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	○	◎	○	-	-	-
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	○	-	○	○	-	-	◎	-	◎	-	○	-	-	-	
3階	内壁・内部扉	内壁3-1	図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	○	-	○	○	-	-	◎	-	◎	-	○	-	-	-	
1階	床	S1-1	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	-	◎	-	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	○	◎	-	-	-	-	
		グレーチング	図ト-W1建-5参照	溢水防護区画	グレーチング (溢水対策1)	鋼	図ト-W1建-5 図ト-W1建-17	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○	◎	-	-	内部溢水対策で設置	
		S1-2	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 溢水防護区画	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図ト-W1建-I-3	工事なし	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	○	◎	-	-	-	-	
		S1-3	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	-	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図ト-W1建-I-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能なし

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(7/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	火	火	侵	込	込	火	水	蔽			
中2階	床	SM2-1	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	—	合成スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		SM2-2	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	○	◎	○	○	—		
		SM2-3	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	○	—	○	—		
		SM2-4	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	—	
		SM2-5	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	
		SM2-6	図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	—	合成スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
2階	床	S2-1	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-4	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	○	◎	◎	—		
		S2-2	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-4	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	○	◎	◎	◎	遮蔽ははり厚さを考慮してとする。	
		S2-3	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-4	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
3階	床	S3-1	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-4	工事なし	—	◎	—	—	○	◎	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	◎	—
		S3-2	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-4	工事なし	—	◎	—	—	○	◎	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	◎	遮蔽ははり厚さを考慮してとする。
		S3-3	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-I-4	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(8/8)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	六条		八条			九条	十条	十条六号	十一条	十二条	二十二条	備考	
									四 条	臨 界	耐 震 1 次	耐 震 2 次	耐 震 裕 度								竜 巻 F 1
R階	屋根	SR-1	図ト-W1建-I-5 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 屋根スラブ参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-I-5	工事なし	—	◎	—	—	◎	◎	—	○	—	—	◎	—	
<p>(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_bはa通りとb通りの間) を示す。 (2) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「—」とする。 (3) 溢水には加工施設技術基準第十条七号の閉じ込めの要求事項を含む。</p>																					
									—	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟工事概要図 地震による損傷の防止 図ト-W1建-I-3~図ト-W1建-I-5 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図	—	図ト-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟工事概要図 地震による損傷の防止	—	図ト-W1建-I-2 9 防護対象施設と敷地内の竹木及び廃棄物施設の位置関係等 付属書類6 外部からの噴霧(外部火災・爆発)による損傷の防止に関する基本方針書 図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟工事概要図 外部からの噴霧(降下火災)による損傷の防止 付属書類5 外部からの噴霧(積雪及び降下火災)による損傷の防止に関する基本方針書 図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟工事概要図 外部からの噴霧(竜巻)による損傷の防止 図ト-W1建-I-1~図ト-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ)図 付属書類4 外部からの噴霧(竜巻)による損傷の防止に関する基本方針書	—	図ト-W1建-I-3 1 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分 図ト-W1建-I-6 第1廃棄物貯蔵棟工事概要図 人の不法な侵入の防止	—	図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟工事概要図 火災における損傷の防止 付属書類8-1 火災等による損傷の防止(火災影響評価)に関する基本方針書	—	図ト-W1建-I-5 直接接の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟)	

添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (1/2)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考								
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条						
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮							
									界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽							
									1	2	2	裕	F	F	山	火	火	侵	込	込	火	水	蔽							
									次	次	度	1	3		災	災	入	め	め	災										
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:91)	鉄筋コンクリート 鉄 (特定防火設備)	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—			
			W3防護壁 図ト-W3建-2参照	—	防護壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-14	新設	—	●	—	—	◎	—	○	◎	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—	○	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW3防護壁で防護		
			(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—
			(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	—
			(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	—
2階	外壁・外部扉	外壁2-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	—			
			(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	
			(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—
			(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	—
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-2 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:92)	鉄筋コンクリート 鉄 (特定防火設備)	図ト-W3建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	—			
			(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-2 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-2	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	F1 竜巻対策扉に改造
		図ト-W3建-15 図ト-W3建-16 図ト-W3建-19	改造	—	○	○	—	◎	—	○	◎	—	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—		

添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (2/2)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六	八		九	十	十	十	十一	十二	二十	備考		
									条 臨界	条 耐震1次	条 耐震2次	条 耐震裕度									条 竜巻F1	条 竜巻F3
3階	外壁・外部扉	外壁 3-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-2 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:93) 鉄 (特定防火設備)		図ト-W3建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	F1竜巻対策扉に改造	
		外壁 3-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-2 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
1階	床	S1-1 図ト-W3建-I-3 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ参照	管理区域境界	土間コンクリート	図ト-W3建-I-3		工事なし	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-	-	-	
2階	床	S2-1 図ト-W3建-I-3 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	図ト-W3建-I-3		工事なし	-	◎	-	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
3階	床	S3-1 図ト-W3建-I-4 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	図ト-W3建-I-4		工事なし	-	◎	-	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		S3-2 図ト-W3建-I-4 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	図ト-W3建-I-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	安全機能なし
R階	屋根	SR-1 図ト-W3建-I-4 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-I-4	工事なし	-	◎	-	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-		
<p>図ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 地震による損傷の防止</p> <p>図ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 地震による損傷の防止</p> <p>図ト-W3建-1-3~図ト-W3建-1-4 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図</p> <p>図ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 地震による損傷の防止</p> <p>図ト-W3建-2 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止</p> <p>図ト-W3建-II-1~図ト-W3建-II-2 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置・構造 (材料・厚さ) 図</p> <p>付属書類4 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止に関する基本方針書</p> <p>図ト-W3建-3 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 外部からの衝撃 (落下火災物) による損傷の防止</p> <p>図ト-W1建-26~図ト-W1建-29 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係等</p> <p>図ト-W3建-5 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 人の不法な侵入の防止</p> <p>図ト-W3建-21 第3廃棄物貯蔵棟 管理区域区分</p> <p>図ト-W3建-4 第3廃棄物貯蔵棟工事概要図 火災における損傷の防止</p> <p>付属書類8-1 火災等による損傷の防止 (火災影響評価) に関する基本方針書</p> <p>図ト-W3建-20 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟)</p>																						

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (1/4)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十二	二十	備考							
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条					
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮					
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
										1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火							
										次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災							
																		①	②									
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—			
					扉 (扉:95)	鉄 (特定防火設備)		図リ-建-1-13 図リ-建-1-14 図リ-建-1-16	改造	—	○	○	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	○	F1 竜巻対策扉に改造			
		外壁1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—		
					扉 (扉:96)	鉄 (特定防火設備)		図リ-建-1-13 図リ-建-1-14 図リ-建-1-17	改造	—	○	○	—	◎	—	○	—	—	—	—	◎	—	○	F1 竜巻対策扉に改造				
		外壁1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—		
					扉 (扉:97)	鉄 (特定防火設備)		図リ-建-1-13 図リ-建-1-14 図リ-建-1-18	改造	—	○	○	—	◎	—	○	—	—	—	—	◎	—	○	F1 竜巻対策扉に改造				
		外壁1-4	ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—		
		外壁1-5	ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—		
		外壁1-6	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1 図リ-建-1-11	改造	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—	エキスパンションジョイント を設置	
外壁1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—				
外壁1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—				
外壁1-9	発電機室と屋外 (I通り/A-B通り間) 図リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—				
																									避難用扉として追加設置 (F1 竜巻対策扉)			

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能(2/4)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条	
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	二		
									界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	十		
										1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火		二		
										次	次	度	1	3		災	災	入	め	め	災		二		
																			①	②			二		
																							二		
																							二		
1階	外壁・外部扉	外壁I-10	コンプレッサ室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図リ-建-I-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	
		外壁I-11	ポンプ室と屋外 (4通り/A-B通り間) 図リ-建-I-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-1	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎
R階	外壁・外部扉	外壁R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
		外壁R-2	発電機棟屋上 (3通り/A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ -B通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
		外壁R-3	発電機棟屋上 (3通り/A-A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
		外壁R-4	ポンプ棟屋上 (4通り/A-A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
		外壁R-5	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2 図リ-建-I-1 1	改造	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
		外壁R-6	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
		外壁R-7	発電機棟屋上 (B通り/2 ⁽¹⁾ 3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		外壁R-8	発電機棟屋上 (A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り/2 ⁽¹⁾ 3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		外壁R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4 ⁽¹⁾ 5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (3/4)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	蔽			
									界	次	次	度	1	3				入	め	め	災					
R階	外壁・外部扉	外壁R-10	ポンプ棟屋上 (A _B ⁽¹⁾ 通り/4-4 ₅ ⁽¹⁾ 通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	—	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-II-2	工事 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		外壁R-11	ポンプ棟屋上 (A _B ⁽¹⁾ 通り/4-4 ₅ ⁽¹⁾ 通り間) 図リ-建-I-2 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 R階壁参照	—	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-II-2	工事 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
1階	内壁・内部扉	内壁I-1	図リ-建-I-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	—	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	◎	—	
		内壁I-2	図リ-建-I-1 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階壁参照	—	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-II-1	工事 なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
1階	床	SI-1	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	土間コンクリ ート	コンクリ ート (鉄筋入り)	図リ-建-I-3	工事 なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
		SI-2	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
		SI-3	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
		SI-4	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
		SI-5	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		SI-6	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		SI-7	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		SI-8	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		SI-9	図リ-建-I-3 発電機・ポンプ棟 部 位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリ ート床スラブ	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-I-3	工事 なし	—	◎	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—

添2表1-3-4 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 の各部位が有する安全機能

名称	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
								条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮	
								臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽		
								界	1	2	裕	F	F	山	災	災	侵	込	込	火	災	災	備	
								—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—
遮蔽壁 No. 2	壁	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	[Dashed Box]	図リ-建-2-2 図リ-建-2-3	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	
遮蔽壁 No. 3	壁	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-2-2 図リ-建-2-3	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	

技術基準規則への適合状況の説明

技術基準規則の各条項における適合状況の説明において、二重四角枠内に当該条項の内容を示す。また、当該条項に関連する加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)申請書(以下「加工事業変更許可申請書」という。)の記載(添付書類1参照)を一重四角枠内に示す。

なお、加工事業変更許可申請書に示したとおり、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

(i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状寸法とする。ただし、少量の溶液の化学分析に用いる最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。

文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限（容積制限）は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添5ニ(i)の第1表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ($K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(i)の第3表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(i)の第2表 質量制限値

添5ニ(i)の第3表 臨界計算による核的制限値

添5ニ(i)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様

添5ニ(i)の第1図～添5ニ(i)の第22図 臨界計算モデル

(記載 No. 2-2)

(i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせで制限する。

添5ニ(i)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值（臨界に達するおそれのない値）の1/2未満の値により、添5ニ(i)の第2表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ($K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$) であることを確認して決定した形状

寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。

添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(イ)の第2表 質量制限値

添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値

添5ニ(イ)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様

添5ニ(イ)の第1図～添5ニ(イ)の第22図 臨界計算モデル

(記載 No. 2-3)

[4.1-F1]

本申請の対象である設備・機器の核的制限値を次表のとおり設定し、臨界を防止する設計とする。臨界防止の安全設計上、複数の設備・機器をまとめて1つの単一ユニットとする場合がある。

なお、次表に示す設備・機器のうち2 ton 天井クレーン No. 1 及び2. 8 ton 天井クレーンは、燃料集合体保管ラック C 型 No. 1、燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 及び燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 に燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンとして評価に含まれている。

各単一ユニットの臨界安全に係る設計方針を付属書類 1 に示す。

核燃料物質の臨界防止に係る単一ユニットの臨界安全評価について、既認可からの変更はない。

なお、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 の臨界安全評価は加工事業変更許可において既認可から見直しを行っている。これは、最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るためであり設備の構造を変更するものではないため、これらの設備から構成される単一ユニットの大きさに変更はない。

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト —	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数：6 個以下（粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器1 個を含めた粉末保管容器 24 個以下） ・粉末保管容器 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下／粉末保管容器	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機 —	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数：6 個以下（粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器1 個を含めた粉末保管容器 24 個以下） ・粉末保管容器 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下／粉末保管容器	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 —	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・質量：50 kgU235 以下 （粉末投入機で取り扱う粉末保管容器1 個分（1.1 kgU235 を含む））	原規規発第1801233号 （平成30年1月23日）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機 —	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・質量：50 kgU235 以下 （粉末投入機で取り扱う粉末保管容器1 個分（1.1 kgU235 を含む））	原規規発第1801233号 （平成30年1月23日）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・幾何学的形状（容積）：50 L 以下	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・幾何学的形状（容積）：50 L 以下	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）
	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No.2-1 供給瓶	・濃縮度：5 wt%以下 ・減速条件：H/U≤1.0 ・供給瓶本体 質量：50 kgU235 以下 ・粉末取出配管 直径：20 cm 以下 長さ：100 cm 以下	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No.2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：5.0 cm 以下	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量：0.75 kgU235 以下	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 破碎装置	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量：0.65 kgU235 以下	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フード	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量：0.75 kgU235 以下	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量：0.75 kgU235 以下	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）	

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成形施設	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No.4 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量：0.65 kgU235 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボー ト搬送装置 ボート搬送装置部	・濃縮度 5 wt%以下 ・高さ：12 cm 以下 ・幅：31 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボー ト搬送装置 段積装置部	・濃縮度 5 wt%以下 ・高さ：12 cm 以下 ・幅：31 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・高さ：12 cm 以下 ・幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No.2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・高さ：12 cm 以下 ・幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・高さ：12 cm 以下 ・幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	・濃縮度 5 wt%以下 ・高さ：12 cm 以下 ・幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ搬送部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ保管台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2- 1 ペレット供給機	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2- 1 センタレス研削盤	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.1 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.2 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 波板移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状 (容積) : 19 L 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状 (容積) : 19 L 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量 : 0.75 kgU235 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	スクラップ保管ラック F 型運搬台車 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	ペレット運搬台車 No.3 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (B) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	6 安(核規)第 592 号 (平成 6 年 10 月 13 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	12 安(核規)第 894 号 (平成 12 年 12 月 7 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1) —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 組立定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 スウェーピング部	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2 組立定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2 スウェーピング部	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No. 1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No. 1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No. 1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 石定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管室	2ton天井クレーンNo.1 —	・濃縮度5wt%以下 ・燃料集合体数：1体以下	57安(核規)第692号 (昭和58年4月16日)
	第2加工棟 第2梱包室 第2集合体保管室	2.8ton天井クレーン —	・濃縮度5wt%以下 ・燃料集合体数：1体以下	11安(核規)第178号 (平成11年4月21日)
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 ┌───┐ └───┘	スクラップ保管ラックF 型No.2-1 —	・濃縮度5wt%以下 ・ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離：10cm以上 棚収納部高さ：9.5cm以下 ペレット保管容器 縦：27.5cm以下 横：27.5cm以下 ・中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0wt%以上)	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)
	第2加工棟 ┌───┐ └───┘	スクラップ保管ラックD 型No.2-1 —	・濃縮度5wt%以下 ・減速条件 $H/U \leq 1.0$ ・粉末保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器の面間距離：30.5cm以上 棚収納部高さ：9.5cm以下 粉末保管容器 直径：30cm以下 高さ：22cm以下 質量：1.1kgU235以下/粉末保管容器	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)
	第2加工棟 ┌───┐ └───┘	スクラップ保管ラックE 型No.2-1 —	・濃縮度5wt%以下 ・減速条件 $H/U \leq 1.0$ ・粉末保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器の面間距離：10cm以上 粉末保管容器 直径：30cm以下 高さ：22cm以下 質量：1.1kgU235以下/粉末保管容器 ・中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0wt%以上)	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)

表 設備・機器の核的制限値




区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット保管ラックD型 No. 2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離：10 cm 以上 ペレット保管容器 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 ・中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を配置する 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率 1.0 wt%以上） 	平成 16・01・13 原第 8 号 （平成 16 年 3 月 5 日）
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下 1 パレット当たりのペレット保管容器（保管容器G型）個数：4 個以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 幅：23 cm 以下 長さ：27.5 cm 以下 高さ：8 cm 以下 パレット上での配置範囲 長さ：62 cm 以下 幅：57 cm 以下 ペレット層数：7 層以下／ペレット保管容器（保管容器G型） ペレットトレイ 厚さ：0.07 cm 以上 材質：ステンレス鋼 	57 安(核規)第 692 号 （昭和 58 年 4 月 16 日）
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下 1 パレット当たりのペレット保管容器（保管容器G型）個数：4 個以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 幅：23 cm 以下 長さ：27.5 cm 以下 高さ：8 cm 以下 パレット上での配置範囲 長さ：62 cm 以下 幅：57 cm 以下 ペレット層数：7 層以下／ペレット保管容器（保管容器G型） ペレットトレイ 厚さ：0.07 cm 以上 材質：ステンレス鋼 	5 安(核規)第 58 号 （平成 5 年 3 月 12 日）

表 設備・機器の核的制限値






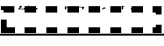
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下 1 パレット当たりのペレット保管容器 (保管容器G型) 個数: 4 個以下 ペレット保管容器 (保管容器G型) 幅: 23 cm 以下 長さ: 27.5 cm 以下 高さ: 8 cm 以下 パレット上での配置範囲 長さ: 62 cm 以下 幅: 57 cm 以下 ペレット層数: 7 層以下/ペレット保管容器 (保管容器G型) ペレットトレイ 厚さ: 0.07 cm 以上 材質: ステンレス鋼 	5安(核規)第58号 (平成5年3月12日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下 1 パレット当たりのペレット保管容器 (保管容器G型) 個数: 4 個以下 ペレット保管容器 (保管容器G型) 幅: 23 cm 以下 長さ: 27.5 cm 以下 高さ: 8 cm 以下 パレット上での配置範囲 長さ: 62 cm 以下 幅: 57 cm 以下 ペレット層数: 7 層以下/ペレット保管容器 (保管容器G型) ペレットトレイ 厚さ: 0.07 cm 以上 材質: ステンレス鋼 	57安(核規)第692号 (昭和58年4月16日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ 9.8 cm 以下 1 パレット当たりのペレット保管容器 (保管容器G型) 個数: 4 個以下 ペレット保管容器 (保管容器G型) 幅: 23 cm 以下 長さ: 27.5 cm 以下 高さ: 8 cm 以下 パレット上での配置範囲 長さ: 62 cm 以下 幅: 57 cm 以下 ペレット層数: 7 層以下/ペレット保管容器 (保管容器G型) ペレットトレイ 厚さ: 0.07 cm 以上 材質: ステンレス鋼 	57安(核規)第692号 (昭和58年4月16日)
	第2加工棟 	ペレット保管ラックE型 リフター —	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 	57安(核規)第692号 (昭和58年4月16日)
	第2加工棟 	分析試料保管棚 —	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 	平成19・08・28原第3号 (平成19年10月1日)
	第2加工棟 	開発試料保管棚 —	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	分析設備 粉末取扱フード No. 1 粉末取扱フード No. 2 粉末取扱フード No. 3 ドラフトチャンバ No. 1 ドラフトチャンバ No. 2 ドラフトチャンバ No. 3 分析設備 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量 : 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する)	平成19・08・28原第3号 (平成19年10月1日)
	第2加工棟	燃料開発設備 スクラップ処理装置 試料調整用フード 試料調整用フード No. 1 試料調整用フード No. 2 粉末取扱フード プレス 加熱炉 小型雰囲気可変炉 燃料開発設備 — 試験検査設備 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量 : 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウラン(開発試料保管棚を除く)の総量を管理する)	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)

(iv) 核的制限値を設定するに当たって文献値を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、均質・非均質の別及び減速条件を考慮した上で、最適な減速条件かつ水全反射条件における値を参照する。また、臨界計算を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、密度、幾何学的形状及び減速条件、並びに中性子吸収材を考慮し、最も厳しい結果となるよう中性子の減速、吸収及び反射の条件を設定し、かつ、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込む。臨界に達するおそれのない中性子実効増倍係数 ($K_{eff}+3\sigma$) は0.95以下とする。

文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限(容積制限)は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添5ニ(i)の第1表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值(臨界に達するおそれのない値)の1/2未満の値により、添5ニ(i)の第2表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ($K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(i)の第3表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(i)の第2表 質量制限値

添5ニ(i)の第3表 臨界計算による核的制限値

添5ニ(i)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様

添5ニ(i)の第1図～添5ニ(i)の第22図 臨界計算モデル

(記載 No. 2-5)

[4.1-F1]

臨界計算を用いて核的制限値を設定した場合は全て、化学的組成の考慮においては酸化ウラン粉末又はペレット(燃料棒及び燃料集合体を含む)とし、濃縮度については5%以下の濃縮ウランであることから上限の5%とし、粉末のかさ密度については実績値の最大値を踏まえて安全側に設定し、ペレット(燃料棒及び燃料集合体を含む)の密度については理論密度100%とし、幾何学的形状及び減速条件の考慮においては最も厳しい結果となる条件(減速条件については(記載 No. 2-10)を参照)を設定し、並びに中性子吸収材の考慮においては中性子吸収材の添加量の下限を条件として設定し、反射の条件としては水全反射条件を設定した上で、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込むように、中性子実効増倍係数 ($K_{eff}+3\sigma$) を0.95以下としている。

(v)核的制限値を定めるに当たって参照する文献値は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(1) 参考文献

(i)～(xiii)

(2) 臨界計算コード

(i) KENO V. a

モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する ENDF/B-V 44 群セットである。

(記載 No. 2-6)

[4.1-F1]

使用した臨界計算コード KENO V. a は、米国原子力規制委員会 (NRC) が原子力施設や原子燃料容器等の許認可評価のための解析手法を標準化するために立案し、この支援の下に米国オークリッジ国立研究所 (ORNL) が開発した SCALE コードシステム (A Modular Code System for Performing Standardized Computer Analysis for Licensing Evaluation) の一部のモンテカルロ計算コードであり、臨界安全評価の分野で世界的に広く使用されているコードである。44 群ライブラリは、典型的な軽水炉スペクトルを対象として作成された詳細群ライブラリ (238 群ライブラリ) をベースとして WH 社製 PWR17 型燃料の中性子スペクトルを使って 44 群の中性子エネルギー群構造に縮約したものである。

KENO V. a コードと 44 群ライブラリの組合せについては、評価手法の信頼性が ORNL から公開された以下の資料に報告されている。

“Validation of the SCALE Broad Structure 44-Group ENDF/B-V Cross-Section Library for Use in Criticality Safety Analyses”, M. D. DeHart, S. M. Bowman, NUREG/CR-6012, ORNL/TM-12460 (1994).

この報告書には、低濃縮ウランを用いた燃料棒格子体系の臨界実験として計 59 ケース、低濃縮ウランを用いた溶液体系及び U_3O_8 粉末缶の配列体系等の均質体系とみなせる臨界実験として計 11 ケースの解析結果が掲載されている。これらを含む多数のベンチマーク計算を行って実験値との対比をし、信頼度の十分高いことが立証されたものであることを確認している。

(5) 核的制限値の変更

最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第 2 加工棟第 2-1 混合室、第 2-2 混合室、第 2-1 ペレット室、第 2-1 燃料棒加工室及び第 2-1 組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コード KENO IV 及び臨界計算コード KENO V. a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コード KENO V. a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(記載 No. 23-34)

[4.1-F1]

実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更す

る。また、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 の計算結果について、使用する臨界計算コードを KENO IV 及び KENO V. a (27 群ライブラリ) から臨界計算コード KENO V. a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) 形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって形状寸法を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-8)

[4. 1-F1]

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有し安全機能が損なわれることがないことを確認している。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(d) 核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。

(記載 No. 2-11)

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(d) 減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。

(記載 No. 2-12)

[4. 1-F1]

第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計であることを確認している。また、減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じることを確認している。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) また、幾何学的形状を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって幾何学的形状を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-9)

形状寸法制限又は幾何学的形状の制限の逸脱を防止するため、設備形状によりウランを取り扱う設備・機器の形状寸法又は幾何学的形状を維持するか、ペレットを焼結ボートに積載するときは、形状寸法制限の逸脱がないことを高さ制限棒で確認し、ペレットを波板に積載する場合は、積載段数を制限する。

(記載 No. 15-4)

燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。

(記載 No. 15-5)

[4. 1-F1]

設備形状によりウランを取り扱う設備・機器の形状寸法又は幾何学的形状を維持する。ペレットを焼結ボートに積載するときは、形状寸法制限の逸脱がないことを高さ制限棒で確認し、ペレットを波板に積載する場合は積載段数を制限する。また、燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を設備・機器に保管する貯蔵施設では、貯蔵施設内の容器等の間の離隔距離が逸脱することがないように、設備・機器の構造によって容器等の配列の間隔を担保する。

(記載 No. 15-8)

[4. 1-F1]

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器を設備・機器に保管する貯蔵施設では、「形状寸法に対する核的制限値の設定に関する事項(記載 No. 2-2)」のとおり、核的制限値として棚配列の間隔を設定している。この棚配列の間隔について、「形状寸法の維持に関する事項(記載 No. 2-8)」に示したとおり、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認することで、貯蔵施設内の容器等の間の離隔距離が逸脱することがないように設計している。

設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならない場合は移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

(記載 No. 15-6)

[4. 1-F1]

核的制限として質量制限を設ける設備では、質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。

2 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設を、臨界安全管理上の領域に区分する。領域は臨界隔離壁又は距離によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計とし、領域ごとに複数ユニットの臨界安全設計を行う。具体的な設計方法を以下に示す。なお、単一ユニット間が次の条件を満たす場合、中性子相互作用を無視し得るため、核的に隔離されているものとする。

① 30.5 cm 以上の厚さのコンクリートで隔離している場合。

② 単一ユニット間の距離が、3.7 m あるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。

(iii) 単一ユニットの隔離による場合

各単一ユニットが次のいずれかの条件により、他の単一ユニットから隔離されている場合は、TID-7016 Rev. 1 又は 10 CFR Part 70 (1963 年版) により、その単一ユニットと他の単一ユニットとの相互作用はない。

(a) 30.5 cm 以上の厚さのコンクリート（以下「臨界隔離壁」という。）で隔離されている場合^(注)。

(b) 単一ユニット間の距離が、3.7 m あるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。

注. (a)における扉等の開口部については、開口部を1つのユニットとみなしてその安全性を確認する。

加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。

第1加工棟

第一領域

第1-3貯蔵棟

第二領域

第2加工棟

第2-1領域

第2-2領域

第2-3領域

第2-4領域

第2-5領域

第2-6領域

第2-7領域

各領域内の単一ユニット相互間の中性子相互作用について、第1加工棟の第一領域、第1

ー3貯蔵棟の第二領域、第2加工棟の第2-3領域及び第2-5領域は、いずれも独立した単一ユニットである。各領域内の設備・機器を一つの単一ユニットとし、臨界計算により核的制限値を設定することで臨界安全性を確認する。また、第2加工棟の第2-2領域及び第2-4領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、「立体角法」により単一ユニット相互間の核的に安全な配置を決定する。第2加工棟の第2-1領域、第2-6領域及び第2-7領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、信頼度の十分高いことが立証された計算コードを用いた臨界計算により、単一ユニット相互間の核的に安全な配置を決定する。

(i) 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟

第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の主要な設備及び機器は、添5イ(α)の第1図に示すように配置し、添5ニ(α)の第1図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。

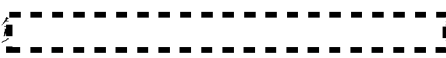
第1加工棟(第一領域)は、第1加工棟と第1-3貯蔵棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31 cm以上であるため、他の領域(第1-3貯蔵棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。また、第1-3貯蔵棟(第二領域)は、第1-3貯蔵棟と第1加工棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31 cm以上であるため、他の領域(第1加工棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。

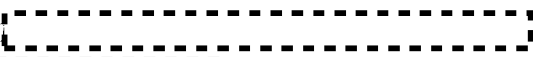
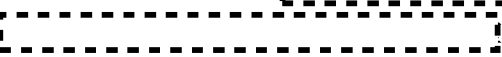
したがって、第一領域内の単一ユニット及び第二領域内の単一ユニットは、いずれも独立した単一ユニットである。

(ii) 第2加工棟

第2加工棟の主要な設備及び機器は添5イ(α)の第2図に示すように配置し、添5ニ(α)の第2図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。

第2-1領域から第2-7領域までの各領域は、その境界を臨界隔離壁により隔離するので、互いの領域間の相互作用はない。

また、第2-1領域から第2-7領域においては、領域内の単一ユニットの核的制限値を定めて「立体角法」により、又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認し、第2-4領域のうち、に設置する4つの燃料集合体保管区域は、当該領域内におけるこれらの区域以外の単一ユニットからの距離により隔離し、単一ユニットの相互間は核的に安全な配置であることを確認する。

臨界安全管理の領域において、第2-2領域の第2-7領域のについては混入する可能性のある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。

添5ニ(α)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の臨界安全管理の領域

添5ニ(α)の第2図 第2加工棟の臨界安全管理の領域

(記載 No. 2-13)

○第2加工棟

[4.2-B1]

次表に示すとおり、本加工施設を臨界安全管理上の領域に区分する。第2加工棟の臨界安全管理上の領域は、臨界隔離壁によって核的に離隔し、各領域間には中性子相互作用がない設計とすることにより、臨界を防止する。

第2加工棟の臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係を第4次申請（図ハー2-1-1-1）に示す。臨界隔離壁は30.5 cm以上の厚さのコンクリートとする。

建 物	臨界安全管理上の領域	室名
第1加工棟	第一領域	
第1-3貯蔵棟	第二領域	
第2加工棟	第2-1領域	
	第2-2領域	
	第2-3領域	
	第2-4領域	
	第2-5領域	
	第2-6領域	
	第2-7領域	

[4.2-F1][4.2-F2]

立体角法又は臨界計算による複数ユニット評価では、単一ユニットの配置及び寸法に係る設計方針は既認可から変更はない。各領域の設備・機器を単一ユニットごとにくくり、次表に示す。複数ユニットの臨界安全に係る設計方針を付属書類1に示す。

[4.2-F1][4.2-F2]

各設備・機器が属する臨界安全管理上の領域で、単一ユニットの配置を立体角法又は臨界計算により確認する。その結果に基づいて設備・機器を配置することにより、臨界を防止する設計とする。

本申請に係る領域は、第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域である。各領域の設備・機器を単一ユニットごとにくくり、次表に示す。次表には、単一ユニットを構成する設備・機器について、次回以降に申請する設備・機器及び第1次設工認において申請済みの設備・機器を含めて示している。

領域内の単一ユニットの核的制限値を定め、立体角法又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認する（(記載 No. 2-14)参照）。

核燃料物質の臨界防止に係る複数ユニットの臨界安全評価について、第2-4領域に関し第1次設工認において申請済みの燃料集合体保管ラックE型 No. 1 の撤去を反映したことのほかには、既認可からの変更はない。

建物	領域	室名	単一ユニット		設備・機器	複数ユニットに係る既認可の認可番号
			Unit No.			
第2加工棟	第2-2領域		2-2(1)	粉末缶リフター 粉末缶受台	粉末缶リフター ^{注1} 粉末缶受台 ^{注1}	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
			2-2(2)	粉末缶台車	原料搬送設備 No.2 ^{注2}	
			2-2(3)	粉末投入台	粉末投入台 ^{注1}	
			2-2(4)	粉末混合機	粉末混合機 No.1 ^{注1}	
			2-2(5)	大型供給瓶	大型供給瓶 ^{注1}	
			2-2(6)	粉末取出し台	粉末取出し台 ^{注1}	
			2-2(7)	粉末集塵機	粉末集塵機(粉末混合機) ^{注1}	
			2-2(8)	グローブボックス	グローブボックス No.1 ^{注1}	
			2-2(9)	焙焼炉	焙焼炉 No.1 ^{注1}	
			2-2(10)	運搬台車(粉末)	運搬台車 No.2 ^{注1}	
			2-2(11)	計量設備架台	計量設備架台 No.1 ^{注1}	
			2-2(12)	スクラップ保管ラックC型	スクラップ保管ラックC型 No.1 ^{注1}	
			2-2(13)	スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラックD型 No.1 ^{注1}	
			2-2(14)	粉末供給機	粉末供給機 ^{注1}	
			2-2(15)	粉末集塵機	粉末集塵機(プレス) ^{注1}	
			2-2(16)	プレス ペレット搬送コンベア	プレス No.1 ^{注1} ペレット搬送コンベア No.1 ペレット搬送コンベア ^{注1} ペレット搬送コンベア No.1 ペレット搬送コンベア ^{注1} ペレット搬送コンベア No.1 ペレット搬送コンベア ^{注1} ペレット搬送コンベア No.1 ペレット搬送コンベア ^{注1}	
			2-2(17)	ボート段積装置 ボート移載装置 ボート搬送装置	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ^{注1} ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ^{注1} ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ^{注1}	
			2-2(18)	連続焼結炉	連続焼結炉 No.1 ^{注1}	
			2-2(19)	センタレス研削盤・洗浄機 解体装置 ペレット供給機 運搬台車(ペレット) ペレット乾燥機 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 波板搬送装置 ペレット搬送設備 No.2	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削盤・洗浄機 ^{注1} センタレス研削設備 No.1 センタレス研削盤・洗浄機 ^{注1} ペレット搬送装置 No.1 解体装置 ^{注1} センタレス研削設備 No.1 ペレット供給機 ^{注1} ペレット運搬台車 No.1 ^{注1} ペレット乾燥機 No.1 ^{注1} ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ^{注1} ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ^{注1} ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ^{注1} ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 ^{注1} ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 ^{注1} ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 ^{注1} ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 ^{注1} ペレット搬送設備 No.2 ^{注1}	
			2-2(20)	研磨屑回収装置	センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置 ^{注1}	
			2-2(21)	研磨屑乾燥機	センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機 ^{注1}	
			2-2(22)	計量設備架台	計量設備架台 No.3 ^{注1}	
			2-2(23)	ペレット一時保管台	ペレット一時保管台 No.1 ^{注1}	
			2-2(24)	ペレット保管ラックC型	ペレット保管ラックC型 No.1 ^{注1}	

建物	領域	室名	単一ユニット	設備・機器	複数ユニットに係る既認可の認可番号	
			Unit No.			
第2加工棟	第2-2領域		2-2(25)	粉末缶昇降リフト 粉末缶移載機	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
			2-2(26)	粉末混合機 粉末搬送機 (粉末搬送容器) 粉末投入機	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 粉末搬送機 No. 2-1 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	
			2-2(27)	粉末搬送機 (粉末搬送容器) 供給瓶	粉末搬送機 No. 2-1 供給瓶 No. 2-1	
			2-2(28)	プレス	プレス No. 2-1	
			2-2(29)	研磨屑乾燥機	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	
			2-2(30)	破砕装置	破砕装置	
			2-2(31)	粉末取扱フード	粉末取扱フード	
			2-2(32)	粉末取扱機	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	
			2-2(33)	焙焼炉	焙焼炉 No. 2-1	
			2-2(34)	計量設備架台	計量設備架台 No. 4	
			2-2(35)	スクラップ保管ラックF型	スクラップ保管ラックF型 No. 2-1	
			2-2(36)	スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラックD型 No. 2-1	
			2-2(37)	スクラップ保管ラックE型	スクラップ保管ラックE型 No. 2-1	
			2-2(38)	圧粉ペレット搬送装置	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置	
			2-2(39)	ボート搬送装置	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置	
			2-2(40)	有軌道搬送装置 連続焼結炉 焼結ボート置台	有軌道搬送装置 連続焼結炉 No. 2-1 焼結ボート置台	
			2-2(41)	ペレット移載機 SUSトレイ保管台 ペレット供給機	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット搬送設備 No. 2-1 センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	
			2-2(42)	センタレス研削設備	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	
			2-2(43)	ペレット搬送装置 ペレット乾燥機 ペレット検査台 ペレット移載装置 波板移載装置	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機 ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置	
			2-2(44)	研磨屑回収装置 運搬台車 (粉末)	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置 焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	
			2-2(45)	研削液タンク	センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	
			2-2(46)	運搬台車 (ペレット)	スクラップ保管ラックF型運搬台車	
			2-2(47)	計量設備架台	計量設備架台 No. 7	
			2-2(48)	ペレット保管ラックD型	ペレット保管ラックD型 No. 2-1	
			2-2(49)	ペレット検査台 運搬台車 (ペレット)	ペレット検査台 No. 1 ペレット運搬台車 No. 3	

建物	領域	室名	単一ユニット		設備・機器	複数ユニットに係る既認可の認可番号
			Unit No.			
第2加工棟	第2-3領域		2-3(1)	ペレット保管ラックB型	ペレット保管ラックB型 No.1 ^{注1} ペレット搬送設備 No.3 ^{注1} ペレット搬送設備 No.4	— ^{注2}
			第2-4領域	2-4(1)	ペレット搬送設備 No.4 ペレット検査台 ペレット編成挿入機 燃料棒解体装置 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒搬送設備 No.8	
		2-4(2)	燃料棒トレイ置台 脱ガス装置	燃料棒トレイ置台 ^{注1} 脱ガス設備 No.1 ^{注1}		
		2-4(3)	第二端栓溶接装置 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒搬送設備 No.9 X線透過試験機 ヘリウムリーク試験機 燃料棒検査台 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒搬送設備 No.9	第二端栓溶接設備 No.1 ^{注1} 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) ^{注1} 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移栽装置(2) ^{注1} 燃料棒搬送設備 No.9 ^{注1} X線透過試験機 No.1 ヘリウムリーク試験機 No.1 燃料棒検査台 No.1 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒搬送設備 No.9 ^{注1}		
		2-4(4)	ペレット一時保管台	ペレット一時保管台 ^{注1}		
		2-4(5)	ペレット検査装置	ペレット検査装置 No.5 ^{注1}		
		2-4(6)	ペレット編成挿入機 燃料棒搬送設備 No.8	ペレット編成挿入機 No.2-1 ^{注1} 燃料棒搬送設備 No.8 ^{注1}		
		2-4(7)	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置 No.2 ^{注1}		
		2-4(8)	計量設備架台	計量設備架台 No.9 ^{注1}		
		2-4(9)	計量設備架台	計量設備架台 No.10 ^{注1}		
		2-4(10)	ペレット保管ラックE型	ペレット保管ラックE型 No.2-1 ^{注1}		
		2-4(11)	ペレット保管ラックE型リフター	ペレット保管ラックE型リフター		
		2-4(12)	燃料棒挿入装置	組立機 No.1 燃料棒挿入装置(1)		
		2-4(13)	燃料棒挿入装置	組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1)		
		2-4(14)	組立機	組立機 No.1		
		2-4(15)	組立機	組立機 No.2		
		2-4(16)	燃料集合体取扱機	燃料集合体取扱機 No.1		
		2-4(17)	堅型定盤	堅型定盤 No.1		
		2-4(18)	燃料集合体外観検査装置	燃料集合体外観検査装置 No.1		
		2-4(19)	立会検査定盤	立会検査定盤 No.1		
第2-6領域	第2-6領域(南側)		2-6(1)	燃料集合体保管ラックC型	燃料集合体保管ラックC型 No.1 ^{注1}	平成 17・04・28 原第6号 (平成 17年 6月 28日)
			2-6(2)	燃料集合体保管ラックD型	燃料集合体保管ラックD型 No.1 ^{注1}	
	第2-6領域(北側)	2-6(3)	燃料集合体保管ラックC型	燃料集合体保管ラックC型 No.2 ^{注1}		
第2-7領域			2-7(1)	分析設備全体	分析設備	平成 19・08・28 原第3号(平成 19年 10月 1日)
			2-7(2)	試料保管棚	分析試料保管棚	
			2-7(3)	実験設備全体	燃料開発設備	
			2-7(4)	試料保管棚	開発試料保管棚	

注1：第1次設工認、第4次設工認にて申請済み

注2：第2-3領域は、独立した単一ユニットのみで構成するため、複数ユニット評価は不要。

(i) 単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置する。なお、立体角法とは、中性子相互作用を考慮した複数ユニットの未臨界性を単一ユニット間の立体角の総和を求めることにより確認する手法である。

複数ユニットの臨界安全は、各単一ユニットを次のいずれかの方法により核的に安全な配置とすることにより確保する。

- (i) 立体角法による場合
- (ii) 臨界計算による場合

(記載 No. 2-14)

[4. 2-F1][4. 2-F2]

本申請に係る臨界安全管理上の各領域に対し、単一ユニット相互間が核的に安全な配置であること（複数ユニットの臨界安全）を、以下に示す方法で確認する。

核燃料物質の臨界防止に係る設計方針を付属書類 1 に示す。

領域	複数ユニットの臨界安全の評価方法
第 2-1 領域	臨界計算
第 2-2 領域	立体角法
第 2-3 領域	(独立した単一ユニット) *
第 2-4 領域	立体角法
第 2-5 領域	(独立した単一ユニット) *
第 2-6 領域	臨界計算
第 2-7 領域	臨界計算

*独立した単一ユニットは、領域内に単一ユニットが一つだけ存在する設計であるため、領域内で単一ユニット相互間が核的に安全な配置であることを確認する対象にならないことを示す。

臨界安全管理上の領域内に単一ユニットが 2 つ以上存在する場合における核的に安全な配置の設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第 2 加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。

核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(ii) 立体角法により核的に安全な配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、立体角の総和 Ω (ステラジアン) が次式を満たすように各単一ユニットの配置を決定する。

$$\Omega \leq 9-10 \times K_{eff}$$

ここで、上式における K_{eff} は、単一ユニットの中性子実効増倍係数であり、立体角法に適用できる K_{eff} を 0.8 以下とする。臨界計算により核的制限値を設定した場合は最適な減速条件及び $+3\sigma$ を考慮した上で、単一ユニット間の中性子相互作用を最も厳しく取り扱うものとして反射体なしの中性子実効増倍係数とする。公表された信頼度の十分高い文献を参照して、形状寸法による核的制限値を設定した場合は 0.8 とし、質量による核的制限値を設定した場合は 0.65 とする。

また、臨界計算により核的に安全な配置を定めるに当たっては、信頼性の高い臨界解析コードを用い、最適な減速条件及び水全反射の条件で中性子実効増倍係数 ($K_{eff}+3\sigma$) が 0.95 以下となるように各単一ユニットの配置を決定する。

(i) 立体角法による場合

立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev. 2 により次の基準に従う。

(a) 各単一ユニット間の面間距離は 30 cm 以上とする。

(b) 単一ユニットの K_{eff} は 0.8 以下とする。

(c) 立体角の計算は TID-7016 Rev. 2 の方法に従う。許容される立体角は 6 ステラジアンを超えないものとする。

(d) 相互作用の評価に使用する単一ユニットの K_{eff} は次により算出する。

*添 5 二(i) 第 1 表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、 K_{eff} は 0.8 (注) とする。

*添 5 二(i) 第 2 表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、 K_{eff} は 0.65 (注) とする。

* K_{eff} を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。

注. 10 CFR Part70 (1963 年版) による。

(e) (c) 及び(d) で求めた立体角 Ω と K_{eff} が、次式を満たすようにする。 Ω (ステラジアン)

$$\leq (9-10 \times K_{eff})$$

(TID-7016 Rev. 2 (4.9) 式による。)

(記載 No. 2-15)

[4.2-F1]

核的に安全な配置を定めるに当たって用いた立体角法は、TID-7016 Rev. 2^{*}を参考としており、公表された信頼度の十分高い評価手法である。

立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev. 2 により次の基準に従う。

(a) 各単一ユニット間の面間距離は 30 cm 以上とする。

- (b) 各単一ユニットの K_{eff} は 0.8 以下とする。
- (c) 立体角の計算は TID-7016 Rev. 2 の方法に従う。
許容される立体角は 6 ステラジアンを超えないものとする。
- (d) 相互作用の評価に使用する単一ユニットの K_{eff} は次により算出する。
- *添 5 ニ(イ)第 1 表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、 K_{eff} は 0.8 とする。
 - *添 5 ニ(イ)第 2 表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、 K_{eff} は 0.65 とする。
 - * K_{eff} を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。
(10 CFR Part70 (1963 年版) による。)
- (e) (c) 及び(d)で求めた立体角 Ω と K_{eff} が、次式を満たすようにする。
- $$\Omega \text{ (ステラジアン)} \leq (9 - 10 \times K_{eff})$$
- (TID-7016 Rev. 2 (4.9) 式による。)
- ※ : TID-7016 Rev. 2 “Nuclear Safety Guide” J. T. Thomas (1978).

<p>(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。</p> <p>(ii) 臨界計算による場合</p> <p>単一ユニット間の相互作用を臨界計算により評価する場合には、検証された臨界計算コードを使用して、原則として最も効率の良い中性子減速条件を考慮した体系において、K_{eff} を計算し、十分に未臨界 ($K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$) となるようにする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 2-16)</p>
<p>(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。</p> <p>(1) 参考文献</p> <p>(i) ~ (xiii)</p> <p>(2) 臨界計算コード</p> <p>(i) KENO V.a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する ENDF/B-V 44 群セットである。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 2-17)</p>
<p>(5) 核的制限値の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第 2 加工棟第 2-1 混合室、第 2-2 混合室、第 2-1 ペレット室、第 2-1 燃料棒加工室及び第 2-1 組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉

末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コード KENO IV及び臨界計算コード KENO V. a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コード KENO V. a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(記載 No. 23-34)

[4. 2-F2]

複数ユニットの臨界安全評価に使用した臨界計算コードは、単一ユニットの臨界安全評価と同じく KENO V. a コードであり、44 群ライブラリを組み合わせ用いた(付属書類 1 参照)。KENO V. a コードと 44 群ライブラリの組合せは、(記載 No. 2-6)に示したとおり、実験値との対比をし、信頼度の十分高いことが立証されたものである。計算結果は最適減速条件下において十分に未臨界 ($K_{eff}+3\sigma$ が 0.95 以下) であることを確認している。

(iv)核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(a) 十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する構造とすることで設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-18)

[4. 2-F1][4. 2-F2]

第六条(地震による損傷の防止)の要求事項に対する説明により、設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持するよう、十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する設計としている。

(iv)核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) 核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。

(記載 No. 2-19)

加工施設におけるウランを取り扱う各工程において、設備・機器間の離隔距離が逸脱することがないように床等に固定する。

(記載 No. 15-7)

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。

(記載 No. 15-9)

[4. 2-F1][4. 2-F2]

加工施設のウランを取り扱う各工程の設備・機器、粉末、ペレットを収納した所定の容器を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する設備・機器では、「単一ユニットの核的に安全な配置の確認に関する事項(記載 No. 2-14)」に示したとおり、単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置している。この配置について、「設備・機器の大きさ、配列及び間隔の維持に関する事項(記載 No. 2-18)」に示したとおり、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認することで、設備・機器間の離隔距離、固定した軌道上を走行する台車と他設備との離隔距離が逸脱することがないように設計している。

(vii) 核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用(枝管の取扱い)を考慮することにより、複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

(iv) 枝管の取扱い

核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用を考慮することにより、JAERI 1340 図 3.9 又は臨界計算に基づいて複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

(記載 No. 2-22)

[4. 2-F1]

核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用(枝管の取扱い)を考慮することにより、複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設では、濃縮度 5%を超えるウラン及びプルトニウムのいずれも取り扱わないため、該当しない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

安全機能を有する施設のうち、建物・構築物及び屋外に設置する設備・機器は、地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。

加工施設の建物・構築物は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。

直接基礎の場合は、必要に応じて地盤改良等を行い、N値 10 以上（小規模の建物は、平板載荷試験により直接地盤の許容応力度を求める場合がある）の地盤に直接支持させ、杭基礎の場合はN値 30 以上の地盤に支持させる設計とする。

(記載 No. 6-1)

なお、敷地内の表層には沖積層及び盛土が一部存在するが、加工施設の建物は洪積層である大阪層群（泉南累層）に直接支持させる設計とし、万一沖積層が液状化したとしても建物が直接的な影響を受け沈下することがない設計とする。

本加工施設の地盤は、別添 3「ロ. 地盤」に示すとおり、敷地内の一部の表層には人工盛土及び沖積層が存在するが、これらの方には約 258 万年前の洪積層である大阪層群（泉南累層）が存在する。大阪層群（泉南累層）の粘土層は十分過圧密な状態であり、建物の重量が作用したとしても圧密が進行することはない。（別添 3ロ(ハ) - 1）

また、別添 3「ニ. 地震」に示すとおり、大阪層群（泉南累層）の砂質土層は、地震が発生したとしても液状化の可能性はない。（別添 3ニ(ニ) - 1）

以上より、加工施設の建物は安定した洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させることとする。

(記載 No. 6-2)

揺すり込み沈下は、人工盛土や、地階又は基礎工事等の地下工事完了後に建物周囲を埋め戻した部分等において、地震時の震動で締め固めが進行し沈下を生じる現象である。加工施設の建物は、洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させるため、建物本体が揺すり込みに伴い沈下することはない。

加工施設の建物周囲の埋め戻し部分又は人工盛土部分で支持しているものとしては、小屋類、浄化槽、空調室外機等があるが、第 2 加工棟の外壁に接して設置している可燃性ガスボンベを収納するボンベ置場は、外部火災の観点から第 1 高圧ガス貯蔵施設（液化アンモニアタンク）とともに高台に移設することで離隔距離を確保することから、揺すり込み沈下は加工施設の安全機能に影響を与えるものではない。

(記載 No. 6-3)

建物の基礎形式と支持層の深さの組み合わせについては、建物に常時作用する荷重（建物自重、収容する設備・機器の重量など）が作用した場合（長期荷重時）、及び、常時作用する荷重に加えて耐震重要度分類に応じて算出する地震力が作用した場合（短期荷重時）に、建物が地盤に及ぼす荷重から長期及び短期の接地圧を求め、それぞれ平成13年国土交通省告示第1113号（最終改正 平成19年第1232号）から求まる長期及び短期の地盤の許容応力度を超えることがない組合せを選択する。

（記載 No. 6-4）

建物・構築物は地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。

○第1 廃棄物貯蔵棟

[5.1-B1]

第1 廃棄物貯蔵棟は自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても第1 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が、比較的深い場所にあるため、基礎構造は杭基礎とし、洪積層でN値30以上の地盤で支持する設計とする。

第1 廃棄物貯蔵棟の1階の床は1-2 通り間/C-D 通り間を除いて土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と1階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

第1 廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第2類とする。

○第3 廃棄物貯蔵棟

[5.1-B1]

第3 廃棄物貯蔵棟は自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても第3 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が、比較的深い場所にあるため、基礎構造は杭基礎とし、洪積層でN値30以上の地盤で支持する設計とする。

第3 廃棄物貯蔵棟の1階の床は土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と1階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

第3 廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第3類とする。

○発電機・ポンプ棟

[5.1-B1]

発電機・ポンプ棟は平屋建ての小規模な建築物であり、自重が軽いことから、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにある。このため、基礎構造は直接基礎とし、洪積層でN値10以上の地盤で支持する設計とする。発電機棟は直接基礎のうち布基礎を採用し、ポンプ棟は地下に消火栓用の消火水槽等を設けるためにべた基礎を採用する。

発電機棟の1階の床は土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と1階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

発電機・ポンプ棟のうち、発電機棟は耐震重要度分類第2類、ポンプ棟部分は耐震重要度分類第3類とする。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の地盤に係る設計方針を付属書類2に示す。

○緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁、W3防護壁）

[5.1-B1]

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁及びW3防護壁）は独立構造とし、自重が軽いことから、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においてもW1防護壁、W3防護壁を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにあるため、基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、洪積層でN値10以上の地盤で支持する設計とする。

緊急設備 防護壁（W1防護壁）は第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、緊急設備 防護壁（W3防護壁）は第3廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第3類とする。

○緊急設備 堰、密閉構造扉（第1廃棄物貯蔵棟）

[5.1-B1]

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

○上記以外の安全機能を有する施設(可搬式設備を除く)

[5.1-F1]

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は発電機・ポンプ棟に設置するか、十分な支持力のある地盤に設置又は埋設する。

設備に独立の基礎を設ける場合には、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

[適合性の説明]

安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、クラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類し、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。

安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度に応じて耐震重要度分類に分類し、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。

(記載 No. 7-1)

安全機能を有する施設の耐震設計は、以下に示すとおり、耐震重要度分類に応じて算定した地震力に十分に耐える設計とすることで、事業許可基準規則に適合する構造とする。〈p. 12〉安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。

(i) 第1類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器 ・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器

(ii) 第2類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

(iii) 第3類

第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。

(1) 第1類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨
界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であ
って、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機
器を収納する建物・構築物を含む。・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器・
最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界
質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器

(2) 第2類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨
界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であ
り、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設
備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設
備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウ
ラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・
機器を収納する建物・構築物を含む。

(3) 第3類

第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求さ
れる施設をいう。

(記載 No. 7-2)

・建物・構築物の耐震設計法については、各耐震重要度分類とも原則として静的設計法を基
本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。

(記載 No. 7-3)

・上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によっ
て波及的破損が生じない設計とする。

(記載 No. 7-4)

[6. 1-B1][6. 1-F1]

安全機能を有する施設は、耐震重要度分類を設定し、耐震重要度分類に応じて算定した地
震力に十分に耐える設計とする。また、上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震
重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。

・建物・構築物の耐震設計法については、各耐震重要度分類とも原則として静的設計法を基
本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。

(記載 No. 7-3)

(a) 建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果
発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許
容限界とする。

・静的地震力は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(以下「事業
許可基準規則解釈」という。)別記3のとおり、建築基準法施行令第88条に規定する地震
層せん断力係数 C_i に、当該部分が支える重量を乗じ、更に耐震重要度に応じて下記に示す

割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(a) 一次設計

建物・構築物は各重要度分類ともに一次設計を行う。一次設計では、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数 C_0 を0.2として、地震地域係数 Z （大阪府の場合1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じて静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$ 及び $1.0C_i$ (C_i は C_0 を0.2として求める) に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Q_u/Q_{un} > 1.5$ 、 $Q_u/Q_{un} > 1.25$ 、及び $Q_u/Q_{un} > 1.0$ となるように設計する。このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄筋コンクリート造（RC）とする。

添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類

(記載 No. 7-6)

保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認する。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。

【割り増し係数】

第1類 1.5以上

第2類 1.25以上

第3類 1.0以上

安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(b) 二次設計

建築基準法施行令第82条の3に規定する保有水平耐力の確認を行う。この際、標準せん断力係数 C_0 は1.0として、建物の減衰性及び変形能力による地震エネルギー吸収能力に応じて定める構造特性係数 D_s と剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じた値に対し、建

物の保有水平耐力 Q_u が上回る設計とする。

【割り増し係数】

第1類 1.5 以上

第2類 1.25 以上

第3類 1.0 以上

本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$ 及び $1.0C_i$ (C_i は C_o を 0.2 として求める) に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Q_u/Q_{un} > 1.5$ 、 $Q_u/Q_{un} > 1.25$ 、及び $Q_u/Q_{un} > 1.0$ となるように設計する。

このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 又は鉄筋コンクリート造 (RC) とする。

添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類

(記載 No. 7-7)

既設の建物・構築物については、上記の方法で評価を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施する。

(記載 No. 7-9)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[6.1-B1]

第1廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第2類、第3廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第3類として設計を行う。

発電機・ポンプ棟は、南面の壁にエキスパンションジョイントを設けて発電機棟部分とポンプ棟に分け、発電機棟部分は耐震重要度分類第2類、ポンプ棟部分は耐震重要度分類第3類として設計を行う。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

○緊急設備 防護壁又は防護柵 (第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟)

[6.1-B1]

緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1防護壁) は第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁) は第3廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第3類とし設計を行う。

緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1防護壁) 及び緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁) の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

○緊急設備 堰、密閉構造扉 (第1廃棄物貯蔵棟)

[6.1-B1]

第1 廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、第1 廃棄物貯蔵棟に固定することにより地震による損傷を防止する設計とする。

緊急設備 堰、密閉構造扉の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

<p>設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。</p> <p>設備・機器の耐震設計法は基本的に静的設計法とし、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-10)</p>
<p>上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。</p> <p>なお、上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-11)</p>
<p>設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とする。この場合、当該設備・機器の一次固有振動数が 20 Hz 以上の場合を剛構造とする。</p> <p>また、一次固有振動数が 20 Hz 以上となる設備・機器（以下「剛構造の設備・機器」という。）と 20 Hz 未満で剛構造とならない設備・機器（以下「柔構造の設備・機器」という。）に分類して設計を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-13)</p>
<p>(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。</p> <p>・剛構造の場合、各耐震重要度分類ともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。</p> <p>剛構造の設備・機器は、各重要度分類ともに一次設計を行う。一次地震力は C_0 を 0.2 とし、求めた当該設備・機器の設置階の地震層せん断力係数 C_i に、当該設備・機器の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じたものを 20%増しして求める。常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-14)</p>

また、第1類の設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。

・剛構造の第1類については、一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。

剛構造の設備・機器のうち、耐震重要度分類第1類の設備・機器は二次設計を行う。二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとし、常時作用している荷重と二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。

(記載 No. 7-15)

(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。

・剛構造とならない設備については、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法による水平震度を用いて地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。

柔構造の設備・機器は、（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法（添5ホ(ハ)の第3表）における水平震度を用いた地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。

添5ホ(ハ)の第3表 局部震度法における設計用水平震度

(記載 No. 7-16)

第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。

(記載 No. 7-19)

気体廃棄設備のうち、高性能エアフィルタ、排風機及び高性能エアフィルタと排風機間のダクトについては、その機能を失うことにより環境に対する影響を与えるおそれがあることから、耐震重要度分類第2類の耐震性を確保する設計とする。

(記載 No. 7-20)

防火ダンパー、高性能エアフィルタ、排風機及び高性能エアフィルタと排風機間のダクト以外の気体廃棄設備は、耐震重要度分類第3類の耐震性を確保する設計とする。

(記載 No. 7-21)

(8) 主要な構造の変更

・火災及び地震対策のため、火災区域を貫通するダクトの防火ダンパーは、耐震裕度向上等の改造を行う。

(記載 No. 23-16)

○設備・機器

[6.1-F1]

設備・機器の耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。設備・機器の耐震に係る設計方針を付属書類 3-1、付属書類 3-2、付属書類 3-3 に示す。

[99-F5]

地震対策として、保安規定に基づき各燃料集合体保管区域ごとに貯蔵する集合体輸送容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第 1 類相当の固定措置を講じる。

集合体輸送容器を貯蔵する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。

1 段置き：固定措置不要

2 段積み：床面にアンカーボルトで固定したベルト連結用治具及び集合体輸送容器をラッシングベルトで連結する。

付属書類 1-1 に、固定措置及び固定治具類の強度評価の結果を示す。

2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設は、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、安全機能が損なわれることのない設計とする。事業許可基準規則解釈に基づき、基準津波として、本加工施設地域の沿岸における過去の津波に関する調査、公的機関が実施したシミュレーションの結果及び最新の科学的技術的知見を踏まえ、加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波を選定した。この基準津波の最大遡上高さ海拔6 mに対し、本加工施設は海拔約48 mである。このように、本加工施設は、遡上波が到達しない十分な高さの場所に立地しているため、安全機能が損なわれることはない。

本加工施設は、基準津波に対して、安全機能が損なわれることのない設計とする。基準津波として、本加工施設地域の沿岸における過去の津波に関する調査、公的機関が実施したシミュレーションの結果、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、最も影響の大きいものを選定する。

(1) 大阪湾周辺における既往の津波の被害記録

添3へ(i)の第1表に日本被害津波総覧^[1]による南海トラフ沿いの巨大地震津波による大阪湾周辺における津波高さを示す。既往の津波の被害記録から、大阪湾で最大3 mの津波が発生している。(2) 公的機関等による津波予測 大阪湾周辺に大きな影響を及ぼすおそれのある津波を引き起こす地震として、海洋型地震（南海トラフ）と内陸型地震（大阪湾断層帯）が挙げられる。以下に、それぞれの地震が発生した場合の公的機関等による津波予測評価を示す。

(i) 海洋型地震（南海トラフ） 大阪府は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」^[2]が公表した11ケースから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる4つのケースを選定し、ケースごとに防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、厳しい条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を評価し、平成25年8月20日に「津波浸水想定について」として評価結果等^[3]を公表している。これによる津波浸水想定図を添5へ(ロ)の第1図(1)、本加工施設に最も近い湾岸である二色浜から泉佐野港近辺の拡大図を添5へ(ロ)の第1図(2)に示す。本加工施設に最も近い二色浜で3.5 m未満の高さの津波が予測されている。また、津波の浸水範囲は、海拔5 m以下の低地に限られており、遡上波の影響はほとんど見られない。

(ii) 内陸型地震（大阪湾断層帯） 河田ら^[4]は、大阪湾断層帯の地震による津波の特性を解析し、添5へ(ロ)の第2図に示す最大津波高さを予測している。これによると、本加工施設の関西国際空港に近い大阪湾沿岸で5~6 mの津波と予測している。また、内閣府中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」^[5]で、平成18年12月7日に大阪湾断層帯による地震が発生した場合の津波予測結果が報告されている。この大阪湾周辺の津波予測結果を添5へ(ロ)の第3図に示す。これによると、本加工施設に最も近い湾岸である泉佐野港近辺で最大3~5 mの津波になるとしている。以上(1)及び(2)の結果より、最大遡上高さ海拔6 mの津波を基準津波とする。

本加工施設から大阪湾及び二級河川佐野川水系の雨山川までの距離は、それぞれ約5 km及

び約250 mである。基準津波の高さは海拔6 mであるが、その津波が、佐野川河口からそのままの高さで遡上することを想定しても、本加工施設は海拔約48 mで、十分に高い位置に立地する。よって、津波が本加工施設に到達することはなく、本加工施設が津波により安全機能を損なうことはない。

添3へ(イ)の第1表 日本被害津波総覧による南海トラフ沿いの巨大地震津波による大阪湾周辺における津波高さ

添5へ(ロ)の第1図(1)、(2) 南海トラフの巨大地震の津波浸水想定

添5へ(ロ)の第2図、第3図 大阪湾断層帯地震の津波高さ予測

加工事業変更許可申請書に示したとおり、本加工施設の敷地は海拔約48 mにあり、基準津波の最大遡上高さ6 mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認した。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。過去の記録、現地調査の結果、最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、発生する可能性があり、かつ本加工施設の安全機能に影響する可能性のある事象を以下のとおり選定した。

（自然現象）・竜巻・落雷・極低温（凍結）・火山活動（降下火砕物）・積雪・生物学的事象（人為事象）・航空機落下・森林火災・近隣工場等の火災・爆発・交通事故による火災・爆発・航空機落下火災・電磁的障害・交通事故（自動車）・森林火災 これらの事象に対する安全設計を以下に示す。なお、森林火災は、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災とともに外部火災に含めて評価する。

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を選定し、それら外的事象によって加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。過去の災害記録、現地調査の結果及び最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の安全設計において考慮すべき外的事象を選定し、更にそれら自然現象の重量を考慮する必要の有無を検討する。

(1) 外的事象の抽出 国内で一般に発生し得る事象に加え、国内外の基準等で示されている事象を網羅的に収集する。このために、国内における規制（資料 a）で取り上げている事象、学識経験者による検討（資料 b 及び c）、国外の規制として米国原子力規制委員会のガイド（資料 d）、IAEA が定めた PRA のガイド（資料 e）及び核燃料施設に関する基準（資料 f）に取り上げている事象を抽出する。

(2) 安全設計において考慮すべき外的事象 上記(1)で収集した外的事象から、検討すべき外的事象を抽出する際に除外する基準を以下のように設定する。

基準 1：発生の頻度が小さいことが明らかな事象

基準 2：施設周辺では発生しない事象

基準 3：ハザードの進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知し、ハザードを排除できる事象。

基準 4：加工施設の設計上、考慮された事象と比べて、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は加工施設の安全性が損なわれることがない。

基準 5：影響が他の事象に包含される。

その結果を、自然現象及び人為事象について、それぞれ添 5 ト (イ) の第 1 表と添 5 ト (イ) の第 2 表に示す。選定した外的事象は次のとおりである。自然現象・竜巻・落雷・極低温（凍結）・火山活動（降下火砕物）・積雪・生物学的事象・森林火災 人為事象・航空機落下・森林

火災・近隣工場等の火災・爆発・交通事故による火災・爆発・航空機落下火災・電磁的障害・交通事故（自動車）

安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によって、加工施設の安全機能を損なうことのない設計とする。

添5ト(イ)の第1表 設計上考慮する自然現象

添5ト(イ)の第2表 設計上考慮する人為事象の選定

(記載 No. 9-1)

加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、落雷、極低温（凍結）、火山活動（降下火砕物）、積雪、生物学的事象、森林火災の7事象を抽出している。

(1) 竜巻

想定する竜巻の規模を設定するに当たっては、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考にする。また、「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」に基づき、当加工施設の閉じ込めの機能の喪失を想定した場合のリスクの程度に鑑み、敷地及びその周辺における過去の記録を勘案し、適切な規模の竜巻を想定する。ハザード曲線の作成においては、本加工施設が立地する地域と類似性のある地域を選定し、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻データは気象庁「竜巻等の突風データベース」から収集した。観測データに対して、竜巻の最大風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布とそれぞれの相関係数から、1つの竜巻による被害面積の期待値を算出し、超過確率分布を求めることにより、竜巻最大風速のハザード曲線を作成した。このハザード曲線から年超過確率 10^{-4} に相当する風速を求め、さらに保守性を考慮し最大風速を設定する。ハザード曲線を評価した結果、年超過確率 10^{-4} に相当する風速は 23 m/s であり、これは藤田スケールの F0（風速 17～32 m/s）に当たる。これに対し、保守的に、藤田スケールを 1 ランク上げ F1 の竜巻（風速 33～49 m/s）の最大風速 49 m/s を想定する竜巻の規模に設定し、この設計竜巻に対し安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。すなわち、設計竜巻による風荷重あるいは気圧低下により安全機能を有する施設を内包する建物が損傷せず、また飛来物が建物を貫通しない設計とする。

「安全設計において想定する竜巻の最大風速を設定する。

竜巻の最大風速の設定には、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（以下「竜巻ガイド」という。）を参考に算定した竜巻最大風速のハザード曲線を用いる。このハザード曲線の作成においては、(2)に示すように、竜巻影響エリアを直径 170 m の円とする。また、以下のとおり過去の竜巻の記録を反映している。

- ・ 竜巻検討地域は、気象条件の類似性の観点及び局所的な立地条件の観点から検討を行い、本加工施設が立地する地域と類似性のある地域を選定し、熊取事業所を中心とする半径 180 km 圏内の大阪湾から瀬戸内海及び太平洋側の海岸線から海側 5 km、陸側 5 km の範囲（面積：約 17,900 km²）とした（添 5 ト(ロ)の第 1 図）。

- ・ 竜巻検討地域で過去に発生した竜巻データは、1961 年から 2012 年 6 月までの 51.5 年間を対象とし、気象庁「竜巻等の突風データベース」から収集した。

上記の観測データに対して、竜巻の最大風速、被害幅及び被害長さの確率分布とそれぞれの相関係数を算出し、1つの竜巻による被害面積の期待値を算出することにより、超過確率分布を求め、算定した竜巻最大風速のハザード曲線を添 5 ト(ロ)の第 2 図に示す。

ハザード曲線の作成の詳細を、別添 5 ト(ロ)－1 に示す。ハザード曲線から年超過確率 10^{-4} に相当する風速を求め、さらに保守性を考慮し最大風速を設定する。年超過確率 10^{-4} に相当する風速は 23 m/s であり、これは藤田スケールの F0（風速 17～32 m/s）に当たる。これに対し、保守的に、藤田スケールを 1 ランク上げ F1 の竜巻（風速 33～49 m/s）の最大風速 49 m/s を想定する竜巻の規模に設定し、この設計竜巻に対し安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。

また、本加工施設の立地地域周辺の地形を考慮し、地形起伏と地表面粗度の観点で、基準竜巻の最大風速の割り増しを次のように検討した。

地形起伏：竜巻が上り斜面を移動する際には風速は弱まり、下り斜面を移動する際には風

速が強まると考えられる。本加工施設は、南側から北側にかけてなだらかな下り斜面となっているが、傾斜は小さいため竜巻の増幅の可能性はない。

地表面粗度：地表面粗度が大きい場合、地表面との摩擦によって竜巻エネルギーが低下し、最大風速が低下することが考えられる。本加工施設周辺は主に住宅地であり地表面粗度が大きくなることから、旋回流を減衰させる効果があると考えられるため、竜巻の増幅の可能性はない。

以上より、最大風速の割り増しを考慮する必要はないと判断した。

添5ト(ロ)の第1図 本加工施設を中心とした半径180 km圏内の地域と竜巻検討地域

添5ト(ロ)の第2図 最大風速のハザード曲線

(記載 No. 9-3)

想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。

(b) 敷地外からの飛来物による貫通を防止するため、以下の措置を講じる。

・第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟並びに第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁又は防護柵を設置する。

(記載 No. 9-5)

想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。

(c) 風荷重による外扉の損傷を防止するため、以下の措置を講じる。

・第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟の外扉については、扉及び留め具の補強を行う。また、第1-3貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の外扉については、風荷重に耐える設計とする。

(記載 No. 9-9)

想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。

具体的に以下の安全設計を行う。

(d) 発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を有していないが、安全機能を有する施設を収納する建物として上記(c)対策を行う。

(記載 No. 9-11)

(8) 主要な構造の変更

・竜巻対策のため、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁及び防護柵を設置する。

(記載 No. 23-20)

加工施設の建物内の設備・機器は建物により竜巻の影響を防護する。

屋外に設置する下表に示す設備・機器について、竜巻及び竜巻に伴う飛来物により損傷を受けたとしても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、安全性を損なわない。

また、これらの設備・機器のうち、非常用電源設備 No.2 非常用発電機及び非常用電源設備 A 非常用発電機を除く設備・機器については、質量が小さく建物に損傷を与える飛来物とはならない。

設備・機器名称	機器名	安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能への影響の有無	
		設備・機器自身の損傷が建物の安全機能に与える影響	設備・機器が飛来物となることによる建物の安全機能に与える影響
非常用電源設備 No.2	非常用発電機	○	○ ⁽¹⁾
非常用電源設備 A	非常用発電機	○	○ ⁽¹⁾
緊急設備	窒素ガス配管	○	○ ⁽²⁾
	可燃性ガス配管	○	○ ⁽²⁾
	緊急遮断弁	○	○ ⁽²⁾
	感震計	○	○ ⁽²⁾
消防設備	屋内消火栓、屋外消火栓	○	○ ⁽²⁾
通信連絡設備	所外通信連絡設備	○	○ ⁽²⁾
	所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー))	○	○ ⁽²⁾
○：安全機能を内包する建物の閉じ込め機能には影響はない。 ×：安全機能を内包する建物の閉じ込め機能を喪失させる。 (1) 飛来物とならないよう固定措置を行う。 (2) 質量が小さく、建物に損傷を与える飛来物とならない。			

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[8.1-B2]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように設計竜巻（F1、最大風速49 m/s）による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保し、外壁は設計竜巻に伴う飛来物（プレハブ小屋）による貫通損傷が生じない厚さがあることを確認した（改造工事なし）。

外部扉は、扉本体及び留め具の補強は行わず、設計竜巻の竜巻荷重に耐えるF1 竜巻対策扉に取り換える（改造）とともに、F1 飛来物が到達する可能性のある第1 廃棄物貯蔵棟東面1階の大扉の前にW1 防護壁を、第3 廃棄物貯蔵棟の北面1階の大扉の前にW3 防護壁を新設する。

以上より、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟は、設計竜巻に対して損傷しないことを確認した。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類4に示す。

○非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[8.1-F3]

非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機は、F1 竜巻に対して設備又は架台が飛来物とならないよう、コンクリート基礎へアンカーボルトにより固定する。竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類4に示す。

(2) 落雷

建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-18)

[8.1-B6]

落雷による損傷の防止として、建築基準法又は消防法による設置基準に基づき避雷設備である避雷針（むね上げ導体を含む）を設置する。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、高さ 20 m を超えておらず建築基準法第三十三条の規定より、避雷設備の設置が必要な建物には該当しない。

また、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、消防法の危険物の規制に関する政令第十条第1 項第十四号の規定より、避雷設備の設置が必要な建物には該当しない。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、落雷により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

(3) 極低温（凍結）

過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区气象台 1945 年 1 月 28 日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

（記載 No. 9-19）

本申請対象のうち、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機以外の施設は、極低温（凍結）により安全機能を損なうおそれはない。

○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓

[8. 1-F2]

消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓の安全機能を維持するために消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓を構成する屋外消火栓配管のうち地上露出部に断熱材を設置する。埋設部分は、公共建築工事標準仕様書に従って地中埋設深さを車両道路では管の上端より 600 mm 以上、それ以外は 300 mm 以上とし、安全機能を維持する。なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。

○非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[8. 1-F2]

屋外に設置する非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機で使用する冷却水には、不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機には、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータで冷却水の保温を行うため、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。

(4) 火山活動（降下火砕物）

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（以下「火山ガイド」という。）に基づき、本加工施設の敷地から半径 160 km の範囲の第四紀火山について文献調査を行い、完新世の活動の有無、将来の活動可能性より、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として 3 火山（神鍋火山群、美方火山群、扇ノ山）を抽出し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として影響を評価した。これらの 3 火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼしうる火山と敷地の位置関係より、敷地まで十分に離隔距離があることから、火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さいことから、本加工施設の安全性に影響を与える可能性がある事象として降下火砕物を選定した。

過去の記録として、気象庁のデータ（日本活火山総覧（第 4 版）気象庁発行）をもとに、「有史以降の火山活動」の欄から敷地周辺に影響のあった火山を抽出したが、日本活火山総覧（第 4 版）及び日本活火山総覧（第 4 版）追補版（気象庁発行）の全 111 活火山を対象に、「有史以降の火山活動」の項を調査した。気象庁発足以前については、敷地及びその周辺（大阪平野）で降下火砕物が確認されており、そのうち、影響が広範囲に及ぶと考えられる VEI4 以上の大規模な噴火を伴うものは、以下の 1 つの火山活動である。

1914 年桜島噴火（VEI5）：「降灰は仙台に達する」の記述あり

なお、VEI は降下火砕物の量から規模を推定する指標（火山爆発指数）で、VEI4 で大規模な爆発、VEI5 以上で非常に大規模な爆発と定義される。本加工施設に火山灰が降下し堆積するような噴火は、火砕物が大量に放出するような大規模な噴火が生じた場合であるため、調査対象を VEI4 以上とした。また気象庁発足後については、敷地及びその周辺（大阪平野）で降灰が確認された火山活動を抽出したが、該当する火山活動はなかった。

以上のように、過去の記録を調査した結果、桜島の噴火が抽出されたが、降灰量を調査した結果、本加工施設までの距離が離れているため、敷地及びその周辺における降下火砕物の層厚は極微量だったこと、大阪府及び熊取町において火山に対する災害対策計画は策定されていないことから、施設の設計上、降下火砕物の影響は考慮しない。

また、第四紀火山の降下火砕物に係る文献調査の結果、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良 Tn 火山灰、④阿蘇 4 火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰の堆積があることがわかった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。

また、鬱陵は完新世において VEI6 クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも 3 回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模（12.22 km³）を想定しても、本加工施設周辺での降下火砕物の層厚は 2 cm 以下であったとされている。このことから本加工施設での降下火砕物堆積厚さを 2 cm と想定した。核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度 1.5 g/cm³にある降下火砕物の堆積厚さ 12 cm に耐える耐荷重があるため、降下火砕物による影響はない。

本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添 5 ト（ホ）の第 5 表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚 12 cm を許容できる設計（降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して 1.5 g/cm³とした。）であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕

物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。

添5ト(ホ)の第5表 降下火砕物の許容堆積厚さ

(記載 No. 9-20)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[8.1-B3]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を湿潤密度 1.5 g/cm^3 とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。

降下火砕物に係る設計方針を付属書類5に示す。

また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置は、保安規定に定める。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器は、建物により降下火砕物の影響から防護する。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、降下火砕物により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

また、作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。

(iv) 防護対策

・降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて除去等の措置を講じる。この措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとし、作業に必要な防護具や資機材を常備する。

・この作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。

(記載 No. 9-22)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟のうち発電機棟の部分

[99-B1]

積雪及び降下火砕物の除去のため、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機棟には屋根に上るための梯子を設置し、当該梯子は耐震重要度分類第3類相当で固定する。図トーW1建-3、図トーW3建-3、図リー建-1-3に示すとおり第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機棟は屋根に上ることができる設計とする。

○発電機・ポンプ棟のうちポンプ棟の部分

ポンプ棟の屋根には、可搬式の梯子を用いて上る。

(5) 積雪

本加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める 29 cm 及び過去の最深積雪 18 cm (大阪管区気象台 1907 年 2 月 11 日) よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。

(記載 No. 9-25)

○第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[8.1-B4]

第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐えられる設計とする。

積雪に係る設計方針を付属書類 5 に示す。また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定める。

○第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器

第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器は、建物により積雪の影響から防護する。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、積雪により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

(6) 生物学的事象

換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-28)

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備

[8.1-F4]

第2加工棟の第1種管理区域の換気のため給気口を設け、気体廃棄設備 No. 1 を接続する。気体廃棄設備 No. 1 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。また、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の換気のため給気口を設け、気体廃棄設備 No. 2 を接続する。気体廃棄設備 No. 2 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。

保安規定に基づき、給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合は、フィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、生物学的事象により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

(7) 森林火災

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とする。

(a) 加工施設の建物は、主要構造部を建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることで、火災の発生を防止する設計とする。

(記載 No. 9-30)

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

(b) 想定火災源に対して、その影響を受けないための離隔距離が危険距離^{※1}以上確保する設計とする。

※1 延焼防止に必要な距離。

(記載 No. 9-31)

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟内の設備・機器は、建物により森林火災の影響を防護する。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟

[8.1-B5]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は想定する森林火災に対する離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟の森林火災に係る設計方針を付属書類6に示す。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、森林火災により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。

過去の記録、現地調査の結果、最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、発生する可能性があり、かつ本加工施設の安全機能に影響する可能性のある事象を以下のとおり選定した。

（自然現象）

- ・竜巻
- ・落雷
- ・極低温（凍結）
- ・火山活動（降下火砕物）
- ・積雪・生物学的事象

（人為事象）

- ・航空機落下
- ・森林火災・近隣工場等の火災・爆発
- ・交通事故による火災・爆発
- ・航空機落下火災
- ・電磁的障害
- ・交通事故（自動車）
- ・森林火災

これらの事象に対する安全設計を以下に示す。なお、森林火災は、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災とともに外部火災に含めて評価する。

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を選定し、それら外的事象によって加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。

過去の災害記録、現地調査の結果及び最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の安全設計において考慮すべき外的事象を選定し、更にそれら自然現象の重畳を考慮する必要の有無を検討する。

(1) 外的事象の抽出

国内で一般に発生し得る事象に加え、国内外の基準等で示されている事象を網羅的に収集する。このために、国内における規制（資料 a）で取り上げている事象、学識経験者による検

討（資料 b 及び c）、国外の規制として米国原子力規制委員会のガイド（資料 d）、IAEA が定めた PRA のガイド（資料 e）及び核燃料施設に関する基準（資料 f）に取り上げている事象を抽出する。

(2) 安全設計において考慮すべき外的事象

上記(1)で収集した外的事象から、検討すべき外的事象を抽出する際に除外する基準を以下のように設定する。

基準 1：発生の頻度が小さいことが明らかな事象

基準 2：施設周辺では発生しない事象

基準 3：ハザードの進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知し、ハザードを排除できる事象。

基準 4：加工施設の設計上、考慮された事象と比べて、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は加工施設の安全性が損なわれることがない。

基準 5：影響が他の事象に包含される。

その結果を、自然現象及び人為事象について、それぞれ添 5 ト(イ)の第 1 表と添 5 ト(イ)の第 2 表に示す。選定した外的事象は次のとおりである。

自然現象

- ・竜巻・落雷
- ・極低温（凍結）
- ・火山活動（降下火砕物）
- ・積雪・生物学的事象
- ・森林火災

人為事象

- ・航空機落下
- ・森林火災
- ・近隣工場等の火災・爆発
- ・交通事故による火災・爆発
- ・航空機落下火災
- ・電磁的障害
- ・交通事故（自動車）

安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によって、加工施設の安全機能を損なうことのない設計とする。

添 5 ト(イ)の第 1 表 設計上考慮する自然現象

添 5 ト(イ)の第 2 表 設計上考慮する人為事象の選定

(記載 No. 9-1)

加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る人為事象として、航空機落下、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災、電磁的障害、交通事故（自動車）の 7 事象を抽出している。このうち、航空機落下については、第八条第 3 項への適合性で説明する。

(1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

(b) 想定火災源に対して、その影響を受けないための離隔距離が危険距離^{※1}以上確保する設計とする。

※1 延焼防止に必要な距離。

(記載 No. 9-31)

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。

(c) 想定爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が危険限界距離^{※2}以上確保する設計とする。離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。

※2 ガス爆発の爆風圧が0.01 MPa以下になる距離。

(記載 No. 9-32)

敷地外の半径10 km 圏内には石油コンビナート等が立地しており、また、敷地周辺の道路には燃料輸送車両が走行する。

防護対象施設である第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟が、想定爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上確保していることを評価するとともに、これらの建物の外壁への爆風圧の影響を評価する。防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(イ)の第5図～添5リ(イ)の第8図に示す。

① 石油コンビナート等

加工施設に最も近いコンビナートの関西国際空港地区には、高圧ガスの貯蔵はないため、爆発は想定されない。また、ガス事業法又は高圧ガス保安法の規則を受ける高圧ガス貯蔵施設を調査した結果、敷地周辺に貯蔵されている高圧ガスはないため、敷地外における高圧ガスの爆発の影響は、敷地から最も近い敷地南側道路におけるタンクローリー（プロパンガス）の評価で包含できる。

② 燃料輸送車両

【第2加工棟】防護対象施設の第2加工棟については、明らかに想定爆発源に対する隔離距離を確保できない位置にあり、影響があることが確認できたため、以下の対策を講じることにより、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにする。燃料輸送車両の爆発による離隔距離の評価結果を添5リ(イ)の第15表に示す。防護対象施設の第2加工棟については、別添5リ(イ)-9に示す評価結果より、外壁を10 cm以上増し打ちすることで、爆風圧が既存の外壁に影響を及ぼさないことを確認した。したがって、第2加工棟の南側面について、外壁を厚さ10 cm以上増し打ちする安全対策や外扉等の補強を実施することで、爆風圧が施設に影響を及ぼさない設計とする。

【第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟】防護対象施設の第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟については、添5リ(イ)の第15表に示す評価結果より影響

があることが確認できたが、爆風圧が 12～19 kPa であり、爆風圧が相対的に低く、かつ内包する核燃料物質が少なくリスクが低いと考えられ、一般高圧ガス保安規則の第一種保安物件（学校、病院、劇場等）に対する第一種設備距離（10 t 未満の貯蔵設備の場合、17 m の保安距離をとることで事故が発生した場合の危害を防止している）の 2 倍以上の離隔距離を確保しているため、爆風圧が施設に影響を及ぼさない。

◎ 必要となる対策

前項の影響評価より、第 2 加工棟の南側面が損傷を受けないようにするため、外壁を厚さ 10 cm 以上増し打ちする安全対策や外扉等の補強を実施する対策を講じる。ただし、10 cm 以上増し打ちする外壁は、既存の建物の構造を考慮するものとする。

前項の対策を講じることにより、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはない。

添 5 リ (イ) の第 1 5 表 敷地外の燃料輸送車両の爆発による離隔距離の評価結果

(記載 No. 9-38)

① 高圧ガス貯蔵施設

水素ガス、プロパンガス及び PR ガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場については、防護対象施設の第 2 加工棟に対して、明らかに爆発源に対する離隔距離を確保できない位置にあるため、離隔距離を確保できる位置に移設する。敷地内のボンベ置場における可燃性ガスボンベ及び第 1 高圧ガス貯蔵施設における液化アンモニアタンクによる防護対象施設に対する危険限界距離の評価結果を添 5 リ (イ) の第 1 8 表に示す。爆発源から防護対象施設までの離隔距離は、いずれも危険限界距離以上確保する結果となった。

したがって、防護対象施設の外壁には影響を及ぼさない。

① 燃料輸送車両

爆発を想定する燃料輸送車両は、水素ガス、プロパンガス及び PR ガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場にボンベを搬送する運搬車両及び第 1 高圧ガス貯蔵施設の液化アンモニアタンクに液化アンモニアを供給するタンクローリーとする。これらの燃料輸送車両が敷地内走行中に爆発した場合、爆発位置は明らかに防護対象施設に対する離隔距離を確保できないため、離隔距離を確保できる位置に移設する。敷地内の運搬経路での燃料輸送車両の爆発による防護対象施設に対する危険限界距離の評価結果を添 5 リ (イ) の第 1 9 表に示す。爆発源から防護対象施設までの離隔距離は、いずれも危険限界距離以上確保する結果となった。

したがって、防護対象施設の外壁には影響を及ぼさない。

◎ 必要となる対策

① 燃料輸送車両

添 5 リ (イ) の第 6 図に示すように、第 1 高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場（1）は敷地西方に移設する。

前項の対策を講じることにより、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはない。

添 5 リ (イ) の第 1 8 表 敷地内の高圧ガス貯蔵施設の爆発による危険限界距離の評価結果

添 5 リ (イ) の第 1 9 表 敷地内の燃料輸送車両の爆発による危険限界距離の評価結果

添 5 リ (イ) の第 6 図 燃料輸送車両の敷地内走行経路

(記載 No. 9-41)

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟内の設備・機器は、建物により森林火災、近隣工場等の火災・爆発による影響を防護する。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟

[8.2-B2]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は想定する火災源に対し、その影響を受けないように、火災源との離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。

また、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は想定する爆発源に対する離隔距離が、危険限界距離以上となる又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離となる設計とする。

加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1 高圧ガス貯蔵施設（アンモニアタンク）の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。敷地内の危険物施設のうち移設を予定していたボンベ置場(1)及び第1 高圧ガス貯蔵施設（アンモニアタンク）の詳細な設置位置を確定したことから、影響評価を見直した。森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発に係る設計方針を付属書類6に示す。

加工事業変更許可申請書から外部火災影響評価結果を一部変更したが、加工事業変更許可申請書に記載した外部火災の影響を受けない設計とする基本方針に変更はない。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

(2) 電磁的障害

加工施設は、日本工業規格（JIS）や電気規格調査会標準規格（JEC）等に基づき、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、ラインフィルタ、絶縁回路の設置によるサージ・ノイズの侵入防止及び鋼製筐体の適用により、電磁波の侵入等を防止する設計とする。

本加工施設は、日本工業規格（JIS）や電気規格調査会標準規格（JEC）等に基づき、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、ラインフィルタ、絶縁回路の設置によるサージ・ノイズの侵入防止及び鋼製筐体の適用により、電磁波の侵入等を防止する設計としている。したがって、電磁的障害が安全機能に影響を及ぼすことはない。

（記載 No. 9-45）

○インターロックを有する設備

[8.2-F2]

安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電波干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、アナログ信号線はシールドケーブルを使用し電波干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電波干渉による誤動作を防止する。インターロック回路の制御盤及び電線管は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁インターロック回路の制御盤は鋼製筐体を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。

設備・機器名称 機器名	安全機能となるインターロック回路
第2加工棟	内部溢水による損傷防止 (送水ポンプ自動停止装置)
第1廃棄物貯蔵棟	内部溢水による損傷防止 (送水ポンプ自動停止装置)
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	臨界防止：質量制限、内部溢水
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	臨界防止：質量制限
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	臨界防止：質量制限
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	臨界防止：質量制限
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	臨界防止：質量制限
連続焼結炉 No. 2-1	火災爆発防止
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤 (センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機)	臨界防止：質量制限
センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置 (センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機)	臨界防止：幾何学的形状制限
気体廃棄設備 No. 1 排風機、閉じ込めダンパー、給気ユニット	閉じ込め
気体廃棄設備 No. 2 排風機、閉じ込めダンパー、給気ユニット	閉じ込め
焼却設備 焼却炉	火災爆発防止
燃料開発設備 加熱炉	火災爆発防止
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	火災爆発防止

(3) 交通事故（自動車）

本加工施設の南側敷地境界に沿って片側1車線の町道がある。第2加工棟と町道との間は最も近接している場所で約13m離れている。町道は、敷地境界に沿っているため、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどない。交通事故や路面凍結等によるスリップにより進行方向が変わり、敷地境界のフェンスを突き破って敷地内に入ったとしても、第2加工棟は鉄筋コンクリート造で竜巻飛来物に耐える構造とするため、竜巻飛来物に対する設計で包含される。

本加工施設の南側敷地境界に沿って片側1車線の町道がある。第2加工棟と町道との間は最も近接している場所で約13m離れている。町道は、敷地境界に沿っているため、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどない。交通事故や路面凍結などによるスリップにより進行方向が変わり、敷地境界のフェンスを突き破って敷地内に入ったとしても、第2加工棟は鉄筋コンクリート造で竜巻飛来物に耐える構造とするため、竜巻飛来物に包含され、加工施設へ影響を与えるおそれはない。

(記載 No. 9-46)

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟内の設備・機器は、建物により交通事故（自動車）の影響を防護する。

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。

加工施設と町道の位置関係を図ト-W1建-30に示す。

○発電機・ポンプ棟

発電機・ポンプ棟は、交通事故（自動車）により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

○屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、交通事故（自動車）により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づき、防護設計の要否について確認する。計器飛行方式民間航空機の落下事故、有視界飛行方式民間航空機の落下事故及び自衛隊機又は米軍機の落下事故を考慮した航空機落下確率の総和は 10^{-7} (回/施設・年) を超えないことから、航空機落下に対する防護設計は必要ない。

安全機能を有する施設は、想定される航空機落下に対して安全機能を損なうことのない設計とする。「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(以下「航空機落下評価ガイド」という。)に基づいて、本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下に対する防護設計の必要性を確認する。

本加工施設への航空機落下確率の総和は 2.3×10^{-8} (回/施設・年) であり、航空機落下評価ガイドに示す「想定される外部人為事象」として設計上考慮するか否かを判断するための判断基準値である 10^{-7} (回/施設・年) を超えない。このことから、航空機落下に対して本加工施設の防護設計の必要はない。

(記載 No. 9-44)

加工事業変更許可申請書に示したとおり、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認した。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に設定した周辺監視区域の境界にフェンス等の障壁を設置するとともに、加工施設は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とし、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。

(i) 障壁等による区画

加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域の境界には人が容易に侵入できないようフェンス等を設置する。

本加工施設において、核燃料物質又は核燃料物質に汚染されたものを取り扱う施設は、第1加工棟、第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟であり、これらの加工施設の建物は、鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とする。

(記載 No. 10-2)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟

[9.1-B1]

加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を加え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止する。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、周辺監視区域内に設置し、鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とする。

加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の保守・点検を行い、その機能を維持する。

加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。

所定の監視場所における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。

手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両の積載物の点検を行い、敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定める。

サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じた電気通信回路を介する設計とする。

サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。

(i) 外部からの不正アクセスの防止

本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアウォールを設置する。

社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。上記(i)、(ii)の措置を講ずることにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。

(記載 No. 10-7)

本申請では、加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムに該当するものはない。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設されたものでなければならない。

- 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- 二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。
- 三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。
- 四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- 六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- 七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。
 - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。
 - ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。
 - ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

第十条の第一号から第七号について、本加工施設に対する適用可否を次表にまとめて示す。

項目	適用可否
第一号	流体状の核燃料物質等を取り扱う施設に対して適用する。本申請の対象には、核燃料物質等によって汚染された物を含まない流体を導く管に核燃料物質等が逆流するおそれのある設備と液体及び及び気体廃棄設備が該当する。
第二号	本加工施設では六ふっ化ウランを取り扱わないため適用対象でない。
第三号	本加工施設ではプルトニウム等を取り扱わないため適用対象でない。
第四号	本加工施設ではプルトニウム等を取り扱わないため適用対象でない。
第五号	密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードに対して適用する。
第六号	核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある第1種管理区域の室に対して適用する。
第七号	本申請の対象施設のうち、液体状の核燃料物質等を取扱う建屋や区域に対して適用する。

[適合性の説明]

<p>管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。</p> <p>また、主要な建物内の管理区域区分は以下のとおりとする。作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>(1) 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分し、管理する。</p> <p>管理区域は、密封したウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分し、管理する。管理区域の区分を添5ロ(イ)の第1図に示す。</p> <p>管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分し、その範囲を標識により明示し管理する。</p> <p>添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-28)</p>

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟

[10.1-B1]

線量告示に基づき 1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分して保安規定に定めて管理する。第1廃棄物貯蔵棟には第1種管理区域と第2種管理区域を設定する。

第3廃棄物貯蔵棟には汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。

なお、発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を収納しないことから、管理区域の設定は行わない。

ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に経路を閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。

(a) 本加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。

(d) 複数の排気系統により排気する場合は、汚染された空気が逆流しないよう逆流防止ダンパー等を設ける。

第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計とする。

(記載 No. 4-15)

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[10.1-F4]

ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第2加工棟に気体廃棄設備 No. 1、第1廃棄物貯蔵棟に気体廃棄設備 No. 2 を設置し、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。

○第1廃棄物貯蔵棟

[10.1-B3]

第1廃棄物貯蔵棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の室は、気体廃棄設備 No. 2 により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する設計とする。

また、第1種管理区域の内部の床、壁の表面はウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。

(c) 第1種管理区域の床、壁等は表面を平滑にし、表面には合成樹脂を塗装する等の仕上げにより除染の容易性及び耐食性の向上並びにウラン粉末を含む液体の浸透防止を図る。

(記載 No. 4-19)

第1種管理区域内において、ウラン粉末を含む液体を取り扱う研磨設備等の設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。

(a) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う研磨設備等の設備からの廃液を処理する設備の貯槽には液面計を設置し貯留レベルを監視するとともにその周辺部又は施設外に通じる出入口若しくは周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。排水処理系統図を添5ロ(イ)の第4図に示す。

添5ロ(イ)の第4図 排水処理系統図

(記載 No. 4-21)

また、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、ウラン粉末を含む液体を取り扱う第1種管理区域の床面を設けないように設計する。

(b) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う設備及びウラン粉末を含む液体の漏えいが拡大するおそれのある施設内部の床面下に、ウランにより汚染されない排水を排出する排水路がないよう設計する。

(記載 No. 4-22)

液体状の核燃料物質等を取り扱う設備を設置する建物は漏えいの拡大を防止できる設計とする。

○第1 廃棄物貯蔵棟

[10.1-B2]

第1 廃棄物貯蔵棟の液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれのある部分は、漏えいの拡大を防ぐ構造とする。

第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分(床面からの高さ2 mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。

第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域境界の床、壁、出入口の扉は、液体状の核燃料物質等の第1種管理区域外への漏えい、及び第1種管理区域外から第1種管理区域内への水の侵入を防止する。

なお、第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。

ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知し、警報を発する設計とする。汚染が発生するおそれのある区域を第1種管理区域として管理し、第1種管理区域内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする。

(記載 No. 4-1)

第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。

第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。

混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備

取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とするか、又はその開口部での風速が0.5 m/秒以上となるようにする。

第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。ウラン取り扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取り扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。

(記載 No. 4-6)

ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材等の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。

作業環境の汚染を防止するため、ウランを内包する設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。研磨設備等のウラン粉末を含む液体を収納する設備・機器 収納するウラン粉末を含む液体による腐食の少ないステンレス鋼等で作り、その接合部はガスケット等を使用することにより液体の漏えいがない構造とする。

ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。

(記載 No. 4-4)

閉じ込めの機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。

混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備

閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

(記載 No. 4-7)

酸、アルカリを取り扱う設備からの排気は、排気系統の腐食を低減するため、スクラバーにより浄化する構造とする。

酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する場合は、酸又はアルカリを取り扱う設備・機器にスクラバーを備え、スクラバーを通して酸及びアルカリを除去する。スクラバーから発生する廃液は、廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。

(e) 酸、アルカリを取り扱う設備からの局所排気は、スクラバーにより浄化し、放射性物質除去設備の健全性を維持する。

また、酸、アルカリを取り扱う設備からの排気はスクラバーを通して排出する。

(記載 No. 4-5)

核燃料物質等を取り扱う設備は漏えいを防止できる設計とする。内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる。

○粉末状又は液体状の核燃料物質等を取り扱う設備

[10. 1-F2]

本申請の対象のうち、粉末状のウランを密閉した粉末保管容器（保管容器F型）に収納して取り扱い又は貯蔵する設備と設備内に密閉し取り扱う設備は、粉末状のウランが空気中へ飛散、漏えいするおそれはない。

[10. 1-F2]

本申請の対象のうち、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、通常の作業時に目視できない場所に、ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

○第1 廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2 廃液処理設備、第2 廃液処理設備貯留設備、W 1 廃液処理設備

[10. 1-F5]

堰や防水パンを設けた区域、又は一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。

[10. 1-F7]

耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。

○センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No. 2-1 配管、燃料開発設備 試料調整用フード No. 1

[10. 1-F7]

耐腐食性を有する材料を用いる。

○分析設備 ドラフトチャンバ No. 1～No. 3

[10. 1-F7]

酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバからの排気は、スクラバーを通して排気中の酸及びアルカリを除去して排気系統へ排出する。

ウラン粉末を含む気体又は液体を取り扱う系統及び機器には、逆流によってウランが拡散しない設計とする。

(iii) 逆流防止 放射性気体廃棄物の廃棄設備は、給排気設備により放射性気体廃棄物が逆流しないように負圧設計を行う。

また、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を含まない液体を導く管であって、核燃料物質等を内包する容器、管等に内通するものうち核燃料物質等が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための弁等を設ける。

(記載 No. 4-10)

ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に経路を閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。

(a) 本加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。

(d) 複数の排気系統により排気する場合は、汚染された空気が逆流しないよう逆流防止ダンパー等を設ける。

第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計とする。

(記載 No. 4-15)

核燃料物質等を取り扱う設備は流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない液体を導く管に逆流するおそれがない構造とする。

○第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1～4、W1 廃液処理設備 受水槽

[10.1-F8]

非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。

ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏えい検知器によって漏えいを検知して警報を発する設計とする。

(記載 No. 4-12)

液体廃棄物の廃棄施設の貯槽には、満水となり貯槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する設計とする。

(記載 No. 4-9)

核燃料物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知することができる設計とする。検知した漏えいの拡大を防止する設計とする。

○センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク、試料調整フード No. 1

[10.1-F5]

防水パン及び漏水検知器を設置する。

第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。

第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。

混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備

取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とするか、又はその開口部での風速が0.5 m/秒以上となるようにする。

第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。ウラン取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。

(記載 No. 4-6)

ウラン粉末を容器から取り出して扱う設備には囲い式フードを設け、排気設備により囲い式フードの外部から内部に空気が流れるよう設計する。

(記載 No. 15-12)

密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持できる設計とする。

○粉末状の核燃料物質等を取り扱う設備

[10. 1-F6]

本申請の対象のうち、囲い式フードを有するものは内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とし、ウラン取扱い時に開閉する開口部は、その開口部の風速が0.5 m/秒以上とするため、粉末状のウランが空気中へ飛散、漏えいするおそれはない。

加工事業変更許可申請書では、設計基準事故時における閉じ込めの説明として、ウラン等の落下を防ぐため落下防止策を採ること及び脱落のおそれのある箇所にストッパ、ガイド等を設けることを示している。以下にその適合性を説明する。

<p>耐震重要度分類第1類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 1-6)</p>
<p>爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。(iv) 天井クレーンは、脱落防止ガイドを設置し、地震時における落下を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 14-5)</p>
<p>リフター、クレーン等により容器等を鉛直方向に搬送する設備には停電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物を安全に保持できる停電時保持機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-10)</p>
<p>また、コンベア等により容器等を水平方向に搬送する設備には、脱落のおそれのある箇所にストッパー、ガイドを設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-11)</p>
<p>ペレットを取り扱う設備では、落下のおそれのある箇所に落下を防止するガイド等を設ける。または、ペレットが転がって落下しないように、波板等に載せて取り扱う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-13)</p>
<p>ペレットを貯蔵する場合には、波板等に載せてペレット保管容器に収納して、落下のおそれのある箇所に落下を防止するガイド等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-14)</p>
<p>燃料棒を取り扱う設備は、脱落の可能性のある部分にガイド等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-15)</p>
<p>ウランを搬送する設備は、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核燃料物質が漏えいするおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-26)</p>

[10. 1-F1]

各設備は耐震重要度分類に応じた水平震度に対し、強度部材が弾性範囲にとどまるとともに転倒しない設計としている。また、積載物が滑り落ちて落下することのないように、ストッパ、ガイド等による落下又は転倒防止構造を設け、それぞれの落下又は転倒防止構造が各設備の耐震重要度分類に応じた水平震度に対し十分な強度を有する設計としている。また、天井クレーンには脱落防止ガイドを設置し、地震時における落下を防止する。落下（転倒）防止構造に係る設計方針を付属書類7に示す。

[10. 1-F1]

本申請の対象のうち、ウランを搬送する設備は、動力の供給が停止した場合に核燃料物質を安全に保持できることについては、第十六条（搬送設備）の要求事項に対する説明により、核燃料物質を垂直方向にモータ駆動により搬送する設備は、停電時には無励磁作動ブレーキによりモータの軸を拘束することでモータが停止する設計としている（停電時保持機構）。

(火災等による損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)－3に示す。

添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備^(※1)

※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備^(※2)

※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

(i) 火災感知設備

(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

(b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。

(c) 受信機はP型受信機を採用し、地震、火災等で感知器との配線が断線したとしても受信機において断線警報が吹鳴することで、火災の早期発見に対して支障なく報知できる設計とする。

(d) 外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。

(記載 No. 5-25)

B. 火災による閉じ込め機能の不全

当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。

B. 火災による閉じ込め機能の不全

① 火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内又は屋外消火栓）を使用して消火する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全

当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。

B. 火災による閉じ込め機能の不全

火災が生じた場合、自動火災報知設備により火災を感知し、初期消火を実施することにより、拡大防止するが、ここでは設備のウラン全量が影響を受けることを想定する。また、火災により粉末状のウランを取り扱う設備・機器の囲い式フードの損傷を仮定する。

(記載 No. 15-56)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の火災感知設備

[11. 1-F2]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟に、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。

発電機・ポンプ棟に、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設ける。発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2 加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リー他ー1（3）、図リー他ー1（4）、図リー他ー2（3）、図リー他ー2（4）に示す。

発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リー他ー3に示す。

図リー他ー1 2（4）に示すとおり、発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2 加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続し、火災を感知した場合には第2 加工棟で警報が発報する設計とする。第2 加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、第4 次申請で申請済みである。

図リー他ー1 2（3）に示すとおり、第3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続しており、第5 廃棄物貯蔵棟で火災を感知した場合には第3 廃棄物貯蔵棟で警報が発報する設計としている。第5 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第4 次申請で申請済みである。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、P 型受信機を採用している。

(ii) 消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ）

加工施設において、火災が発生した場合は、基本的に粉末消火器での初期消火活動を前提とした十分な消火器を配置し、粉末消火器では消火できない場合のバックアップとして屋内消火栓、屋外消火栓等の水消火設備を設ける。

(a) 屋内消火栓、屋外消火栓

消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置し、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を設置する。

(b) 可搬消防ポンプ

本加工施設には2台の可搬消防ポンプを備え、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

(iii) 消火設備（消火器）

消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

消防法に基づいた能力以上（屋内消火栓：130 L/min，屋外消火栓：350 L/min）の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする（別添チ(ロ)－8）。

また、消火水として使用できる水を約240 m³保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を本加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。ここで、添5チ(ロ)の第7表に示すとおり、火災区画ごとの等価時間はいずれも1時間以内であり、屋内消火栓、屋外消火栓及び可搬消防ポンプによる放水可能時間はこれより十分大きい。

添5チ(ロ)の第7表 消火設備の適切性、消火活動の成立性

(記載 No. 5-26)

安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。

(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。

(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。

(記載 No. 5-36)

また、消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。

(記載 No. 5-29)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の消火設備

[11.1-F1]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟には初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、消防の用に供する設備として、消火設備 消火器を設置する。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置する消火設備 消火器は、粉末消火器（10 型）、二酸化炭素消火器としており、消火設備 消火器の必要本数については、消防法の設置基準に対し、裕度を見込んで設置するものとする。第1 廃棄物貯蔵棟では必要能力単位7 となるのに対して設置する粉末消火器の能力の合計は63、第3 廃棄物貯蔵棟では必要能力単位6 となるのに対して設置する粉末消火器の能力の合計は18、発電機・ポンプ棟では必要能力単位3 となるのに対して設置する粉末消火器の能力の合計は12 となる。

消火設備 消火器は、各防火対象物・部分から歩行距離20 m以下となるように配置する。固定金具等を用いる又は消火器格納箱に格納する、転倒防止策を講じて設置する。消火設備 消火器の配置を図リー他ー1（5）、図リー他ー1（6）、図リー他ー2（5）、図リー他ー2（6）、図リー他ー3に示す。なお、配置については公設消防からの指導等により、変更する場合がある。

消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定又は下位文書に定める。

○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、消火設備 自動式の消火設備、消火設備 可搬消防ポンプ

[11.1-F1]

事業所内には初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法施行令第十一条、同第十九条に基づき、消防の用に供する設備として、第1 加工棟を防火対象物とする消火設備 屋外消火栓、第2 加工棟を防火対象物とする消火設備 屋内消火栓を設置する。

なお、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、耐火建築物であり、消防法施行令第十九条より、屋外消火栓を設置必要とする床面積に該当しないことから、これらの建物を防火対象物とする屋外消火栓は必要ない。

第2次申請、第3次申請、第4次申請で仮設としていた消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、本設する。

消火設備 自動式の消火設備は、第2 加工棟の消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する設計とする。自動式の消火設備は、成型施設の連続焼結炉 No. 2-1 の制御盤に設ける。

また、本加工施設の敷地内に消火用の水源を2箇所設け、消防法施行令第二十条に準拠して、消火設備 可搬消防ポンプを設置する。可搬消防ポンプは、2台、ポンプはエンジン駆動とし、消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズルを合わせて、消火用の水源の近傍、屋外に配置する。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、安全上重要な施設はないため、該当しない。

3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

<p>核燃料物質を取り扱うフード等の設備・機器本体は不燃性材料又は難燃性材料を使用し、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>核燃料物質を取り扱うフード等の設備・機器の主要な構造部には不燃性材料又は難燃性材料を使用するとともに、以下の耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。</p> <p>(記載 No. 5-3)</p>
<p>ウランを取り扱う設備・機器の本体には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、耐火性の高い設計とすることにより付近で火災が発生したとしても容易に延焼しない設計とする。</p> <p>(記載 No. 5-21)</p>
<p>加工施設の建物は、耐火建築物又は不燃材料で造るものとし、設備・機器には、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。</p> <p>(記載 No. 15-17)</p>
<p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部、設備カバー部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネイトを使用する設計とする。</p> <p>(記載 No. 5-17)</p>

[11. 3-F1]

設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製、ステンレス鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。

[11. 3-F1]

ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部、設備カバー部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネイトを使用する。

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。

本加工施設の建物は、建築基準法等関係法令に定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることで火災の発生を防止する。特にウラン粉末を非密封で取り扱う第1種管理区域は、室内で発火等が生じたとしても、建築躯体が容易に火災に至らないよう鉄筋コンクリート造等の耐火構造とすることで、火災による閉じ込めの機能の損傷を防止する。加工施設の建物の構造、耐火性能の別等を添5チ(ロ)の第1表に示す。

添5チ(ロ)の第1表 加工施設(建物)の構造、耐火性能の別等

(記載 No. 5-4)

加工施設の建物は、耐火建築物又は不燃材料で造るものとし、設備・機器には、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

(記載 No. 15-17)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[11.3-B1]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする設計とする。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[11.3-B1]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、不燃性材料である、鉄筋コンクリート造の壁とする。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器への電気火災の延焼を防止するため、同じ火災区域内に設置する制御盤の開口部には耐火性を有した防護板を設置し、バッテリー等の蓄電池には充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲う対策をとり、3.7 kW を超えるモーターには、設備・機器本体内部に收容するか、排熱に配慮した鋼板製ケースに收容する対策を行う。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(b) 電気火災の拡大防止

③ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収納する火災区域内に設置する制御盤、分電盤等の高圧電源を取り扱う設備・機器の周辺に、電気火災発生時の急激な拡大を防止するために、耐火性を有した防護板を設置する。

④ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内のバッテリー等の蓄電池は充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲い、発火した場合においても急激な火災拡大を防止する。

⑤ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内の3.7 kW を超えるモーターは、設備・機器本体内部に收容するか、排熱に配慮した鋼板製ケースに收容し、発火したとしても急激な火災拡大を防止する。

(記載 No. 5-22)

油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。

ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(a) 油火災の発生防止

- ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。
- ② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。
- ③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。

(記載 No. 5-39)

油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。

ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(b) 油火災の拡大防止

- ① ウラン粉末を非密封で取り扱う設備・機器を設置する火災区域内の油圧ユニットの作動油タンクの周辺には、油の漏えい時に、油の飛散を防止するとともに、火災が発生した場合に火炎の伝播を防止するため、耐火性を有した防護板を設置する（別添5チ(ロ)－4）。

(記載 No. 5-40)

[11.3-F3]

バッテリー等の蓄電池には充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲う。

3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。

油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲い、耐火性を有した厚さ 1.5mm 以上の金属製の防護板を設置する。

加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。

建物内の火災の延焼を防止するため、建物内部の耐火壁等による火災区域（建築基準法等関係法令に定める防火区画を含む。）を設け、火災が発生した場合に他の区域に容易に拡大す

ることを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。

(a) 火災区域境界の扉は防火戸とし、常時閉鎖式若しくは火災感知器と連動して閉鎖する。

(b) 管理区域と建物外の境界となる壁は鉄筋コンクリート製とすることで、火災においても建物外への核燃料物質の漏えいを防止する。

内部火災ガイドを参考に、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、火災区域内の火災の延焼を防止するため、必要に応じて核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定する。本加工施設における火災区域及び火災区画の設定の考え方を添5 千(㍑)の第2 図に示す。

第2 加工棟、第1 加工棟は建築基準法に基づく防火区画を火災区域とし、第1－3 貯蔵棟、第1 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟は、建物の延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画がないため、耐火壁によって構成した建物全体を1 つの火災区域とする。本加工施設においては、火災区域境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一である。加工施設の各建物に設定した火災区域及び火災区画を添5 千(㍑)の第3 図(1)～(4)に示す。

添5 千(㍑)の第2 図 火災区域及び火災区画の設定の考え方

添5 千(㍑)の第3 図 (1)～(4) 火災区画

(記載 No. 5-30)

第2 加工棟、第1－3 貯蔵棟、第1 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟、第1 加工棟に設置する設備・機器等を対象とし、内部火災ガイドを参考に燃焼源となる可能性のある設備・機器等を火災源とする。火災源とする設備・機器等を添5 千(㍑)の第5 表のとおり設定する。また、設定した火災源がある火災区画を添5 千(㍑)の第3 図(1)～(4)に示す。

添5 千(㍑)の第5 表 火災源とする設備・機器等

添5 千(㍑)の第3 図 (1)～(4) 火災区画

(記載 No. 5-44)

(c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。

(記載 No. 5-35)

[11. 3-B2]

第1 廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1 つの火災区域とし、火災区域内に第1 種管理区域とそれ以外の区域を含むため、第1 種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認している。

第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1 つの火災区域として設定し、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認してい

る。

第1 廃棄物貯蔵棟では、核燃料物質等の取扱いの考慮等から、加工事業変更許可申請書で示した火災区域、火災区画のうち、火災区域の境界を変更することとした。変更後の火災区画を図ト-W1 建-32 に示す。

火災区画の床面積及び可燃物量を見直し等価時間の再評価を行い、火災区画内の等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認した。加工事業変更許可申請書に示した基本方針（必要に応じて加工施設を複数の火災区画に区分し、火災区画内の燃料時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。）に変更はない。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の火災等による損傷防止に係る基本方針書を付属書類8-1 に示す。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域においては、ケーブルの延焼による火災の拡大防止対策を行う。

電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、難燃性ケーブルを使用した設計とする。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(a) 電気火災の発生防止

② 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、故障時の火災発生を防止するために JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用することにより、電気火災の発生を防止する。

(記載 No. 5-37)

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域においては、ケーブルの延焼による火災の拡大防止対策を行う。

また、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に収納する設計とし、また、安全機能を有する施設を設置する工程室のケーブルラックは金属製、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(b) 電気火災の拡大防止

① 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）は、金属箱に収容するか、又は機側に配線範囲を限定することにより、火災の拡大を防止する。

② 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、ケーブルラックを使用して複数の火災区域を貫通する、又は同一の火災区域内を広範囲に敷設することから、ケーブルラックの水平部分を伝播する急激な火災拡大を防止するため、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。

⑥ 安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等是不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。

(記載 No. 5-38)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[11.3-B1]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画はない。

電気設備間の接続にケーブルを使用する場合、使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。

それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に収納することを保安規定又は下位文書に定めて管理する。

安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。

○第2 加工棟、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[11.3-F3]

電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）については、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。成型施設の連続焼結炉 No. 2-1 内のケーブルで使用電圧が ≥ 600 V 以上のケーブルについては、火災の発生を防止するために JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。

<p>第1 種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備の高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維又はセラミック製を使用し、鋼製のケース（フィルタボックス）に収容した状態で使用する。また、安全機能を有する施設のある工程室内のダクトは鋼製とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 5-19）</p>
<p>(a) 第1 種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1 種管理区域を収納する建物と同じとする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 5-33）</p>
<p>(b) ウラン粉末を非密封で取り扱う設備・機器の局所排気系統には高性能エアフィルタを2 段で設置し、1 段目は機器側に、2 段目は異なる火災区域に設ける。接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、2 段目の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 5-34）</p>
<p>また、第1 種管理区域のダクトは鋼製とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-19）</p>
<p>第1 種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備の高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-20）</p>
<p>B. 火災による閉じ込め機能の不全 ② また、工程室から他の室への火災の拡大は、ダクトの火災区域貫通部に設けた防火ダンパーにより防止する。</p>

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[11. 3-F3]

第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）に用いる高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。

また、第1種管理区域のダクトは鋼製とし、他の火災区域への延焼防止のため、ダクトが火災区域を貫通する部分には防火ダンパーを設ける。

また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。

加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあつては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。

火災区画ごとに、火災源が発火した場合を想定する。火災区画内の火災感知設備、消火設備の種類、個数及び設置位置を確認し、火災区画ごとに想定する火災源の規模（火災源の表面積、火炎高さ）に対して、設置する粉末消火器の消火能力（別添チ(ロ)－6）、確保する消火用資機材やアクセスルートが適切であることを確認した。確認結果を添5チ(ロ)の第7表に示す。

ここで、消火活動の成立性の判断に当たっては、大きな火炎が見込まれないこと、また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添チ(ロ)－7に示す。

粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓又は屋外消火栓）を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする（添付書類七）。

添5チ(ロ)の第7表 消火設備の適切性、消火活動の成立性

(記載 No. 5-28)

○第1加工棟の屋外消火栓、第2加工棟の屋内消火栓

[11. 1-F1]

第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。

第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(a) 電気火災の発生防止

① 加工施設内の受変電設備、設備・機器用分電盤、分電盤、制御盤等の電気設備内のケーブルは、電気設備本体を金属製とし、必要に応じて内部の熱を適切に排出する換気機能を備えるとともに、接続する設備・機器の仕様上問題がない限り回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

(記載 No. 5-23)

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画はない。

[11. 3-B2]

電源に接続する設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定又は下位文書に定めて管理を行う。

第3 廃棄物貯蔵棟は、溢水源がないため没水のおそれはない。発電機・ポンプ棟は、溢水が発生しても建物外に流出するため、没水のおそれはない。

[11. 3-F2]

分電盤及び制御盤には、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計とする。第2 加工棟、第1 加工棟、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟において非常用発電設備と接続する設備の配線用遮断器の配置を、図リー他ー1 1 (1)～図リー他ー1 1 (6)に示す。対象となる配線用遮断器は、設備に電源回路上直近となる配線用遮断器である。第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、緊急設備非常用照明、緊急設備 誘導灯の配線用遮断器を設置する分電盤の配置を、図リー他ー1 (7)、図リー他ー2 (7)、図リー他ー3に示す。

臨界防止に関して、減速条件を管理する設備・機器は、消火時の放水による溢水に対して、内部へ水が侵入しない設計とする。

火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止の機能を適切に維持するため、形状寸法、質量、幾何学的形状を制限する設備・機器は本体構造を熱の影響を受けない金属製の構造とし、減速条件を管理する設備・機器は、本体構造を金属製の構造とすることに加え、消火時の放水による溢水に対して内部へ水が侵入しない設計又は水が侵入しても臨界とならない設計とする(別添5リ(ハ)ー1)。

(記載No. 5-14)

○粉末混合機 No. 2-1、粉末搬送機 No. 2-1、供給瓶 No. 2-1

[11. 3-F1]

粉末混合機 No. 2-1、粉末搬送機 No. 2-1、供給瓶 No. 2-1 の本体構造を金属製の構造とすることに加え、消火時の放水による溢水に対して内部へ水が侵入しない設計とする。

装置の最上段に位置する粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 投入口は水密バルブの閉じ込め弁とする。閉じ込め弁の開閉はフットペダル操作とし、粉末投入機からの投入時に作業者が開放する構造とする。粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機内部に漏水検知器を設置し、漏水を検知した際は、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 投入口の閉じ込め弁を閉止し、内部への水の侵入を防止する。また、投入作業以外の時には、閉じ込め弁上部に被水防止の蓋を設置する。

粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機に接続される粉末搬送機 No. 2-1 の上部の閉じ込め弁は、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の排出側に接続された際に開放する。供給瓶の上部の閉じ込め弁は、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器が上部に接続された際に開放するため、機器上部の閉じ込め弁が単独で開放されることはなく内部へ水が侵入しの恐れはない。加工施設内における溢水に対する臨界防止設計に関する基本方針書を付属書類 9-2 に示す。

設備・機器において想定される火災発生の原因として、モータの発熱等で過熱した部品の付近や、焼結炉への空気混入を防止するための火炎や設備内の電気系統短絡によるスパーク等の付近において、可燃性部品が発火する場合は考えられる。よって、そのような場所に配置する必要のある部品を不燃性材料又は難燃性材料を使用した耐火性の高い設計とすることで、火災の発生を防止する。

(記載No. 5-15)

[11. 3-F1]

本申請の対象は、設備・機器本体には不燃性材料（鋼、ステンレス鋼）を使用する設計としており、モータ及び電気系統短絡によるスパーク等が生じるおそれのある箇所の付近には可燃物がないことから、火災が発生するおそれはない。

4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。

[適合性の説明]

[11. 4-F1]

水素を取り扱う設備は、適切に接地する。

水素を取り扱う設備・機器名称
連続焼結炉 No. 2-1
加熱炉
小型雰囲気可変炉

5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

<p>可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。漏えいを検知した場合は、警報を発するとともに屋外に設置した緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。</p> <p>(iv) 漏えい時の爆発防止</p> <p>可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。漏えいを検知した場合に、警報を発するとともに屋外に設置する緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。これに加え、設備・機器については設備を自動的に停止させるインターロックを設ける。屋内配管については、地震等で緊急遮断弁閉止後に、配管内に残留する水素ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発限界に達しない設計とする。(別添5 千(ロ)ー2)。漏えい検知器、制御盤、感震計、緊急遮断弁及び機器間の信号線については、耐震重要度分類第1類とし、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する設計とする。</p> <p>(記載 No. 5-10)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えい時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。</p> <p>(記載 No. 15-23)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>(記載 No. 15-24)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p>(記載 No. 15-25)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p>(記載 No. 15-26)</p>
<p>② 焼却炉</p> <p>工程室内への都市ガスの漏えい時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。</p> <p>(記載 No. 15-29)</p>
<p>② 焼却炉</p> <p>漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に都市ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>(記載 No. 15-30)</p>
<p>② 焼却炉</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は、独立し</p>

<p>た2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-31)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-35)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-36)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-37)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-38)</p>
<p>④ 小型雰囲気可変炉</p> <p>アンモニア分解ガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-41)</p>
<p>④ 小型雰囲気可変炉</p> <p>また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-42)</p>
<p>④ 小型雰囲気可変炉</p> <p>また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-43)</p>
<p>④ 小型雰囲気可変炉</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-44)</p>
<p>(1) 成形施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2-1ペレット室及び第2-2ペレット室の連続焼結炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-2)</p>
<p>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第1廃棄物貯蔵棟の焼却炉の安全機能を強化する。</p>

(記載 No. 23-10)

(7) その他加工設備の附属施設の変更

・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2開発室の試験開発炉の安全機能を強化する。

(記載 No. 23-14)

○連続焼結炉、焼却炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉

[11.5-F1]

当該設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に、可燃性ガスの検出器を設置する。漏えいを検知した場合に警報を発するとともに緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。

アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素 75%、窒素 25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に、下方に拡散するプロパンガスを検知する検知器は床面付近に設置する。

都市ガスは概ね9割(体積比)がメタンガスであるため、メタンガスの漏えいで検知する。ガスの比重を考慮し、上方に拡散するメタンガスを検知する検知器は天井付近に設置する。

屋内配管については、地震等で緊急遮断弁閉止後に、配管内に残留する水素ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発限界に達しない設計とする。また可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。火災等による損傷の防止(爆発の発生防止)に関する基本方針書を付属書類8-2に示す。

地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。

緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁及び失火検知器は独立した2系統の多重化を行う。

漏えい検知器、制御盤、感震計、緊急遮断弁及び機器間の信号線については、耐震重要度分類第1類とし、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する設計とする。

6 焼結設備その他の加熱を行う設備(次項において「焼結設備等」という。)は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

(i) 発火及び異常な温度の上昇

可燃性ガスを使用する設備・機器には、発火及び異常な温度上昇を防止するために、熱的制限値を設定し、これを超えることのないよう設計する。設備・機器内部の温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、熱源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 5-7)

① 連続焼結炉

また、連続焼結炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-28)

○連続焼結炉

[11.6-F1]

当該設備・機器には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。

二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。

三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。

[適合性の説明]

安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスであるアンモニア分解ガス（容積比で概ね水素 75%、窒素 25%である混合ガス）、水素ガス、プロパンガス及び都市ガス（メタン、エタン、プロパン及びブタンを含む混合ガス）を使用する設備は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガスを取り扱う設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる設計とする。

本加工施設において、安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスを使用する設備・機器は、添 5 千(ロ)の第 2 表に示すとおり、連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉である。

可燃性ガスを使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガス又は水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる。可燃性ガスが漏えいした場合や、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した場合であっても爆発の発生を防止する。連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の安全設計の内容を別添 5 千(ロ)－1 に示す。

添 5 千(ロ)の第 2 表 可燃性ガスを使用する設備・機器

(記載 No. 5-5)

(ii) 空気の混入防止

爆発性の水素ガス又は水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する設備・機器については、設備・機器内への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する機構、開口部において適切に可燃性ガスを燃焼させ

<p>ることにより空気の混入を防止する機構（フレームカーテン）等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 5-8）</p>
<p>連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉内への空気の混入を防止するため、連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉は工程室に対して正圧を保ち、連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉の出入口及び排気口には、空気混入防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-46）</p>
<p>また、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発生し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-47）</p>
<p>アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力低下時に導入する窒素ガス配管系統は、通常の昇温時、降温時に使用する一般窒素ガス配管系統とは別に、耐震重要度分類第1類（1.0 G）の安全系を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-48）</p>

○連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉

[11.7-F1]

可燃性ガスの供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する機構、開口部において適切に可燃性ガスを燃焼させることにより空気の混入を防止する機構（フレームカーテン）を設ける。

アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発生し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力低下時に導入する窒素ガス配管系統は、通常の昇温時、降温時に使用する一般窒素ガス配管系統とは別に、耐震重要度分類第1類（1.0 G）の安全系を設ける。

連続焼結炉及び加熱炉の開口部には、排出するアンモニア分解ガスの燃焼排気及び炉内への空気の混入防止のためにフレームカーテンを設置する。フレームカーテンは、プロパンガスの火炎を利用して、排気されるアンモニア分解ガスと周囲の空気を完全に燃焼させる空気混入防止機構を設ける。

小型雰囲気可変炉の開口部には、電気式のイグナイターで排気するアンモニア分解ガス及び水素ガスを周囲の空気ですべて燃焼させる空気混入防止機構を設ける。

<p>(iii) 可燃性ガスの漏えい防止</p> <p>可燃性ガスの工程室内への漏えいを防止するために、開口部で可燃性ガスを適切に燃焼させてから排出する機構を設ける又は設備・機器内で可燃性ガスを完全に燃焼させる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 5-9）</p>
--

<p>① 連続焼結炉</p> <p>連続焼結炉から工程室内にアンモニア分解ガスが漏えい、滞留しないようにするため、連続焼結炉の排気口及び出入り口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモ</p>

<p>ニア分解ガスを燃焼させてから排出する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-21)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-22)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>加熱炉から工程室内にアンモニア分解ガス又は水素ガスが漏えい、滞留しないようにするため、加熱炉の排気口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-33)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-34)</p>

○連続焼結炉

[11. 7-F1]

連続焼結炉の排気口及び出入り口、加熱炉の排気口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。

○加熱炉

[11. 7-F1]

プロパンガスを燃焼させるパイロットバーナを電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更する。そのため、失火検知機構及プロパンガスを廃止する。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

閉じ込めの機能に関して、第1種管理区域から外部へウランを流出させないため、ウランを含む溢水の流出、及び没水や被水による気体廃棄設備の機能喪失を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

(a) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内から外部への溢水の漏えい防止対策を施すとともに外部から第1種管理区域内への溢水の侵入防止対策を施す。

(c) 閉じ込めの機能を維持するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）の没水、被水防止対策を施す。

(記載No. 11-3)

溢水の影響拡大防止対策として、第1種管理区域内においてウランを飛散させないため、ウランを取り扱う設備・機器の没水や被水を防止するとともに、外部からの溢水の侵入による第1種管理区域内の溢水量の増加を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

(b) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内における溢水の拡大防止対策、粉末状のウランを取り扱う設備・機器からのウランの飛散、流出防止対策を施す。

(記載No. 11-4)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(a) 第1種管理区域内の溢水が、第1種管理区域から外部へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の境界部分の扉については、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰等を設置する。

(記載No. 11-6)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(b) 第1種管理区域内の液体廃棄設備の貯槽類その他の溢水が施設外へ漏えいすることを防止するため、第2加工棟第2廃棄物処理室及び通路並びに第1廃棄物貯蔵棟W1廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設ける。

(記載No. 11-7)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(c) 溢水の拡大を防止するため、建物の上階から下階への配管貫通部をシールする。

(記載No. 11-8)

<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(d) 溢水の水位抑制のため、溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。</p> <p>(記載No. 11-9)</p>
<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(h) 溢水の拡大を防止するため、溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>(記載No. 11-13)</p>
<p>溢水防護区画内で使用する扉のうち密閉構造ではない扉については、溢水の流出入を考慮するものとする。</p> <p>また、第1種管理区域と第2種管理区域及び非管理区域との扉のうち密閉構造ではない扉については、溢水の区域外への流出を防止する防液堤等の障壁を設置するため、流出入を考慮しない。</p> <p>第2種管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、溢水とともにウランが外部に漏えいするおそれがないため第1種管理区域以外の区域との境界の扉に対して防液堤等の障壁を設置せず、扉は密閉構造ではないものを用いて溢水を外部に流出させることで、没水を防止する。</p> <p>(記載No. 11-22)</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水対策のため、第2加工棟1階及び3階の第1種管理区域における堰の設置及び流出経路を確保する対策を行う。 <p>(記載No. 23-25)</p>
<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(j) さらなる溢水防止対策として、上記(i)につき、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱相当)を検知した時点で、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプの自動停止及び第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能を設置する。この緊急遮断弁の自動閉止の機能は、二重化して設置する設計とする。</p> <p>(記載No. 11-15)</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水対策のため、第2加工棟への上水及び循環水の送水ポンプに自動停止装置を設置する。 <p>(記載No. 23-26)</p>

(8) 主要な構造の変更

- ・ 溢水対策のため、第1 廃棄物貯蔵棟への上水元弁に緊急遮断弁を設置する。

(記載No. 23-27)

本申請対象のうち、発電機・ポンプ棟には溢水防護対象設備はなく、溢水により安全機能を損なうおそれはない。

○第3 廃棄物貯蔵棟

[12. 1-B1]

第3 廃棄物貯蔵棟は、溢水源がない設計とする。

○第1 廃棄物貯蔵棟

[12. 1-B2]

溢水防護区画を設定し、第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域から外部へウランを含む溢水の流出及び外部から第1 種管理区域に溢水の流入を防止する。

第1 種管理区域の境界部分の扉には、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰を設置し、第1 廃棄物貯蔵棟W 1 廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設けることにより、外部への溢水の流出を防止する。

溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。

建物の上階から下階への配管貫通部には、モルタルその他の不燃材料（防水機能付）によりシールを施す。

○第2 加工棟、第1 廃棄物貯蔵棟

[12. 1-F4]

溢水の発生を早期に検知するために緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。

(第2 加工棟)

設置場所	溢水源又は経路 漏水検知器設置場所
第2-1 ペレット室	連続焼結炉 No. 1
	第1 廃液処理設備
	センタレス研削盤・洗浄機、研磨屑回収装置
	空調用
第2-2 ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1
	流し台 No. 2-2、研磨屑回収装置
	センタレス研削盤、ペレット乾燥機
	焙焼炉 No. 2-1
	空調用
第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備堰内
	地下貯槽ピット内
第2 洗濯室	第2 洗濯室内
第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1
	第二端栓溶接設備 No. 1

設置場所	溢水源又は経路 漏水検知器設置場所
第2 部品室	暗室・フィルム検査室
	部品洗浄設備
	純水装置
	第1 端栓溶接装置
第2-2 燃料棒加工室	更衣室
第2 梱包室	ダクトスペース周辺
第2 分析室	循環冷却水循環装置（ウォッシャー設備）
	分析廃液処理設備
	分析室 西側
第2 開発室	熱分析装置
	加熱炉
	小型雰囲気可変炉
	循環用純水装置
	開発室廃液処理設備
	顕微鏡
	試料調整用フードNo.1
第2 排風機室	冷却水ポンプ
	給気ユニット

(第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	溢水源又は経路 漏水検知器設置場所
W1 廃棄物処理室	焼却炉
	凝集沈殿槽
	地下貯槽ピット内
	W1 廃棄物処理室（1 F 共通）

[12.1-F4]

緊急設備 送水ポンプ自動停止装置により、震度5弱相当の地震時には、感震計による信号で第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟への給水ポンプを自動停止する。

なお、給水ポンプを停止する送水ポンプ自動停止装置は発電機・ポンプ棟に設ける。

事業許可時に第1廃棄物貯蔵棟への上水元弁に設置するとしていた緊急遮断弁は、上水の給水ポンプを送水ポンプ自動停止装置で停止することへ変更したため、設置しない。

<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(e) 臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、ウランを取り扱う設備・機器を没水水位より上に設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 11-10)</p>
<p>なお、「Iロ。(ト)(3)内部溢水」に示すとおり、溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 4-24)</p>

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(f) 没水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、連続焼結炉の電気・計装盤は没水水位より高く設置する。

(記載No. 11-11)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(g) 閉じ込めの機能の喪失を防止するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）は没水水位より高く設置する。

(記載No. 11-12)

[12.1-F1]

次表に示すとおり、設備・機器を設置している部屋で想定される没水水位より高い位置でウランを取り扱い又は貯蔵する設計としている。

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	第2-2混合室	7.6	
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	第2-2混合室	—	
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	第2-2混合室	—	
粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	第2-2混合室	—	
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	第2-2混合室	7.6	
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	第2-2混合室	7.6	
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	第2-2混合室	—	
プレス No. 2-1	第2-2混合室	7.6	
焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	第2-2混合室	7.6	
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	第2-2混合室	7.6	
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	第2-2混合室	7.6	
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	第2-2混合室	7.6	
焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	第2-2混合室	7.6	
計量設備架台 No. 4	第2-2混合室	—	
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	第2-2ペレット室	7.6	
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	第2-2ペレット室	7.6	
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	第2-2ペレット室	7.6	
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	第2-2ペレット室	7.6	
有軌道搬送装置	第2-2ペレット室	7.6	
連続焼結炉 No. 2-1	第2-2ペレット室	7.6	
焼結ボート置台 焼結ボート置台部	第2-2ペレット室	7.6	
焼結ボート置台 焼結ボート解体部	第2-2ペレット室	7.6	

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	7.6
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台 部	第2-2ペレット室	7.6	
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	第2-2ペレット室	7.6	
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	第2-2ペレット室	7.6	
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	第2-2ペレット室	7.6	
センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	第2-2ペレット室	7.6	
センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	第2-2ペレット室	7.6	
センタレス研削装置 No. 2-1 配管	第2-2ペレット室	7.6	
計量設備架台 No. 7	第2-2ペレット室	7.6	
ペレット検査台 No. 1	第2-1ペレット検査室	7.6	
焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	7.6	
スクラップ保管ラック F型運搬台車	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	7.6	
ペレット運搬台車 No. 3	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	7.6	
X線透過試験機 No. 1	第2-1燃料棒検査室	5.8	
ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	第2-1燃料棒検査室	5.8	
ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	第2-1燃料棒検査室	5.8	
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	
燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	第2-1燃料棒検査室	5.8	
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 4	第2-1燃料棒検査室	5.8	

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
ストックコンベア (1) 部			
燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	第2-1 燃料棒検査室	5.8	
組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1 組立室	5.8	
組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1 組立室	5.8	
組立機 No. 1 組立定盤部	第2-1 組立室	5.8	
組立機 No. 1 スウェーピング部	第2-1 組立室	5.8	
組立機 No. 2 組立定盤部	第2-1 組立室	5.8	
組立機 No. 2 スウェーピング部	第2-1 組立室	5.8	
燃料集合体取扱機 No. 1	第2-1 組立室	5.8	
堅型定盤 No. 1	第2-1 組立室	5.8	
燃料集合体外観検査装置 No. 1	第2-1 組立室	※1	
立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	第2-1 組立室	5.8	
立会検査定盤 No. 1 石定盤部	第2-1 組立室	5.8	
立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	第2-1 組立室	5.8	
2 ton 天井クレーン No. 1	第2-1 組立室 第2 集合体保管室	5.8	
2. 8 ton 天井クレーン	第2 梱包室 第2 集合体保管室	5.8	
燃料棒運搬台車 No. 1	第2-1 組立室 第2-1 燃料棒検査室 第2 燃料棒保管室 第2 部品室 第2 梱包室 第2 輸送容器保管室	5.8	
スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1		7.6	
スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1		—	
スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1		7.6	
ペレット保管ラック D 型 No. 2-1		7.6	
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車		7.6	
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1		7.6	
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2		7.6	
ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター		7.6	
ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台		6.5	
ペレット保管ラック E 型リフター		6.5	
5 ton 天井クレーン		5.8	

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
分析試料保管棚		14.8	
開発試料保管棚		14.8	
分析設備 粉末取扱フード No.1	第2分析室	14.8	
分析設備 粉末取扱フード No.2	第2分析室	14.8	
分析設備 粉末取扱フード No.3	第2分析室	14.8	
分析設備 ドラフトチャンバ No.1	第2分析室	14.8	
分析設備 ドラフトチャンバ No.2	第2分析室	14.8	
分析設備 ドラフトチャンバ No.3	第2分析室	14.8	
燃料開発設備 スクラップ処理装置	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 試料調整用フード	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 試料調整用フード No.1	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 試料調整用フード No.2	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 粉末取扱フード	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 プレス	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 加熱炉	第2開発室	14.8	
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	第2開発室	14.8	

注 : 没水水位で「—」となっているものは、当該設備が架台上に設置されており、没水するおそれのないことを示す。

※1 : 燃料集合体の外観検査時には燃料集合体を床下のピットに配置するが、外観検査中は常に検査員がいるため、溢水のおそれが生じた場合には燃料集合体を引き上げることで燃料集合体が没水することはない。万一、燃料集合体を引き上げることができず燃料集合体が没水した場合であっても、臨界安全上の問題はなく、また、酸化ウランペレットは燃料棒に密封されているため閉じ込めの観点でも問題ない。

[12.1-F1]

気体廃棄設備において、モータを有する排風機、給気ユニット及び給気ファン、また、高性能エアフィルタを有するフィルタユニットは、次表に示すとおり、設置場所で想定する没水水位に対して導通部又はフィルタを高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低導通部高さ 又は 最低フィルタ高さ (cm)
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	第2加工棟	4.0	

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低導通部高さ 又は 最低フィルタ高さ (cm)
フィルタユニット (FU-402)	第2フィルタ室		
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 給気ユニット (203SU)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	
気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	<1	
気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	<1	
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<1	
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<1	
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<1	
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<1	
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	<1	

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(b) 被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、連続焼結炉の電気・計装盤において、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシールもしくは防水カバーを設置する。

(記載No. 11-18)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(c) 閉じ込めの機能の維持のため、気体廃棄設備の電気・計装盤、モータ等の電気機器

及びフィルタにおいて、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシールもしくは防水カバーを設置する。

(記載No. 11-19)

○連続焼結炉 No. 2-1

[12. 1-F5]

第1種管理区域の閉じ込めの機能に影響するおそれがある連続焼結炉の火災・爆発を生じさせないため、連続焼結炉の制御盤及び動力盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある開口部に防水カバーを設置することにより、被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止する。

○気体廃棄設備 No. 1

[12. 1-F5]

気体廃棄設備による閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。

なお、フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）については、鋼製のケースに収容しており、被水対策は不要である。

○気体廃棄設備 No. 2

[12. 1-F5]

気体廃棄設備による閉じ込めの機能の維持のため、W1-2排風機に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。

なお、フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）については、鋼製のケースに収容しており、被水対策は不要である。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。

(記載No. 11-20)

[12. 1-F3]

本申請対象のウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤について、設置場所及び被水のおそれの有無を次表に示す。被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤について、没水水位より高い位置に配置し、また、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する設計としている。

設備・機器名称 機器名	電気・計装盤 設置場所	被水のおそれの有無
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	第2粉末受入室	なし
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移栽機	第2-2混合室	あり(配管がある)
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	第2-2混合室	あり(配管がある)
粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	第2-2混合室	あり(配管がある)
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	第2-2混合室	あり(配管がある)
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	第2-2混合室	あり(配管がある)
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	第2-2混合室	あり(配管がある)
プレス No. 2-1	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	第2-2混合室	あり(配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	第2-2混合室	あり(配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	第2-2混合室	あり(配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	第2-2混合室	あり(配管がある)
計量設備架台 No. 4	—	—
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移栽部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
有軌道搬送装置	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
連続焼結炉 No. 2-1	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焼結ボート置台 焼結ボート置台部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
焼結ボート置台 焼結ボート解体部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移栽部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台 部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移栽装置 ペレット検査台部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移栽装置 ペレット移栽部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移栽装置 ペレット抜取部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移栽装置 入庫前コンベア部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移栽装置 波板移栽部	第2-2ペレット室	あり(配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	第2-2ペレット室	あり(配管がある)

設備・機器名称 機器名	電気・計装盤 設置場所	被水のおそれの有無
センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	第2-2ペレット室	あり (配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 配管	—	—
計量設備架台 No. 7	—	—
ペレット検査台 No. 1	—	—
焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	—	—
スクラップ保管ラック F 型運搬台車	—	—
ペレット運搬台車 No. 3	—	—
X線透過試験機 No. 1	第2-1 燃料棒検査室	なし
ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	第2-1 燃料棒検査室	なし
ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	—	—
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	—	—
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	—	—
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	第2-1 燃料棒検査室	なし
組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1 組立室	あり (配管がある)
組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1 組立室	あり (配管がある)
組立機 No. 1 組立定盤部	第2-1 組立室	あり (配管がある)
組立機 No. 1 スウェーピング部	第2-1 組立室	あり (配管がある)
組立機 No. 2 組立定盤部	第2-1 組立室	あり (配管がある)
組立機 No. 2 スウェーピング部	第2-1 組立室	あり (配管がある)
燃料集合体取扱機 No. 1	第2-1 組立室	あり (配管がある)
竪型定盤 No. 1	第2-1 組立室	あり (配管がある)
燃料集合体外観検査装置 No. 1	第2-1 組立室	あり (配管がある)
立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	第2-1 組立室	あり (配管がある)
立会検査定盤 No. 1 石定盤部	—	—
立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	第2-1 組立室	あり (配管がある)
2 ton 天井クレーン No. 1	第2-1 組立室	あり (配管がある)
2.8 ton 天井クレーン	第2-1 組立室	あり (配管がある)
燃料棒運搬台車 No. 1	—	—
スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1	—	—
スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1	—	—
スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1	—	—
ペレット保管ラック D 型 No. 2-1	—	—
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	第2ペレット保管室※1	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	第2ペレット保管室※1	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	第2ペレット保管室※1	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	第2ペレット保管室※1	あり (配管がある)

設備・機器名称 機器名	電気・計装盤 設置場所	被水のおそれの有無
ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	第2ペレット保管室※1	あり（配管がある）
ペレット保管ラック E 型リフター	第2-2 燃料棒加工室	なし
5 ton 天井クレーン	第2-1 組立室	あり（配管がある）
分析試料保管棚	—	—
開発試料保管棚	—	—
分析設備 粉末取扱フード No. 1	第2分析室	あり（配管がある）
分析設備 粉末取扱フード No. 2	第2分析室	あり（配管がある）
分析設備 粉末取扱フード No. 3	第2分析室	あり（配管がある）
分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	3階1種側廊下	あり（配管がある）
分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	3階1種側廊下	あり（配管がある）
分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	3階1種側廊下	あり（配管がある）
燃料開発設備 スクラップ処理装置	第2開発室	あり（配管がある）
燃料開発設備 試料調整用フード	第2開発室	あり（配管がある）
燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	第2開発室	あり（配管がある）
燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	第2開発室	あり（配管がある）
燃料開発設備 粉末取扱フード	—	—
燃料開発設備 プレス	第2開発室	あり（配管がある）
燃料開発設備 加熱炉	第2開発室	あり（配管がある）
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	第2開発室	あり（配管がある）

注：電気・計装盤 設置場所で「—」となっているものは、当該設備が電気・計装盤に接続しないことを示す。

※1：第2ペレット保管室は溢水源なしだが、一部第2-1ペレット室から見通し可能のため、「被水のおそれあり」とした。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(a) 臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に遮水板又は設備側に防水カバーを設置する。

(記載No. 11-16)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(a) 更に、浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。(別添5リ(ハ)－1)

① 設備・機器の本体及び配管部は耐震重要度分類第1類とし、1.0 Gの水平地震力に対して弾性範囲となる設計とする。したがって、形状寸法は地震による影響を受けるおそれはない。

② 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。

③ 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。

④ 没水による当該設備・機器への水の侵入を防止するため、当該設備・機器の設置場所は溢水評価による没水高さよりも高い位置とする。

⑤ 溢水による被水防止のため、当該設備・機器近傍の溢水源となり得る配管（一般冷却水配管）を撤去し、当該設備・機器より低い位置の溢水源となり得る配管に遮水板を設置する。

⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカップラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。

(記載No. 11-17)

○粉末混合機 No. 2-1、供給瓶 No. 2-1

[12. 1-F2]

本体構造を金属製の構造とすることに加え、消火時の放水による溢水に対して内部へ水が侵入しない設計とする。設備・機器の溢水に対する臨界防止設計に関する基本方針を付属書類 9-2 に示す。

(安全避難通路等)

第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

[適合性の説明]

加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。

加工施設には、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように非常口を設け、各区域から非常口への通路及び階段を安全避難通路とし、誘導灯の設置、床面への表示等により安全避難通路を容易に識別できるようにする。

加工施設には、停電時にも放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように、非常用照明を設置する。誘導灯及び非常用照明はバッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備（ディーゼル式発電機）に接続する。

(記載 No. 13-1)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の安全避難通路等

[13.1-F1]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する。緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるように誘導する。また、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象設備には緊急設備 誘導灯を設ける。

緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、バッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備に接続する。第1 廃棄物貯蔵棟（緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯）の配置を図リー他ー1（7）、図リー他ー1（8）に、第3 廃棄物貯蔵棟（緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯）の配置を図リー他ー2（7）、図リー他ー2（8）に、発電機・ポンプ棟（緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯）の配置を図リー他ー3に示す。

第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。
 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

[適合性の説明]

また、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。
 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。可搬型仮設照明の配備状況を添5リ(ホ)の第1表に示す。
 添5リ(ホ)の第1表 可搬型仮設照明の配備
 (記載 No. 13-2)

○緊急設備 可搬型照明

[13.1-F2]

加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する。
 設置する可搬型照明は以下のとおりとする。

	可搬型エンジン駆動照明	ヘッドライト	手動発電ライト	可搬型ライト	懐中電灯	可搬式 2800 VA ガソリン発電機
電源	エンジン駆動発電機	乾電池	手動発電＋太陽光発電	充電式乾電池	乾電池	エンジン駆動発電機
保管場所	第2加工棟、保安棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	事業所内各所	保安棟、事務棟、第1加工棟
保管個数	2台	20個	2個	10個	20個	3台

(安全機能を有する施設)

第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

(1) 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるものとする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、経年事象を含む、それぞれの場所に応じた圧力、温度、湿度及び放射線等に関する環境条件を考慮し、必要に応じて換気空調系、保温、遮蔽等で維持するとともに、設置する安全機能を有する構築物、設備及び機器は、これらの環境条件下で、期待されている安全機能が維持できるものとする。

(i) 本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。

(ii) 本加工施設は、設計基準事故時においてさらされると考えられる環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。

本加工施設の設計、工事及び検査については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則」等の法令に基づくとともに、必要に応じて下記の法令、規格及び基準等に準拠する。

(記載 No. 14-1)

本加工施設の建物・構築物の構造は次表のとおりとする。加工設備本体である成形施設、被覆施設及び組立施設は第2加工棟に設置する。

建物一覧表

構築物一覧表

安全機能を有する施設を次表に示す。

表 安全機能を有する施設（成形施設）～表 安全機能を有する施設（緊急設備）

ハ. 加工設備本体の構造及び設備～ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備

(記載 No. 14-11)

[14. 1-F1] [14. 1-B1]

・通常時

本申請対象の設備・機器の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常の作業環境の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮するよう設置する。

・設計基準事故

本申請対象の設備・機器に係る設計基準事故は、①設備損傷による閉じ込め機能の不全、②火災による閉じ込め機能の不全、③爆発による閉じ込め機能の不全及び④排気設備停止による閉じ込め機能の不全である。

設計基準事故①設備損傷による閉じ込め機能の不全では、第2-2混合室の粉末投入機から、破損箇所（グローブの損傷部）を通して工程室にウラン粉末が全量漏えいする事象を設計基準事故とし、粉末投入機周囲にウラン粉末が飛散することを想定している。第2-2混合室の粉末投入機でグローブの損傷が発生した場合、第2-2混合室内にウラン粉末が漏えいするおそれが生じるが、ウラン粉末の漏えいが生じた場合、給排気設備で第1種管理区域の負圧を維持して建物内からの漏えいを防止し、ウラン粉末を回収する措置を講じることから、事象は進展せず、設計基準事故の影響評価のとおり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。また、第2-2混合室内に設置する他の設備・機器に漏えいしたウラン粉末が付着しても、設備・機器の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。

設計基準事故②火災による閉じ込め機能の不全では、第2-2ペレット室の油圧系統の火災によりプレスのウラン粉末が影響を受ける事象を設計基準事故とし、プレス周囲にウラン粉末が飛散することを想定している。第2-2ペレット室の油圧系統の火災が発生した場合、初期消火活動により消火する措置を講じ、火災の熱影響は遮熱板により遮断することから事象は進展せず、設計基準事故の影響評価のとおり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。また、第2-2ペレット室内に設置する他の設備・機器に漏えいしたウラン粉末が付着しても、設備・機器の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。

設計基準事故③爆発による閉じ込め機能の不全では、第2-2ペレット室の連続焼結炉の炉内爆発を設計基準事故とし、ウラン粉末が第2-2ペレット室内に飛散することを想定している。第2-2ペレット室の連続焼結炉の炉内爆発が発生した場合、焼結炉の圧力逃がし機構で炉内の圧力を逃がす設計としており、連続焼結炉の本体が内圧で破損するおそれはない。また、爆風とともにウラン粉末が第2-2ペレット室内に漏えいするおそれが生じるが、ウラン粉末の漏えいが生じた場合、給排気設備で第1種管理区域の負圧を維持して建物内からの漏えいを防止し、ウラン粉末を回収する措置を講じることから、事象は進展せず、設計基準事故の影響評価のとおり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。また、第2-2ペレット室内に設置する他の設備・機器に漏えいしたウラン粉末が付着しても、設備・機器の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。

設計基準事故④排気設備停止による閉じ込め機能の不全では、第2加工棟の全ての排風機が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいする事象を設計基準事故とし、第1種管理区域内の負圧が低下することを想定している。第1種管理区域内の負圧が低下しても、第1種管理区域内の設備・機器の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。

・ユーティリティ喪失時

ユーティリティが喪失した場合は、設備、機器が停止する。加工施設の設備、機器は、停止後に冷却機能等事故発生防止のための機能の維持を要するものはない。ウランを搬送する設備は、動力の供給が停止した場合に安全に保持でき、焼結炉等の加熱が停止し、可燃性ガスの供給を遮断する設計としている。また、気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2 が停止したときには、第 1 種管理区域の負圧が低下するが、他の安全機能に影響を及ぼすことはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。なお、気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2 の局所排気系は、非常用電源設備に接続し、第 1 種管理区域の負圧を維持する設計としている。

安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。

制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。表示装置は、操作員の誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。

操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。

安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。

(1) 誤操作を防止するための措置

安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。

(i) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。

(ii) 加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。

(iii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。

(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。

(記載 No. 12-1)

本申請対象の設備・機器に係る操作盤は、設備・機器の近傍に配置している。誤操作を防止するための措置は、保安規定に定めて管理する。

2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

(2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮したものとする。

本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。

(記載 No. 14-2)

[14.2-F1] [14.2-B1]

以下の設計の基本方針に基づいて、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

- ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

3 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

可燃性ガスを使用する設備・機器（炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。）には、設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

なお、連続焼結炉は圧力逃がし機構を備え、爆発による炉体の損傷を防止する設計としており、爆発が発生しても炉体が破損することはない。

可燃性ガスを使用する設備・機器（炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。）には、設備内部で爆発が起こった場合であっても炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

(記載 No. 5-31)

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、

爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(ii) 可燃性ガスを用いる連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉は、ガス爆発を発生させない対策を講じており、万一、爆発が発生しても、連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉本体が破壊されることはないよう、圧力逃がし弁を開くことで直ちに減圧する。

(記載 No. 14-3)

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(iii) 高所に設置する設備として、第2種管理区域内に天井クレーンがある。核燃料物質を上下方向に搬送する天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できる設計とする。

(記載 No. 14-4)

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(iv) 天井クレーンは、脱落防止ガイドを設置し、地震時における落下を防止する設計とする。

(記載 No. 14-5)

[14.3-F1]

連続焼結炉 No2-1、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉は、可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

焼却炉は、内部で異常燃焼等による圧力上昇が起こった場合であっても、炉体及びフィルタの損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

また、2 ton 天井クレーン No. 1、2、8 ton 天井クレーン及び5 ton 天井クレーンは、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるよう停電時保持機構を有する。また、トロリ落下防止構造及びガーダ落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。

4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

(4) 安全機能を有する施設のうち、原子炉等規制法第五十二条に基づく使用施設と共用する施設は、非常用電源設備である。非常用電源設備は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。

本加工施設のうち、原子炉等規制法第五十二条に基づく使用施設と共用する安全機能を有する施設は非常用電源設備（ディーゼル式発電機）である。非常用電源設備（ディーゼル式発電機）は、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさないように設計する。

(記載 No. 14-7)

本申請の対象には、非常用電源設備が該当する。

[14.4-F1]

非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常電源設備 No.2 非常用発電機は、図リ一他一11(8)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。

(材料及び構造)

第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。（後略）

[適合性の説明]

本申請の対象には、安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものに該当するものはない。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

本申請の対象には、安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものに該当するものはない。

(搬送設備)

第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

[適合性の説明]

[16.1-F1]

本申請の対象のうち、核燃料物質を搬送する設備は、次表に示すとおりそれぞれ搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有する設計としている。

施設区分	設備機器名称 機器名	搬送方向 (鉛直/水平)	搬送能力 (kg)
成型施設	[2042] 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	鉛直	
成型施設	[2043] 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	鉛直	
成型施設	[2047] 粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	鉛直	
組立施設	[4013] 2 ton 天井クレーン No. 1	鉛直	
組立施設	[4014] 2.8 ton 天井クレーン	鉛直	
核燃料物質の 貯蔵施設	[5045] ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	鉛直	
核燃料物質の 貯蔵施設	[5048] ペレット保管ラック E型リフター	鉛直	
核燃料物質の 貯蔵施設	[5060] 5 ton 天井クレーン	鉛直	
放射性廃棄物 の廃棄施設	[6148] ホイストクレーン 2 トンチェンブロック	鉛直	
放射性廃棄物 の廃棄施設	[6149] ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	鉛直	
放射性廃棄物 の廃棄施設	[6151] ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	鉛直	

(vi) 核燃料物質を搬送する設備・機器で核的制限値を有するものについては、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核的制限値を逸脱するおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持するものとする。

(記載 No. 2-21)

ウランを搬送する設備は、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核燃料物質が漏えいするおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する構造とする。

(記載 No. 4-26)

(3)安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(iii) 高所に設置する設備として、第2種管理区域内に天井クレーンがある。核燃料物質を上下方向に搬送する天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できる設計とする。

(記載 No. 14-4)

リフター、クレーン等により容器等を鉛直方向に搬送する設備には停電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物を安全に保持できる停電時保持機構を設ける。

(記載 No. 15-10)

また、燃料集合体をクレーンで搬送する場合、停電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物を安全に保持できる停電時保持機構を設ける。

(記載 No. 15-16)

[16. 1-F2]

本申請対象の搬送設備は、垂直方向にモータ駆動により搬送する設備であり、停電時には無励磁作動ブレーキによりモータの軸を拘束することでモータが停止する設計としていることから（停電時保持機構）、動力の供給が停止した場合に核燃料物質を安全に保持できる。

(核燃料物質の貯蔵施設)

第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。

(警報設備等)

第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。
(iii) ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。
放射線管理施設は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。
放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。
ダストモニタ又はガンマ線エリアモニタによる測定値を表示する放射線監視盤を設ける。
(記載 No. 18-4)

排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。
排気にあたっては、排気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。
放出にあたっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。
(a) 排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。
排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。
排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には警報を発するようにする。
(記載 No. 4-13)

安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。
(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。
(i) 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態、放射線の監視及び警報を集中監視する。
(記載 No. 12-4)

○ガンマ線エリアモニタ 検出器、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

[18.1-F1]

管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、警報を発するため、第2加工棟の各室にガンマ線エリアモニタ 検出器を、第2加工棟の第2出入管理室に放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設ける。

[18.1-F2]

加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号を警報集中表示盤に転送する。

○ダストモニタ（換気用モニタ）、ダストモニタ（排気用モニタ）、放射線監視盤（ダストモニタ）

[18.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度に至るまでに異常を検知し警報を発し、又は放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇を検知し警報を発するため、ダストモニタ（換気用モニタ）を第2加工棟に、ダストモニタ（排気用モニタ）及び放射線監視盤（ダストモニタ）を第2加工棟並びに第1廃棄物貯蔵棟に設ける。

[18.1-F2]

加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号を警報集中表示盤に転送する。

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)－3に示す。

添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備^(※1) ※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備^(※2) ※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は

退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(1) 設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機（PHS）及び無線機を備える。また、所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。所内通信連絡設備を添5リ(ヌ)の第1表に示す。

添5リ(ヌ)の第1表 所内通信連絡設備

(記載 No. 21-1)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[18.1-F1]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟に、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置している。発電機・ポンプ棟に、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設ける。発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リー他ー1（3）、図リー他ー1（4）、図リー他ー2（3）、図リー他ー2（4）に示す。

発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リー他ー3に示す。

第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）で火災を検知した場合には、第1廃棄物貯蔵棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）で火災を検知した場合には、第3廃棄物貯蔵棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で、警報が発報する設計とする。

図リー他ー1 2（4）に示すとおり、発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続しており、火災を感知した場合には第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する設計とする。

図リー他ー1 2（3）に示すとおり、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続しており、第5廃棄物貯蔵棟で火災を感知した場合には第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する設計とする。

[18. 1-F2]

加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報した場合、警報の移報信号を警報集中表示盤に転送する。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(h) 溢水の拡大を防止するため、溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。

(記載 No. 11-13)

- 第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1～No. 4、第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1～No. 2、第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1～No. 4、分析廃液処理設備 反応槽、分析廃液処理設備 ろ過水貯槽、開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽、開発室廃液処理設備 貯槽、第2 廃液処理設備 集水槽、第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2、第2 廃液処理設備 タンク No. 1、第2 廃液処理設備 タンク No. 2、第2 廃液処理設備 受水槽 No. 1、第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1～4、W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽、W 1 廃液処理設備 タンク No. 1、W 1 廃液処理設備 タンク No. 2、W 1 廃液処理設備 タンク No. 3、W 1 廃液処理設備 受水槽、W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1～No. 3

[18. 1-F1]

満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。

また、溢水の発生を検知する緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水を検知して速やかに警報を発する。

建物	漏水検知器を設置している部屋
第2 加工棟	
第1 廃棄物貯蔵棟	

室内の負圧は差圧計によって監視する。排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。

(b) 室内の負圧は差圧計によって監視し、排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。

この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。

(記載 No. 4-16)

安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。

(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。

(i) 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態、放射線の監視及び警報を集中監視する。

(記載 No. 12-4)

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[18. 1-F1]

第1種管理区域の室内の負圧を差圧計によって監視し、差圧計が -19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する設計としている。

[18. 1-F2]

加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態として、警報集中表示盤にて下記を集中監視する設計としている。

- ・排風機及び給気ユニットの運転状態
- ・リサイクルシステムの運転の有無(気体廃棄設備 No. 1の系統Ⅰ(部屋排気系統)及び系統Ⅶ(部屋排気系統))
- ・差圧計による監視対象室内の負圧異常

○粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤

[18. 1-F1]

その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により核的制限値の維持のための質量インターロックが作動した際は、自動的に警報を発する。

ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏えい検知器によって漏えいを検知して警報を発する設計とする。

(記載 No. 4-12)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 没水に対する安全設計 (h) 溢水の拡大を防止するため、溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。

(記載 No. 11-13)

○漏水検知器

[18.1-F1]

漏水を検知した際には、自動的に警報を発する漏水検知器を設置する。

また、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。

(記載 No. 15-47)

○連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉

[18.1-F1]

自動窒素ガス切替機構の作動を検知した際には、自動的に警報を発する。

連続焼結炉 プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。

(記載 No. 15-22)

○連続焼結炉 No. 2-1

[18.1-F1]

失火検知機構の作動を検知した際には、自動的に警報を発する。

① 連続焼結炉
アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えい時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-23)

② 焼却炉
工程室内への都市ガスの漏えい時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-29)

③ 加熱炉

アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-35)

④ 小型雰囲気可変炉

アンモニア分解ガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-41)

- 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）、可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）、可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）

[18.1-F1]

可燃性ガスの漏えいを検知した際には、自動的に警報を発する。

① 連続焼結炉

また、連続焼結炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-28)

焼却炉 焼却設備には焼却炉内の温度が設定温度以上に上昇すると、自動的に警報を発し、バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設置する。

(記載 No. 15-32)

加熱炉 また、加熱炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-39)

小型雰囲気可変炉 また、小型雰囲気可変炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-45)

- 連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉

[18.1-F1]

過加熱防止機構の作動を検知した際には、自動的に警報を発する。

連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。

(記載 No. 15-27)

- 連続焼結炉 No. 2-1

[18.1-F1]

冷却水圧力低下安全機構の作動を検知した際には、自動的に警報を発する。

(ii) 可燃性ガスを用いる連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉は、ガス爆発を発生させない対策を講じており、万一、爆発が発生しても、連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉本体が破壊されることはないよう、圧力逃がし弁を開くことで直ちに減圧する。

(記載 No. 14-3)

○焼却炉

[18.1-F1]

圧力逃がし機構の作動を検知した際には、自動的に警報を発する。

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせる制限する。

(記載No. 2-3)

(v) 核燃料物質を不連続的に取り扱う設備・機器においては、移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、移動元からの核燃料物質の移動を制限するインターロックを設置する。

(記載No. 2-20)

設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

(記載No. 15-6)

○粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱

機、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤

[18. 2-F1]

粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤は、核的制限値を担保するために、核燃料物質の供給を停止するインターロックを設置する。

質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても核的制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。加工施設内における溢水に対する臨界防止設計に関する基本方針書を付属書類 9-2 に示す。

設備・機器名称	インターロック名称
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	質量インターロック
粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	漏水時 投入口閉じ込め弁閉止
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	質量インターロック
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置 焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	質量インターロック
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	質量インターロック
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	研削個数超過防止インターロック
センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	回転数低下時研削停止インターロック

粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機から粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機へ移動する核燃料物質の質量は、粉末混合機に設置したロードセルで計量管理し、計量質量が設定値である $\square\square\square$ kg (ただし粉末混合機との合計) を超える場合は、粉末混合機 投入口の閉じ込め弁を閉止する。本質量インターロックで粉末投入機及び粉末混合機の核的制限値の逸脱を防止する。

なお、粉末投入機に移動する核燃料物質を内包する粉末保管容器は、事前に計量登録された容器であり、粉末投入機への移動は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

また、減速管理を実施している粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機への水の侵入を防止するために粉末投入機内部の漏水検知器が水を検知した際は、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 投入口の閉じ込め弁を閉止する。

供給瓶 No. 2-1 供給瓶へ移動する核燃料物質の質量は、ロードセルで計量管理し、計量質量が設定値である $\square\square\square$ kg を超える場合は、供給瓶 投入口の閉じ込め弁を閉止する。本質量インターロックで供給瓶の核的制限値の逸脱を防止する。

なお、供給瓶へ移動する核燃料物質は、質量インターロックで $\square\square\square$ kg 以下を管理した粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機を移動元とし、粉末搬送機 No. 2-1 を使用して全量を供給瓶へ移動する。

焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードへの核燃料物質の移動は、事前に計量登録された粉末保管容器とし、移動しようとする質量が核的制限値を超える場合は、装置の扉開閉装置に設置された電気式のインターロック錠が開錠しない。本質量インターロックで焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードの核的制限値の逸脱を防止する。

なお、破碎装置、粉末取扱フードに移動する核燃料物質を内包する粉末保管容器は、事前に計量登録された容器であり、装置への移動は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機へ移動する核燃料物質の質量は、移動元となる焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉に設置した上皿電子天秤で計量管理し、移動しようとする質量の合計値が核的制限値を超える場合は、当該容器が粉末取扱機のリフターで上昇しないようにリフターの運転を停止する。本質量インターロックで粉末取扱機の核的制限値の逸脱を防止する。

なお、粉末取扱機への核燃料物質の移動は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。

センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤には、質量インターロックとしてペレットの研削個数をカウントし、規定数量の \square 個に達した場合は、センタレス研削盤へのペレット供給を停止する研削個数超過防止インターロックを設置する。本インターロックは、移動先となる焙焼炉 No. 2-1 運搬台車及び焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機の核的制限値の逸脱を防止する。

なお、ペレット研削個数カウンタは二重化し、値の大きい方のカウント数量が到達した際に停止する。

センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置には、研磨屑回収装置の回収釜の回転数を \square rpm 以上とし、回転数未滿を検知した場合は、研磨屑の発生源であるセンタレス研削盤の供給コンベア及びペレットを供給しているペレット供給機からのペレット供給を停止する回転数低下時研削停止インターロックを設置する。本インターロックは、研磨屑回収後の装置が排出する廃水を推定臨下限濃度以下とし、廃水の移動先となる第1廃液処理設備 配管の臨界管理を不要とする。

第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。

(記載No. 4-6)

第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。

(記載No. 4-15)

また、第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間にイン

ターロック等を設け、起動時には排気系統が給気系統より先に起動し、停止時には給気系統が排気系統より先に停止する設計とする。

(記載No. 4-17)

また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。

(iii) 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、気体廃棄設備に送排風機異常、ダンパー開度異常、室内負圧異常時のインターロックを設ける。

(記載No. 12-4)

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[18.2-F1]

気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2 に第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐために給気系統と排気系統の間にインターロック等を設ける。また操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止するインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
気体廃棄設備 No. 1	送排風機の起動停止インターロック
気体廃棄設備 No. 2	送排風機異常時インターロック
	ダンパー開度異常時インターロック
	室内負圧異常時インターロック
気体廃棄設備 No. 2	故障時の排風機起動機構インターロック

給排気設備の起動時は、局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。停止時は、給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。

本送排風機の起動停止インターロックにより、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止し、設備の閉じ込め機能を維持する。

局所排気系統の排風機の故障を検知した場合、局所排気系統の閉じ込めダンパーを閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を停止する。部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止に伴い、各系統の閉じ込めダンパーを閉止する。部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、部屋排気系統の閉じ込めダンパーを閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を停止する。部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止に伴い、各系統の閉じ込めダンパーを閉止する。給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、給気系統の閉じ込めダンパーを閉止する。

本送排風機異常時インターロックにより、機器故障時に操作員の操作がなくても第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止し、設備の閉じ込め機能を維持する。

気体廃棄設備 No.2 の急冷塔の冷却機能を有する系統4（局所排気系統）に設置している No.5 排風機の故障を検知した場合は、予備の No.6 排風機が起動する。本故障時の排風機起動機構インターロックにより、操作員の操作がなくても急冷塔の冷却機能を維持することで、焼却設備からの排気を処理するフィルタユニットが排熱により損傷することを防止する。

局所排気系統の起動後に運転する部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に運転を開始する。部屋排気系統の起動後に運転する給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に運転を開始する。

本ダンパー開度異常時インターロックにより、操作員の操作がなくても第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止し、設備の閉じ込め機能を維持する。

各系統で最大容積の室内を監視している差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに当該給気系統の閉じ込めダンパーを閉止する。

本室内負圧異常時インターロックにより、操作員の操作がなくても第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。

<p>(v) 操作員の操作がなくてもアンモニア分解ガス圧力低下異常による火災・爆発を防止できるように、焼結設備のアンモニア分解ガス圧が設定にまで低下すれば、安全遮断弁が作動し、アンモニア分解ガスから窒素ガスに自動で切り替わる自動窒素ガス切替機構を設ける (記載No. 12-4)</p>
<p>また、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発生し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。 (記載No. 15-47)</p>
<p>また、安全機能を有する設備・機器のインターロック等の制御系については、火災発生時に当該設備・機器を安全に停止し、当該設備を監視、制御する必要がない状態にするとともに、制御系が火災により機能を喪失したとしても、設備・機器がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 (記載No. 5-32)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉

[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
連続焼結炉 No. 2-1 加熱炉 小型雰囲気可変炉	自動窒素ガス切替機構インターロック

連続焼結炉 No. 2-1、小型雰囲気可変炉はアンモニア分解ガスの供給圧力が低下、加熱炉はアンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると警報を発し、窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断する。本インターロックにより、雰囲気ガスとして可燃性ガスを使用している設備内を正圧に保ち、空気の混入を防止することで爆発を防止する。

インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。

連続焼結炉 プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。 <div style="text-align: right;">（記載No. 15-22）</div>
加熱炉 プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。 <div style="text-align: right;">（記載No. 15-34）</div>

○連続焼結炉 No. 2-1、焼却炉

[18. 2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、焼却炉に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
連続焼結炉 No. 2-1 焼却炉	失火検知機構インターロック

連続焼結炉 No. 2-1 の排気口及び出入り口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。

パイロットバーナを失火検知器にて監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合は警報を発し、プロパンガスの供給を自動的に閉止する。本インターロックにより、炉周辺におけるプロパンガスの漏えいによる爆発を防止する。

可燃性ガスの緊急遮断弁及び失火検知器の二重化により、当該施設の安全機能を強化する。

焼却炉は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）が起こると、都市ガス供給を自動的に停止する失火検知機構を設置する。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。

○加熱炉

[18.2-F1]

プロパンガスを燃焼させるパイロットバーナを電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更する。そのため、失火検知機構及プロパンガスを廃止する。

<p>(i) 発火及び異常な温度の上昇 可燃性ガスを使用する設備・機器には、発火及び異常な温度上昇を防止するために、熱的制限値を設定し、これを超えることのないよう設計する。設備・機器内部の温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、熱源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 5-7)</p>
<p>連続焼結炉 また、連続焼結炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-28)</p>
<p>焼却炉 焼却設備には焼却炉内の温度が設定温度以上に上昇すると、自動的に警報を発し、バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-32)</p>
<p>加熱炉 また、加熱炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-39)</p>
<p>小型雰囲気可変炉 また、小型雰囲気可変炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-45)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉

[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
連続焼結炉 No. 2-1 加熱炉 小型雰囲気可変炉 焼却炉	過加熱防止機構インターロック

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉は、炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的にヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。焼却炉は、炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的にバーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。本インターロックにより、設定温度以下で設備を使用し、発火及び異常な温度上昇を防止する。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで異常な温度上昇を防止する。

炉内温度を監視する熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源又は都市ガスを遮断する。

設備・機器名称 機器名	過加熱防止機構作動温度
連続焼結炉 No. 2-1	℃
加熱炉	℃
小型雰囲気可変炉	℃
焼却炉	℃

連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。

(記載No. 15-27)

○連続焼結炉 No. 2-1

[18. 2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1 に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
連続焼結炉 No. 2-1	冷却水圧力低下安全機構インターロック

連続焼結炉 No. 2-1 の冷却水の圧力が低下した場合に自動的にヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。本インターロックにより、炉体の異常な温度上昇を防止する。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで炉体の異常な温度上昇を防止する。

耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。

(iv) 漏えい時の爆発防止 また、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。

(記載No. 5-11)

①連続焼結炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。

(記載No. 15-25)

①連続焼結炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。

(記載No. 15-26)

②焼却炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は、独立した2系統の多重化を行う。

(記載No. 15-31)

③加熱炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。 (記載No. 15-37)
③加熱炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 (記載No. 15-38)
④小型雰囲気可変炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。 (記載No. 15-43)
④ 小型雰囲気可変炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 (記載No. 15-44)

○連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉

[18. 2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
連続焼結炉 No. 2-1 加熱炉 小型雰囲気可変炉 焼却炉	地震発生時 可燃性ガス遮断 インターロック

地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。感震計は震度5弱以上で作動する。本インターロックにより、地震時に加工施設内へ導入する可燃性ガスを遮断し、設備及び加工施設(建物)の爆発を防止する。

緊急遮断弁の本体は非通電時閉型、感震計と緊急遮断弁間の信号は、断線時に緊急遮断弁が閉となるB接点とし、可燃性ガスの供給をフェールセーフで遮断する。なお、感震計の検知部と表示部間のシールドケーブル(アナログ信号通信)は、検知部と表示部を近傍に配置し耐震重要度分類第1類で固定する。接続するシールドケーブルは十分な配線余長を確保することで断線を防止する。

緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。

緊急遮断弁	設備・機器名称 機器名
—	感震計 (全緊急遮断弁で共用する)
緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁 (プロパンガス)	連続焼結炉 No. 2-1

緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	第2 開発室
緊急遮断弁（水素ガス）	（加熱炉、小型雰囲気可変炉）
緊急遮断弁（都市ガス）	焼却炉

なお、事業許可に記載していた第2 開発室の緊急遮断弁（プロパンガス）は、加熱炉のパイロットバーナ（プロパンガス使用）を電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更するため、廃止する。

可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。漏えいを検知した場合は、警報を発するとともに屋外に設置した緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。

(iv) 漏えい時の爆発防止 可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。漏えいを検知した場合に、警報を発するとともに屋外に設置する緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。これに加え、設備・機器については設備を自動的に停止させるインターロックを設ける。

漏えい検知器、制御盤、感震計、緊急遮断弁及び機器間の信号線については、耐震重要度分類第1 類とし、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する設計とする。

（記載No. 5-10）

① 連続焼結炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。

（記載No. 15-24）

① 連続焼結炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2 系統の多重化を行う。

（記載No. 15-26）

② 焼却炉 漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に都市ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。

（記載No. 15-30）

② 焼却炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は、独立した2 系統の多重化を行う。

（記載No. 15-31）

③ 加熱炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。

（記載No. 15-36）

③ 加熱炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2 系統の多重化を行う。

（記載No. 15-38）

④ 小型雰囲気可変炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断

する緊急遮断弁を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載No. 15-42)</p>
④ 小型雰囲気可変炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 <p style="text-align: right;">(記載No. 15-44)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉

[18. 2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
連続焼結炉 No. 2-1 加熱炉 小型雰囲気可変炉 焼却炉	可燃性ガス漏えい時 可燃性ガス遮断 インターロック

可燃性ガスの漏えいを検知した場合は、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。

本インターロックにより、可燃性ガスの漏えい時には可燃性ガスの加工施設内への供給を遮断し、設備及び加工施設(建物)の爆発を防止する。

緊急遮断弁の本体は非通電時閉型、漏えい検知器と緊急遮断弁間の信号は、断線時に緊急遮断弁が閉となるB接点とし、可燃性ガスの供給をフェールセーフで遮断する。なお、漏えい検知器の検知部と表示部間のシールドケーブル(アナログ信号通信)は、そのケーブルを耐震重要度分類第1類で固定した電線管内に敷設することで断線を防止する。

緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。

インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。

漏えい検知器	緊急遮断弁	設備・機器名称 機器名
可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	連続焼結炉 No. 2-1
可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	緊急遮断弁 (プロパンガス)	
可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁 (水素ガス)	第2開発室 (加熱炉、小型雰囲気可変炉)
可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	緊急遮断弁 (都市ガス)	焼却炉

第2開発室には、極少量の水素ガス等を使用する開発設備（熱分析装置）があり、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、試験開発炉（加熱炉、小型雰囲気可変炉）と兼用する。

なお、事業許可に記載していた第2開発室の可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）は、加熱炉のパイロットバーナ（プロパンガス使用）を電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更するため、廃止する。

(v) 火災発生時の爆発防止 可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。

(記載No. 5-13)

○連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉

[18. 2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉に以下のインターロックを設ける。

可燃性ガスを使用する設備は、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。

連続焼結炉 No. 2-1、第2開発室装置（加熱炉、小型雰囲気可変炉）の近傍で火災が発生した場合には、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガス、プロパンガス、水素ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素供給弁が開放され、設備が安全に停止する。本インターロックにより、室内火災時の可燃性ガス使用設備の爆発を防止する。

焼却炉の近傍で火災が発生した場合には、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、燃烧用バーナの電磁弁が閉止し、燃烧用ブロー及び閉じ込めダンパーが停止し、焼却炉が安全に停止する。

設備・機器名称 機器名	電源断時の各種弁類のフェールセーフ機能
連続焼結炉 No. 2-1	ヒータ電源用 配線用遮断器：非通電 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：非通電時閉 緊急遮断弁（プロパンガス）：非通電時閉 窒素ガス導入弁：非通電時開 アンモニア分解ガス 装置弁：非通電時閉
第2開発室 (加熱炉、小型雰囲気可変炉)	ヒータ電源用 配線用遮断器：非通電 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：非通電時閉 緊急遮断弁（水素ガス）：非通電時閉 窒素ガス導入弁：非通電時開 アンモニア分解ガス 装置弁：非通電時閉 水素ガス 装置弁：非通電時閉

焼却炉	緊急遮断弁（都市ガス）：非通電 燃焼用バーナ 電磁弁：非通電時閉 圧力逃がし弁：非通電時開 燃焼用ブロア及び閉じ込めダンパー：非通電時閉
-----	---

なお、第2開発室は、緊急停止ボタン（1基）の操作により室内で可燃性ガスを使用する設備（加熱炉、小型雰囲気可変炉、極少量の水素ガス等を使用する開発設備（熱分析装置））の電源を一括で遮断する。

(ii) 可燃性ガスを用いる連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉は、ガス爆発を発生させない対策を講じており、万一、爆発が発生しても、連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉本体が破壊されることはないよう、圧力逃がし弁を開くことで直ちに減圧する。

（記載No. 14-3）

○焼却炉

[18.2-F1]

焼却炉に以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
焼却炉	圧力逃がし機構インターロック

焼却炉内の圧力を監視し、圧力上昇を検知すると、圧力逃がし弁を自動的に開放することで、炉体及びフィルタの損傷を防止する。本インターロックにより、圧力上昇時の炉体及びフィルタの損傷を防止し、内部飛来物等の発生を防止する。

インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。

なお、連続焼結炉、加熱炉は、機械式のバネ式安全弁を使用しており、インターロックに該当しない。

[適合性の説明]

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(j)さらなる溢水防止対策として、上記(i)につき、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱相当）を検知した時点で、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプの自動停止及び第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能を設置する。この緊急遮断弁の自動閉止の機能は、二重化して設置する設計とする。

（記載No. 11-15）

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[12. 1-F4]

発電機・ポンプ棟に設置している送水ポンプに以下のインターロックを設ける。

設備・機器名称	インターロック名称
発電機・ポンプ棟に設置している 送水ポンプ（一般産業機器扱い）	送水ポンプ自動停止インターロック

震度5弱相当の地震時には、設備・機器への送水ポンプを自動停止させる。

なお、送水ポンプは、発電機・ポンプ棟されおり、ポンプを停止することで、第2加工棟への設備・機器への給水、第1廃棄物貯蔵棟への上水を停止する。本インターロックにより、地震時の配管破損等による加工施設内へ流入する溢水を削減し、没水高さを抑制する。

停止する送水ポンプ	給水している加工施設
設備用 循環冷却水ポンプ	第2加工棟
上水ポンプ	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟

なお、許可申請書では第1廃棄物貯蔵棟へ送水している上水配管に緊急遮断弁を設置するとしていたが、送水源であるポンプを停止させるインターロックを設置することで対応する。

(放射線管理施設)

第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
- 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

[適合性の説明]

管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び管理するための設備・機器を設ける。

(i) 作業環境における空間線量、空気中の放射性物質の濃度、床面等の放射性物質の表面密度等を監視及び管理するためのエアスニファ、ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタを設けるとともに、低バックグラウンドカウンタ、サーベイメータ、熱蛍光線量計 (TLD)、可搬式ダストサンプラ等を備える。

作業環境における空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ、リサイクル空気中の放射性物質の濃度を測定するダストモニタ、作業環境における空間線量率を測定するガンマ線エリアモニタを設ける。また、作業環境における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定する低バックグラウンドカウンタ、空間線量率又は表面汚染を測定するサーベイメータ、空間線量率を測定する熱蛍光線量計 (TLD)、試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。

(v) 試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。

(記載 No. 18-2)

(ii) 第1種管理区域の出入口等には、半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備える。

(i) 管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には身体の表面汚染の有無を確認するためのハンドフットクロスモニタ等を設ける。また、除染のための流し等を備える。

(ii) 放射線業務従事者の個人被ばく管理のための蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計 (TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。

(iii) 尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。

また、第1種管理区域の出入口等には、放射性物質の体内摂取を防止する半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備えるとともに、尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにする。

放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設として、管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には、第1種管理区域からの退出者の汚染を測定するハンドフットクロスモニタを設け、除染のための流し等を備える。また、搬出物

品の汚染を測定する物品搬出モニタ等を備える。

放射線業務従事者の個人被ばく線量を測定する蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計 (TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。

(記載 No. 18-3)

第1種管理区域でウラン粉末が漏えいした場合に、その漏えいを検知するエアスニファを設けるとともに、空気中の放射性物質の濃度を監視し警報を発するダストモニタを設ける。

(記載 No. 4-11)

加工施設には、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設け、風向、風速等の気象状況を測定するための設備及び可搬式の測定設備を備える。

(ii)加工施設内外の定点における線量を測定し、監視するためにモニタリングポスト及び熱蛍光線量計 (TLD) を、空気中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を測定するために可搬式ダストサンプラ、放射線測定装置等を設ける。なお、必要に応じて可搬式測定器やサンプリング等による監視を行う。

(iii) 風向、風速、降雨量等を観測するための気象観測装置を備える。線量測定点、気象測定点等の位置を添5ハ(ハ)第1図に示す。

添5ハ(ハ)の第1図 周辺監視区域境界及び排気口、排水口の位置、線量測定点、空気中の放射性物質濃度測定点

設計基準事故時に迅速に対応できるように、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、設計基準事故時に加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。

(記載 No. 19-5)

○ハンドフットクロスモニタ

[19.1-F1]

第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認するため、第2加工棟の第2出入管理室及び第2-2燃料棒加工室並びに第1廃棄物貯蔵棟のW1出入管理室にハンドフットクロスモニタを設置する。

○エアスニファ (管理区域内)、エアスニファ (排気口)

[19.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、又は放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定するため、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の各室にエアスニファを設ける。

○ダストモニタ（換気用モニタ）、ダストモニタ（排気用モニタ）、放射線監視盤（ダストモニタ）

[19.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、又は放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し表示するため、第2加工棟にダストモニタ（換気用モニタ）、ダストモニタ（排気用モニタ）及び放射線監視盤（ダストモニタ）を、第1廃棄物貯蔵棟にダストモニタ（排気用モニタ）及び放射線監視盤（ダストモニタ）を設ける。

○ガンマ線エリアモニタ 検出器、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

[19.1-F1]

管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、表示するため、第2加工棟の各室にガンマ線エリアモニタ 検出器を第2加工棟の第2出入管理室に放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設ける。

○流し

[19.1-F1]

第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行うため、第2加工棟の第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室及び第1廃棄物貯蔵棟のW1出入管理室に流しを設ける。

○物品搬出モニタ

[19.1-F1]

第1種管理区域からの搬出物品の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認するため、第2加工棟の第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室及び第1廃棄物貯蔵棟のW1出入管理室に物品搬出モニタを設ける。

○熱蛍光線量計（TLD）

[19.1-F1]

管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測するための熱蛍光線量計（TLD）及びその読取装置を設ける。

○サーベイメータ

[19.1-F1]

管理区域における外部放射線に係る線量当量率を計測する又は空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定するため、放射線を計測するサーベイメータを設ける。

○低バックグラウンドカウンタ

[19.1-F1]

空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定する低バックグラウンドカウンタを設ける。

○放射線測定装置

[19. 1-F1]

試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するため、放射線を計測する放射線測定装置を設ける。

○個人線量計

[19. 1-F1]

個人被ばく線量を測定するための個人線量計を設ける。

○呼吸保護具

[19. 1-F1]

放射性物質の体内摂取を防止するための呼吸保護具を設ける。

○可搬式ダストサンプラ

[19. 1-F1]

空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵する可搬式ダストサンプラを設ける。

○気象観測装置

[19. 1-F1]

気象状況を監視及び測定するための気象観測装置（風向・風速計、温度計、湿度計、雨量計、放射収支系、気圧計）を設ける。

(廃棄施設)

<p>第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p>
--

本申請における放射性廃棄物を廃棄する設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備は「加工施設の技術基準に関する規則 第二十条」の条文のうち第一号、第二号及び第五号が対象とする設備である。

[適合性の説明]

<p>通常時及び設計基準事故において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、部屋排気系統及び局所排気系統には高性能エアフィルタを設置する。第1種管理区域の部屋排気系統及び局所排気系統は、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%以上）を1段とし、さらに、局所排気系統のうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気には、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%以上）を別の離れた場所にもう1段追加して、公衆の線量を十分に低減する設計とする。</p> <p>設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを及ぼすことのないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、排気系統には高性能エアフィルタを用いる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-23)</p>
<p>加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 17-1)</p>
<p>周辺環境へ放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあつては、高性能エアフィルタ等の除去設備により、液体廃棄物処理</p>

施設にあつては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。

(記載 No. 17-3)

気体廃棄物の廃棄設備は、排風機、高性能エアフィルタ、排気ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ファン、給気ダクト及び負圧計で構成する。給気ファン及び給気ダクトによって、外気を第1種管理区域の各部屋に送風する。各部屋からの部屋排気は高性能エアフィルタ1段、設備・機器からの局所排気は、放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる粉末を取り扱う設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ2段、それ以外の設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ1段により、適切に酸化ウランを除去し、排気筒を経て排気口から施設外へ放出する。

放射性気体廃棄物は、本加工施設の高性能エアフィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して、排気口から施設外へ放出する。

(c) 第1種管理区域からの排気は、部屋からの排気(部屋排気)と、設備からの排気(局所排気)の2つに区分する。部屋排気、局所排気(粉末状のウランを取り扱う設備を除く)は、高性能エアフィルタ(捕集効率99.97%以上)1段でろ過後、排気口より大気中へ放出する。(d) 局所排気のうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気は、高性能エアフィルタ(捕集効率99.97%以上)2段でろ過後、気体廃棄設備である排気ダクトを通じて排気口より大気中へ放出する。

周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域からの放射性物質により汚染された空気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタによつてろ過後、排気口から大気へ放出する。

放射性気体廃棄物の廃棄設備は、排気ダクト、プレフィルタ、高性能エアフィルタ、排風機等から構成し、部屋排気系及び局所排気系に対して以下を考慮した構造とする。

- (i) 部屋排気系 部屋排気系の排気は、高性能エアフィルタにより処理して排気口より屋外へ排出する。
- (ii) 局所排気系 局所排気系の排気は、高性能エアフィルタにより処理して排気口より屋外へ排出する。局所排気設備のうち粉末を取り扱う設備等の放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる設備からの排気系については、高性能エアフィルタを2段とし、屋外へ排出される排気中の放射性物質濃度を低減する。

第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して排気口から屋外に放出する。

(記載 No. 17-4)

(b) 高性能エアフィルタの目詰まりを監視するために差圧計を設ける。

(記載 No. 17-7)

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[20.1-F1][20.1-F3]

気体廃棄設備は、排風機、フィルタユニット、フィルタユニット(設備排気用)、ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ユニット(気体廃棄設備 No. 2 においては給気フィルタ及び給気ファンの分離型)、及び負圧計で構成している。

給気ユニット及びダクトによって、外気を第1種管理区域の各部屋に取り入れる。また、各部屋からの部屋排気は捕集効率99.97%以上の性能を有する高性能エアフィルタを備えたフィルタユニット1段を接続する。設備・機器からの局所排気は、放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる粉末を取り扱う設備・機器からの排気系についてはフィルタユニットを2段接続し（1段目のフィルタをフィルタユニット（設備排気用）という）、それ以外の設備・機器からの排気系についてはフィルタユニット1段により、適切に酸化ウランを除去し、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過した上で排気筒を経て排気口（第2加工棟は地上高約25m、第1廃棄物貯蔵棟は地上高約17m）から施設外へ放出する設計とする。酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する場合は、酸又はアルカリを取り扱う設備・機器にスクラバーを備え、スクラバーを通して酸及びアルカリを除去する設計とする。

第2加工棟の気体廃棄設備No.1については、系統Ⅰ（部屋排気系統）及び系統Ⅶ（部屋排気系統）においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。

[20.1-F5]

フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計（フィルタ用）を設けることにより、機能を適切に維持する。

[20.1-F4]


気体廃棄設備No.1及び気体廃棄設備No.2のダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。

<p>加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 17-1）</p>
<p>周辺環境へ放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあつては、高性能エアフィルタ等の除去設備により、液体廃棄物処理施設にあつては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 17-3）</p>
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、貯槽、凝集沈殿、遠心分離及びろ過の機能を有した廃液処理設備、貯留設備、蒸発乾固装置、スラッジ乾燥機及び保管廃棄設備で構成する。これらの設備は、次のような構造とする。</p>

(i) 第2加工棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、発生元にて凝集沈殿、遠心分離の一次処理を行った後、第2廃液処理設備に送水する。第2廃液処理設備において、一次処理廃液及び直接送水した廃液を、一旦、廃液貯槽等に貯留し、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、貯留設備に送水する。

(ii) 第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、必要に応じて蒸発乾固、凝集沈殿の処理を行った後、貯留設備に送水する。

(iii) 建物ごとの貯留設備に貯留した液体廃棄物は、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。各建物から排出された排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認した後、事業所外へ排出する。その後、排水管を通して雨山川に放出する。なお、廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、スクラップとして取り扱う、もしくは放射性固体廃棄物として所定のドラム缶に収納して保管廃棄設備に保管廃棄する。

(iv) 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に入れ、に保管廃棄する。また、このうち焼却減容可能な油類廃棄物は、焼却減容した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。

放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。

(c) 工程から発生する廃液は、凝集沈殿装置、遠心分離装置、ろ過装置又は蒸発乾固装置若しくはこれらの組み合わせにより処理した後、排水口より施設外へ放出する。

周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域の工程からの排水は、廃液処理設備により処理し、建物外に排出し、集中排水処理施設に貯留した後、排水口から周辺監視区域外へ排出する。第1種管理区域の工程からの排水を処理する設備は、凝集沈殿装置、ろ過装置、蒸発乾固装置、貯槽等により構成し、バッチ方式により放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認後、建物外に排出する構造とするとともに発生する液体廃棄物を処理するために十分な能力を有する設計とする。また、蒸発乾固装置から発生した蒸気は凝縮水として回収し、廃液処理設備にて処理する設計とする。放射性液体廃棄物の処理設備の構成並びに処理能力及び液体廃棄物の発生量を下表に示す。

排水口から排出する液体廃棄物中の放射性物質濃度は、廃液処理設備で処理後の廃液を貯留し、バッチごとに放射線測定装置により測定し監視する。

本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、建物ごとに貯槽に貯留し、バッチ方式によりあらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める水中濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。建物外に排出した排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質濃度を測定し、確認してから事業所外へ排出する。

(記載 No. 17-5)

ALARA の考えの下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値 (50 μ Sv/年) を参考に、公衆の受ける線量を合理的に達成できる限り低減

する設計とする。

さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。

(記載 No. 17-6)

[20. 1-F3]

液体廃棄物の廃棄設備として第2加工棟に第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2廃液処理設備貯留設備を設置し、第1廃棄物貯蔵棟にW1廃液処理設備を設置する。

第1廃液処理設備は、凝集沈殿、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下にする能力を有する。分析廃液処理設備は、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下にする能力を有する。開発室廃液処理設備は、凝集沈殿、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下にする能力を有する。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備にて処理した後、放射性物質濃度が所定の管理値以下であることを確認した液体廃棄物は第2廃液処理設備に移送する。

第2廃液処理設備は、凝集沈殿、ろ過によりウランを除去し、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める水中の濃度限度 (2×10^{-2} Bq/cm³) 以下にする能力を有する。




第2廃液処理設備にて処理した液体廃棄物は、第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽に貯留する。貯留槽に貯留された液体廃棄物の放射性物質濃度を確認し、原子力規制委員会の定める水中の濃度限度 (2×10^{-2} Bq/cm³) 以下であった場合には、第2加工棟の排水口から施設外に排出する。

W1廃液処理設備は、蒸発乾固、凝集沈殿、ろ過によりウランを除去し、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度 (2×10^{-2} Bq/cm³) 以下にする能力を有する。

W1廃液処理設備にて処理した液体廃棄物は、W1廃液処理設備 貯留槽に貯留する。貯留槽に貯留された液体廃棄物の放射性物質濃度を確認し、原子力規制委員会の定める水中の濃度限度 (2×10^{-2} Bq/cm³) 以下であった場合には、第1廃棄物貯蔵棟の排水口から施設外に排出する。

[20. 1-F4]

第2廃液処理設備貯留設備の貯留槽及びW1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。

本申請対象の保管廃棄設備  廃棄物保管区域、保管廃棄設備 
 廃棄物保管区域は、放射性廃棄物を保管廃棄する設備である。加工事業変更許可申請書において、保管廃棄する設備を廃棄施設として説明をしていることから、本項で適合性を説明する。

また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。

保管廃棄設備は、固体廃棄物の保管廃棄が十分な能力を有するものとする。

放射性固体廃棄物の発生量は核燃料物質の取扱量から、200 リットルドラム缶本数に換算して、年平均約 620 本（再生濃縮ウラン分は約 100 本）と見積もられ、このうち減容可能な放射性固体廃棄物は約 420 本で減容後は約 70 本となることから、現在の保管廃棄量約 8,200 本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約 11,170 本）は十分である。

油類廃棄物の発生量は過去の実績から約 1 本（200 L ドラム缶）/年と予想されるため、現在の保管廃棄量 67 本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約 100 本）は十分である。

(記載 No. 17-2)

○保管廃棄設備 [20.1-F1] [20.1-F2] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 廃棄物保管区域

[20.1-F1] [20.1-F2]

第 1 廃棄物貯蔵棟に、固体廃棄物の保管廃棄設備（保管廃棄設備 廃棄物保管区域：固体廃棄物の保管廃棄能力）を設ける。また、第 3 廃棄物貯蔵棟に、固体廃棄物の保管廃棄設備（保管廃棄設備 廃棄物保管区域：固体廃棄物の保管廃棄能力）を設ける。

保管廃棄設備 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 廃棄物保管区域は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示する。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

[適合性の説明]

また、第1種管理区域の内部の床、壁の表面はウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。

(c)第1種管理区域の床、壁等は表面を平滑にし、表面には合成樹脂を塗装する等の仕上げにより除染の容易性及び耐食性の向上並びにウラン粉末を含む液体の浸透防止を図る。

(記載 No. 4-19)

本申請対象施設のうち、第2加工棟では分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14 を撤去すること、第1廃棄物貯蔵棟では第1種管理区域を設置することから、分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14 と第1廃棄物貯蔵棟が対象となる。

○分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14

[21. 1-F1]

撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第2加工棟の第1種管理区域に設置され分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14 撤去後の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施す。

○第1廃棄物貯蔵棟

[21. 1-B1]

第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって人が触れるおそれがある部分（床面からの高さ2 mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい塗料で仕上げる設計とする。

(遮蔽)

第二十二條 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。

本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。

酸化ウラン粉末、燃料集合体等の貯蔵又は放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量が敷地境界外の人々の居住する可能性のある地点において十分低くなるように設備、壁の配置等を考慮した設計とする。

周辺監視区域境界及び敷地境界外の人々の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。

直接線の計算で考慮した主要な壁厚等を添 6 ロ (ニ) の第 7 図に示す。また、スカイシャイン線の計算で考慮した主要な天井厚を添 6 ロ (ニ) の第 1 表に示す。

添 6 ロ (ニ) の第 7 図 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等

添 6 ロ (ニ) の第 1 表 スカイシャイン線の計算に使用した天井厚

(記載 No. 3-3)

加工事業変更許可申請書に示したとおり、本加工施設においては、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。また再生濃縮ウランの配置については、加工事業変更許可申請書に基づき保安規定に定めて管理する。

○第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[22. 1-B1]

通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量を、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の壁、屋根、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は遮蔽評価に見込んだ設計確認値以上の厚み、密度を有したものとする。

遮蔽評価に見込む壁材質、壁の厚さはそれぞれ第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の仕様表に示している。

直接線及びスカイシャイン線の影響の評価に当たっては、遮蔽効果は壁（一部扉）、床のみとし、柱、はりは考慮せず、壁の厚さ、構造を保守的に遮蔽モデル化している。また物を搬出入するような大きい扉は、コンクリートを充填した扉（第2加工棟）及び評価点に近い扉（1箇所、第1加工棟）を除き、扉の遮蔽効果を見込まず開口部として遮蔽モデル化している。ただし、非常口等人が通るような扉は線量への影響が小さく、前述のように保守的な評価を行っているため開口部として考慮していない。

遮蔽評価の結果を付属書類10の遮蔽に関する基本方針書に示す

周辺監視区域境界における実効線量の最大は約 9.7×10^{-2} mSv/年であり、また、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の実効線量の最大は約 3.8×10^{-2} mSv/年である。

2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い設備・機器を放射線業務従事者から離れた位置に配置するとともに、遮蔽を要する設備・機器において、区画を仕切る壁又は遮蔽板等を設ける。

加工施設において、製造、検査、貯蔵設備等の線量率を評価し、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを合理的に達成できる限り低減できる設計とする。

遮蔽を要する施設、設備においては、区画を仕切る壁、遮蔽板等を設ける構造とし、貫通部がある区画については、適切な対策を行い、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる設計とする。なお、ウランの仕様から実効線量を評価することにより線量限度を十分満足できる場合は、遮蔽計算等による評価は要しないものとする。

(記載 No. 3-2)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[22. 2-B1]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の屋根、壁、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3は、加工施設内の外部放射線を低減する遮蔽能力を有する。

また、管理区域内での放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い貯蔵設備は、コンクリートの仕切り壁に囲まれた区画に配置する設計するとともに、必要に応じて立入時間を管理する。

ただし、仕切り壁には貫通部は存在するが線量は有意に高くないため、特別な対策を講じる必要はない。

(換気設備)

第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

第3廃棄物貯蔵棟には、第1種管理区域がないため、核燃料物質等により汚染された空気は発生しない。

[適合性の説明]

ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に経路を閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。

(a)本加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。

(d)複数の排気システムにより排気する場合は、汚染された空気が逆流しないよう逆流防止ダンパー等を設ける。

第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持できる設計とする。

(記載 No. 4-15)

第1種管理区域内において、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性物質の濃度を線量告示に定める濃度限度以下とするため、粉末状のウランを取り扱う設備の囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持できる局所排気システムを設けるとともに、所要の換気を行う。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。

(3) 第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあつては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。

(a)人が常時立ち入る第1種管理区域の部屋は、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を十分下回るよう給排気設備により平均6回/時以上の換気を行う。給排気システム図を添5ロ(イ)の第2図及び第3図に示す。

添5ロ(イ)の第2図 給排気システム図 [気体廃棄設備 No.1 (第2加工棟)] 添5ロ(イ)の第3図 給排気システム図 [気体廃棄設備 No.2 (第1廃棄物貯蔵棟)]

第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以

上の負圧に維持できる設計とする。

(記載 No. 4-18)

また、部屋排気系統の一部は、高性能エアフィルタにより処理した後、各部屋内に再循環給気してリサイクルする。

(b) 第2加工棟の部屋排気のうち、汚染の可能性の少ない排気は、高性能エアフィルタ1段でろ過後、室内に再循環給気してリサイクルする設計とする。

また、部屋排気系の排気の一部を高性能エアフィルタによりろ過した後、再循環給気することにより、屋外へ排出する排気中の放射性物質濃度を低減する。

(記載 No. 4-27)

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

(記載 No. 15-54)

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 ② 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域では、工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 ② 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる

影響を緩和する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域では、工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No. 15-55)

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 ② 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 連続焼結炉を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No. 15-59)

○第1廃棄物貯蔵棟

[23. 1-B1]

第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 2 により平均6回/時以上の換気を行う設計としている。事業変更許可申請書に記載のとおり、第1廃棄物貯蔵棟の容積：約 1.3×10^3 m³に対して、気体廃棄設備 No. 2 の排気能力：約 3.5×10^4 m³/時であり、必要な換気ができることを確認している。

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[23. 1-F1]

気体廃棄設備を設置する第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備の排風機により平均6回/時以上の換気を行う設計としている。

下記に示すとおり、各気体廃棄設備の総排気能力は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の容積に対し、平均6回/時以上の換気を行うために十分な総排気能力を有している。

	排風機の排気能力 (m ³ /h)		総排気能力 (m ³ /h)
気体廃棄設備 No. 1	排風機 (301-F)	┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ └───────────┘	14.8 × 10 ⁴
	排風機 (302-F)		
(第2加工棟の容積： 約 1.3×10^4)	排風機 (303-F)		
	排風機 (304-F)		
	排風機 (305-F)		
	排風機 (305-F)		
	排風機 (307-F)		

	排風機 (308-F)		
気体廃棄設備 No. 2 (第1 廃棄物貯蔵棟の 容積 : 約 1.3×10^3)	No. 1 排風機		3.6×10^4
	No. 2 排風機		
	No. 3 排風機、No. 4 排風機 ⁽¹⁾		
	No. 5 排風機		
	No. 6 排風機		

(1)切替運転のためどちらか1台が運転

(2)No. 5 排風機の故障時に運転

また、屋外との境界部には、排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する設計としている。

[23. 1-F2]

フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計（フィルタ用）を設けることにより、機能を適切に維持する。

(非常用電源設備)

第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備（ディーゼル式発電機）を設ける設計とする。

- (i) 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備
- (ii) 放射線監視設備
- (iii) 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯

加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備（ディーゼル式発電機）を、加工施設用2台（1台は予備機）設ける設計とする。

- ① 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備
- ② 放射線監視設備
- ③ 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯

これら負荷設備に対する非常用電源の系統図及び必要な容量を添5リ(リ)の第1図及び第2図に示す。

添5リ(リ)の第1図 非常用電源の系統図

添5リ(リ)の第2図 非常用電源の系統図

(記載 No. 20-1)

非常用電源設備は、停電後所定の時間内に電圧が確立する設計とする。また、安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。

非常用電源設備（ディーゼル式発電機）は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するように設計する。また、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する設計とする。

(記載 No. 20-2)

非常用電源設備からの配線は、一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない設計とする。

非常用電源設備からの配線は、一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない設計とする。

(記載 No. 20-4)

なお、非常用電源設備の容量は、原子炉等規制法第五十二条の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けている施設（以下「使用施設」という。）での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。

なお、非常用電源設備の容量は、使用施設での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。
(記載 No. 20-5)

長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費システム又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により 7 日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。

(記載 No. 20-3)

○非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[24. 1-F1]

停電時、必要な負荷容量に対し、十分に余裕を持った 300 kVA 240 kW の発電容量を有する非常用電源設備（ディーゼル式発電機）を設置する。非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。

加工施設内には、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機を設ける。

加工施設用に 2 台（1 台は予備機）とし、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機とする。負荷は、通常は非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続することとし、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に故障が発生した場合は切替器により非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に接続を替え、加工施設への給電を維持する。

防災機器用（緊急対策本部用）には 1 台とし、非常用電源設備 A 非常用発電機を使用する。

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機と負荷の接続を図り一他一 1 1（8）に、非常用電源設備 A 非常用発電機と負荷の接続を図り一他一 1 1（9）に示す。

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機の発電定格容量、発電定格電圧は、次のとおりとする。

	発電定格容量	発電定格電圧
非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	300 kVA 240 kW	
非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	300 kVA 240 kW	
非常用電源設備 A 非常用発電機	300 kVA 240 kW	

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続する負荷容量の合計は、図リー他ー 1 1 (8) に示すように 240 kW であり、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機から供給する発電定格容量以内としている。非常用電源設備 A 非常用発電機に接続する負荷容量の合計は、図リー他ー 1 1 (9) に示すように 240 kW であり、非常用電源設備 A 非常用発電機から供給する発電定格容量以内としている。

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機に接続する負荷のうち 100 V の設備については、変圧器により降圧することにより、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機から供給する発電定格電圧に適合させる。

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機から供給する発電定格電圧は、 240 V であり、 600 V を超える電圧ではないことから、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画で負荷との接続に使用するケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。

長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を小消費系統又は待機状態に切り替えることによって、外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料（貯蔵量 240 L 以上）により 7 日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動することができる。（ソフト対応）

2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。

また、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。

(記載 No. 20-6)

設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(3) 警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(記載 No. 21-3)

第1種管理区域の排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても、非常用電源設備により電源が供給され、局所排気系統が稼働して、第1種管理区域内の負圧を維持し漏えいを防止できる構造とする。

また室内が正圧となって排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても非常用電源設備が稼働して負圧を維持できる設計とする。

(記載 No. 4-25)

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(□)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(□)－3に示す。

添5チ(□)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備^(※1)

※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備^(※2)

※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

(i) 火災感知設備

(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

(b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。

(c) 受信機はP型受信機を採用し、地震、火災等で感知器との配線が断線したとしても受信機において断線警報が吹鳴することで、火災の早期発見に対して支障なく報知できる設計とする。

(d) 外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。

(記載 No. 5-25)

加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。

加工施設には、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように非常口を設け、各区域から非常口への通路及び階段を安全避難通路とし、誘導灯の設置、床面への表示等により安全避難通路を容易に識別できるようにする。

加工施設には、停電時にも放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように、非常用照明を設置する。誘導灯及び非常用照明はバッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備（ディーゼル式発電機）に接続する。

(記載 No. 13-1)

なお、非常用電源設備の容量は、原子炉等規制法第五十二条の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けている施設（以下「使用施設」という。）での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。

なお、非常用電源設備の容量は、使用施設での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。

(記載 No. 20-5)

[24.2-F1]

加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。

バッテリー又は無停電電源装置を備える設備を次表に示す。

非常用電源設備 系統図記載名	設備・機器名称 機器名	機能
放射線管理施設 ・監視設備	ハンドフットクロスモニタ*1 —	第1種管理区域からの退出者の汚染測定
	放射線監視盤(ダストモニタ) —	放射線測定状況の表示
	ガンマ線エリアモニタ 検出器*2	作業環境における空間線量率の測定
	放射線監視盤(ガンマ線エリ アモニタ) —	放射線測定状況の表示
	モニタリングポスト*3 —	周辺監視区域付近における空間線量率の測定
	放射線監視盤(モニタリング ポスト)*3 —	放射線測定状況の表示
	気象観測装置 —	風向、風速、降雨量等の測定
通信連絡設備	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))*2	事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等 の連絡
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等 の連絡
緊急設備	緊急設備 非常照明*2*3	設計基準事故時の作業用、避難用照明
	緊急設備 誘導灯*2*3	設計基準事故時の作業用、避難用照明
火災感知設備	火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)*2*3	火災を早期に感知し報知する
—*4	警報集中表示盤 —	監視及び測定により得られた情報を表示する

*1 第2 出入管理室に設置する1 台にバッテリーを内蔵する。

*2 第3 次設工認申請設備を含む

*3 第4 次設工認申請設備を含む

*4 非常用電源設備 系統図(図リー他-1 1 (8)) 記載名には設備・機器名を記載

[24. 2-F2]

加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備を非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。

非常用電源設備と接続する設備を次表に示す。

非常用電源設備 系統図記載名	設備・機器名 機器名	機能
放射線管理施設 ・監視設備	ハンドフットクロスモニタ*1 —	第1種管理区域からの退出者の汚染測定
	ダストモニタ（排気用モニタ） —	空気中の放射性物質の濃度の測定
	ダストモニタ（換気用モニタ） —	空気中の放射性物質の濃度の測定
	放射線監視盤（ダストモニタ） —	放射線測定状況の表示
	ガンマ線エリアモニタ 検出器*2	作業環境における空間線量率の測定
	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	放射線測定状況の表示
	モニタリングポスト*3 —	周辺監視区域付近における空間線量率の測定
	放射線監視盤（モニタリングポスト）*3 —	放射線測定状況の表示
	気象観測装置 —	風向、風速、降雨量等の測定
通信連絡設備	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） *2	事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡
	通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡
	通信連絡設備 所外通信連絡設備	事業所外の必要箇所との通信連絡
緊急設備	緊急設備 非常照明*2*3	設計基準事故時の作業用、避難用照明
	緊急設備 誘導灯*2*3	設計基準事故時の作業用、避難用照明
	緊急設備 感震計	所内の震度を監視する
気体廃棄設備	気体廃棄設備 No. 2 系統2（局所排気系統） No. 2 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 3 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 4 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 5 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 6 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 1 系統V（局所排気系統）排風機（305-F）	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 1 系統VI（局所排気系統）排風機（306-F）	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII（局所排気系統）排風機（308-F）	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
火災報知設備	火災報知設備 自動火災報知設備（受信機）*2*3	火災を早期に感知し報知する

非常用電源設備 系統図記載名	設備・機器名 機器名	機能
消火栓 消火栓ポンプ	消火設備 屋内・屋外消火栓ポンプ	初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備
—*4	警報集中表示盤 —	監視及び測定により得られた情報を表示する
	連続焼結炉 No. 2-1 温度記録計 —	第2加工棟 連続焼結炉 No. 2-1 の炉体温度の記録
	焼却炉 温度表示器 —	第1廃棄物貯蔵棟 焼却炉の炉体温度の表示

*1 第2 出入管理室に設置する 1 台が非常用電源設備と内蔵する。

*2 第3 次設工認申請設備を含む

*3 第4 次設工認申請設備を含む

*4 非常用電源設備 系統図 (図リー他ー1 1 (8)) 記載名には設備・機器名を記載

次表に、加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備でバッテリー、無停電電源装置又は非常用電源設備に接続する設備・機器を示す。

バッテリー、無停電電源装置又は非常用電源設備に接続する設備からの給電で動作する設備・機器を示す。

非常用電源設備 系統図記載名	設備・機器名称 機器名	バッテリー又は 無停電電源装置	非常用 電源設備	設備・機器 から給電
放射線管理施設 ・監視設備	ハンドフットクロスモニタ —	○	○	—
	ダストモニタ (排気用モニタ) —	—	○	—
	ダストモニタ (換気用モニタ) —	—	○	—
	放射線監視盤 (ダストモニタ) —	○	○	—
	ガンマ線エリアモニタ 検出器	○	○	—
	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	○	○	—
	モニタリングポスト*3 —	○	○	—
	放射線監視盤 (モニタリングポスト) *3 —	○	○	—
	気象観測装置 —	○	○	—
通信連絡設備	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) *2	○	○	—
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	—	○*4
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	○	○	—
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (PHS アンテナ)	—	—	○*5
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	—	—	○*5
	通信連絡設備 所外通信連絡設備	—	○	—
緊急設備	緊急設備 非常照明*2*3	○	○	—

非常用電源設備 系統図記載名	設備・機器名称 機器名	バッテリー又は 無停電電源装置	非常用 電源設備	設備・機器 から給電
	緊急設備 誘導灯 ^{*2*3}	○	○	—
	緊急設備 感震計	—	○	—
気体廃棄設備	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	—	○	—
	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	—	○	—
火災報知設備	火災報知設備 自動火災報知設備 (受信機) ^{*2*3}	○	○	—
	火災報知設備 自動火災報知設備 (感知器) ^{*2*3}	—	—	○ ^{*6}
消火栓 消火栓ポンプ	消火設備 屋内・屋外消火栓ポンプ	—	○	—
— ^{*7}	警報集中表示盤 —	○	○	—
	連続焼結炉 No. 2-1 温度記録計 —	—	○	—
	焼却炉 温度表示器 —	—	○	—

*1 第 2 出入管理室に設置する 1 台がバッテリーを内蔵し、非常用電源設備と接続する。

*2 第 3 次設工認申請設備を含む

*3 第 4 次設工認申請設備を含む

*4 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電する

*5 所内通信連絡設備 (電話交換機) から給電する

*6 自動火災報知設備 (受信機) から給電する

*7 非常用電源設備 系統図 (図リー他 - 1 1 (8)) 記載名には設備・機器名を記載

(通信連絡設備)

第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(1) 設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機 (PHS) 及び無線機を備える。また、所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。所内通信連絡設備を添5リ(ヌ)の第1表に示す。

添5リ(ヌ)の第1表 所内通信連絡設備

(記載 No. 21-1)

設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(3) 警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(記載 No. 21-3)

通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(4) 通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。

(記載 No. 21-4)

[25. 1-F1]

設計基準事故が発生した場合に退避に必要な指示等を行うため、第1廃棄物貯蔵棟の付属設備 (通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)))、第3廃棄物貯蔵棟の付属設備 (通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)))、発電機・ポンプ棟の付属設備 (通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))) を設置する。

所内全域では、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機) となる。所内全域としての多様性を備えた所内通信連絡設備は、放送設備、所内携帯電話機 (PHS)、固定電話機、無線機の4種

類となる。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、第3 次申請で申請済の第1 加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する設計とする。発電機・ポンプ棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、第4 次申請で申請済の第2 加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する設計とする。

第1 加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属する。第2 加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属すると共に、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置するマイクを付属させる。第1 加工棟及び第2 加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、相互に接続し、いずれのマイクからでも、第3 次申請で申請済の第1 加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、第4 次申請で申請済の第2 加工棟、第5 廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を含む、所内全域の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））により放送できる設計とする。通信連絡設備 所内通信連絡設備の配置を図リー他ー1（1）、図リー他ー1（2）、図リー他ー2（1）、図リー他ー2（2）、図リー他ー3、図リー他ー10（1）に示す。所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）の系統図を図リー他ー12（1）に示す。

通信連絡設備 所内携帯電話機（無線機）は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。通信連絡設備 所内携帯電話機（無線機）は、相互間での通信連絡を行う。

第1 廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））には、所内携帯電話機（PHS）が付属する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。

第4 次申請で申請済の第2 加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、事務棟、保安棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、所内携帯電話機（PHS）の各個間は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）及び第3 次申請で申請済の第1 加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、第4 次申請で申請済の第2 加工棟、第5 廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、事務棟、保安棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を介して通信連絡を行う。通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）、固定電話機）の系統図を図リー他ー12（2）に示す。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(2) 設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する。所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともに IP 電話も備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。また、所轄消防本部との専用通信回線を設ける。なお、一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。所外通信連絡設備を添 5 リ (x) の第 2 表に示す。

添 5 リ (x) の第 2 表 所外通信連絡設備

(記載 No. 21-2)

[25. 2-F1]

加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する。

設置する通信連絡設備 所外通信連絡設備は以下のとおりとする。

	ファクシミリ	一般回線	携帯電話	衛星携帯電話	I P 電話	社内網の利用
配備数	3 台	一式	一式	4 台	3 台	一式
配置場所	緊急対策本部 事務棟 保安棟	事業所内全域	緊急対策本部員	緊急対策本部 保安棟	緊急対策本部	事業所内全域
通信回線	有線	有線	無線	無線	有線	有線
外部電源喪失時の電源	非常用電源設備	バッテリー、非常用電源設備	バッテリー	バッテリー	非常用電源設備	バッテリー、非常用電源設備

通信回線は、外部へ接続する回線を示す。

一般回線、社内網の利用は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部に接続する。社内網の利用は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介し、社内他地区の電話交換機を使用して所外と通信連絡を行う。携帯電話は、複数の電気通信事業者の回線を配備する。

(その他許可で求める仕様)

第1 廃棄物貯蔵棟及び第3 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、路線バスの飛来を想定する。第5 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、トラックウィング車を想定する。第1 加工棟には、路線バスが飛来するおそれはなく、トラックウィング車は、遮蔽壁を兼ねた防護壁により飛来するおそれはないことから、ワゴン車の飛来を想定する。

(記載 No. 1-16)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟

[99-B4]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は、F3 竜巻の風荷重に対して終局に至らないことを確認している。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟のF3 竜巻に対する設計方針を付属書類4に示す。



また、更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。



安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。

(a) ハード対策 F3 竜巻よる風荷重または飛来物により損傷するおそれがある建物内への風の吹き込みを防止する、及び建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。

② 第1 - 3 貯蔵棟、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟及び第1 加工棟 ・ウランのインベントリを低減するため、第1 - 3 貯蔵棟の最大貯蔵能力を削減するとともに第1 加工棟の設備を撤去する。また、ドラム缶当たりのインベントリが多い固体廃棄物及び再生濃縮ウランを含む固体廃棄物は、最大保管廃棄能力を削減するとともに配置を変更する。

(記載 No. 9-15)

○保管廃棄設備  廃棄物保管区域、保管廃棄設備  廃棄物保管区域

保管廃棄設備  廃棄物保管区域、保管廃棄設備  廃棄物保管区域に保管廃棄するドラム缶当たりのインベントリが多い固体廃棄物及び再生濃縮ウランを含む固体廃棄物は、最大保管廃棄能力を削減するとともに配置を変更している。

<p>事業許可基準規則第七条の要求に適合するように必要に応じて耐震補強を講じた安全機能を有する施設に対して、Sクラスに属する施設に求められる1G程度の地震力を想定する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 1-4)</p>
<p>耐震重要度分類第1類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 1-6)</p>
<p>・第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p>剛構造の第1類の設備・機器の二次設計では、更なる安全裕度の確保として、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計とする。すなわち、剛構造の設備・機器は、第1類で1.0G、第2類で0.3 G、第3類で0.24 G の入力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p>柔構造の設備・機器については、局部震度法による地震力に対して行うことにより、第1類で1.0 G 程度、第2類で0.6 G 程度、第3類で0.4 G 程度の入力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-17)</p>
<p>既設の設備・機器については、上記の方法で評価を実施し、必要に応じて耐震補強対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-18)</p>

[99-F1]

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合について、構造解析プログラム又は構造計算式による耐震評価を実施し、必要に応じて強度部材、アンカー追加等の補強により、耐震裕度向上等の改造を行い、許容限界を満足することを確認している。耐震に係る設計方針を付属書類3-1から付属書類3-3に示す。

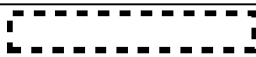
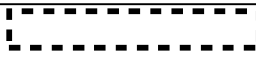
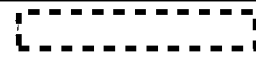
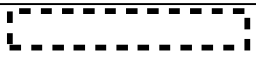
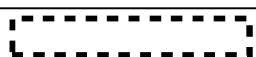
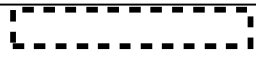
加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。また、貯蔵施設はウランの性状に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。

貯蔵施設は、加工工程中のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、臨界防止のための適切な対策を講じる。

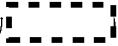
(記載 No. 16-1)

[99-F2]

貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計とする。本申請で対象となる貯蔵設備を次表に示す。

設置場所	設備・機器名称 機器名
第2加工棟 	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1 —
	スクラップ保管ラック D型 No. 2-1 —
	スクラップ保管ラック E型 No. 2-1 —
第2加工棟 	ペレット保管ラック D型 No. 2-1 —
第2加工棟 	第2-2 燃料集合体保管区域 —
	第2-3 燃料集合体保管区域 —
第2加工棟 	第2-1 燃料集合体保管区域 —
	第2-4 燃料集合体保管区域 —
第2加工棟 	分析試料保管棚 —
第2加工棟 	開発試料保管棚 —

(4) 加工施設の設備・機器の撤去

・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟第3開発室の試験開発設備及び貯蔵設備（最大貯蔵能力 ）を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

(要求事項 No. 23-33)

[99-F3]

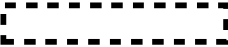
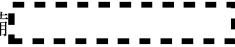
第2加工棟の第1種管理区域に設置された分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14 を撤去する。

また、発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更

・地震及び竜巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。

(記載 No. 23-11)

○保管廃棄設備  廃棄物保管区域、保管廃棄設備  廃棄物保管区域

[99-F5]

地震対策として、保安規定に基づき廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止措置を講じる。

200 L ドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。

1 段置き : ラッシングベルトにて2行×2列以上で固縛

2 段又は3 段積み : スキッド、パレット、ワイヤースリング等を用いて1 体とし、隣り合うそれぞれのパレットとボルト (1 パレットにつき 1 箇所) にて連結し、以下の条件にて固縛。

2 段 : 2 行×2 列以上

3 段 : 3 行×3 列以上

50 L ドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。

1 段置き : ラッシングベルトにて2行×2列以上で固縛

2 段、3 段又は4 段積み : スキッド、パレット、ワイヤースリング等用いて1 体とし、隣り合うそれぞれのパレットとボルト (1 パレットにつき 1 箇所) にて連結し、以下の条件にて固縛。

2 段 : 2 行×2 列以上

3 段 : 3 行×3 列以上

4段：4行×4列以上

固縛措置にあつては、2段積み以上の場合、付属書類1 2参考資料2に示す加振試験で性能を確認したワイヤースリング（JIS G 3525、破断荷重 \square ）及び評価を行った連結ボルト（許容せん断荷重は \square ）を用いる。

付属書類1 2に、固縛措置及びパレットの連結ボルトの強度評価の結果を示す。

大型金属容器を使用する場合は、保安規定に基づき使用する大型金属容器は転倒評価を行い、安全性を確認したものをを用いるよう管理する。

また、竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶及び金属容器は、竜巻（風速92 m/s）が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが0.0032以下となるように固縛するか、床面等に固定する措置を講じる管理を行う。（付属書類1 2参考資料1）

また、更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。

安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。

(a) ハード対策

F3竜巻よる風荷重または飛来物により損傷するおそれがある建物内への風の吹き込みを防止する、及び建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。

① 第2加工棟・F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している気体廃棄設備のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。

（記載 No. 9-12）

○気体廃棄設備 No. 1

[99-F7]

第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻よる風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界を跨るダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。

以上

添2 参考資料1 先行申請し認可された設計及び工事の計画において次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の適合状況に関する説明書

先行申請し認可された以下の設計及び工事の計画（以下「既認可」という。）において、次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様を示している。それらの仕様について、本申請における適合状況を添2表参1-1にまとめる。

既認可における全ての仕様表について、次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の有無（別表の有無）を確認し、本申請におけるその適合状況を整理した。当該仕様に対して本申請対象施設により適合性を確認するものにあつては、既認可と本申請における仕様の間に設計上の不整合が生じていないことを確認した。

- ・第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）
- ・第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）
- ・第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）
- ・第4次申請（令和2年8月27日付け申請、令和2年10月29日及び令和3年1月25日付け補正）

添2表参1-1 次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の適合状況

	既認可の仕様表		次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の有無（別表の有無）	適合性を確認する申請の時期		適合状況の説明資料
				第4次申請	第5次申請（本申請）	
第1次申請	表へ-2-1	輸送容器搬送コンベア No.1-1	○ 別表へ-2-1-2	○	○	添2表参1-1-1
	表へ-2-2	輸送容器搬送コンベア No.1-2	○ 別表へ-2-2-3	○	○	添2表参1-2-1
	表へ-2-3	粉末缶移載装置 No.1-1	○ 別表へ-2-3-2	○	○	添2表参1-3-1
	表へ-2-4	粉末缶移載装置 No.1-2	○ 別表へ-2-4-2	○	○	添2表参1-4-1
	表へ-2-5	粉末缶搬送コンベア No.1	○ 別表へ-2-5-2	○	○	添2表参1-5-1
	表へ-3-1	輸送容器搬送コンベア No.2-1	○ 別表へ-3-1-2	○	○	添2表参1-6-1
	表へ-3-2	輸送容器搬送コンベア No.2-2	○ 別表へ-3-2-3	○	○	添2表参1-7-1
	表へ-3-3	粉末缶移載装置 No.2-1	○ 別表へ-3-3-2	○	○	添2表参1-8-1
	表へ-3-4	粉末缶移載装置 No.2-2	○ 別表へ-3-4-2	○	○	添2表参1-9-1
	表へ-3-5	粉末缶搬送コンベア No.2	○ 別表へ-3-5-2	○	○	添2表参1-10-1
	表へ-4-1	原料保管設備D型 No.1	○ 別表へ-4-1-3	○	○	添2表参1-11-1
	表へ-5-1	原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン	○ 別表へ-5-1-2	○	○	添2表参1-12-1
	表へ-5-2	原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	○ 別表へ-5-2-3	○	○	添2表参1-13-1
	表へ-5-3	原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	○ 別表へ-5-3-2	○	○	添2表参1-14-1
	表へ-5-4	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車	○ 別表へ-5-4-2	○	○	添2表参1-15-1
	表へ-6-1	原料保管設備E型 No.1	○ 別表へ-6-1-3	○	○	添2表参1-16-1
	表へ-7-1	原料保管設備E型原料搬送設備粉末搬送機 No.1	○ 別表へ-7-1-2	○	○	添2表参1-17-1
	表へ-7-2	原料保管設備E型原料搬送設備粉末搬送機 No.2	○ 別表へ-7-2-2	○	○	添2表参1-18-1
	表へ-7-3	原料保管設備E型原料搬送設備粉末搬送機 No.3	○ 別表へ-7-3-2	○	○	添2表参1-19-1
	表へ-7-4	原料保管設備E型原料搬送設備粉末搬送機 No.4	○ 別表へ-7-4-2	○	○	添2表参1-20-1
	表へ-8-1	保管容器F型	— —	—	—	—
	表へ-8-2	保管容器F型(中性子吸収板1型内蔵型)	— —	—	—	—
	表へ-9-1	ペレット保管ラックB型 No.1	○ 別表へ-9-1-3	○	○	添2表参1-21-1
	表へ-10-1	ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン	○ 別表へ-10-1-2	○	○	添2表参1-22-1
	表へ-11-1	保管容器G型	— —	—	—	—
	表へ-12-1	ペレット保管ラックE型 No.2-1	○ 別表へ-12-1-3	○	○	添2表参1-23-1
	表へ-13-1	燃料棒保管ラックB型 No.1	○ 別表へ-13-1-3	○	○	添2表参1-24-1
	表へ-13-2	燃料棒保管ラックB型 No.2	○ 別表へ-13-2-3	○	○	添2表参1-25-1
	表へ-14-1	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカクレーン	○ 別表へ-14-1-3	○	○	添2表参1-26-1
	表へ-14-2	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア	○ 別表へ-14-2-2	○	○	添2表参1-27-1
	表へ-15-1	保管容器H型	— —	—	—	—
	表へ-16-1	燃料集合体保管ラックE型 No.1	— —	—	—	—

添2表参1-1 次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の適合状況

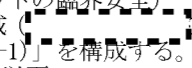
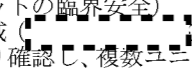
	既認可の仕様表	次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の有無(別表の有無)	適合性を確認する申請の時期		適合状況の説明資料	
			第4次申請	第5次申請(本申請)		
第2次申請	表へ-2-1 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	—	—	—	—	
	表へ-2-2 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器	—	—	—	—	
	表ト-2-1 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) フィルタユニット(設備排気用)	○	別表ト-2-1-1	—	○	添2表参1-28-1
	表ト-2-2 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) ダクト	○	別表ト-2-2-1	—	○	添2表参1-29-1
	表リ-2-1 試験開発設備 粉末混合試験装置	—	—	—	—	—
	表リ-2-2 試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	—	—	—	—	—
	表リ-2-3 試験開発設備 小型粉末混合試験装置	—	—	—	—	—
	表リ-2-4 試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	—	—	—	—	—
	表リ-2-5 試験開発設備 試験設備フード	—	—	—	—	—
	表リ-2-6 試験開発設備 試験設備ベース	○	別表リ-2-6-1	○	—	添2表参1-30-1
表リ-3-1 仮移設する設備・機器	—	—	—	—	—	
第3次申請	表へ-2-1 第1加工棟	○	別表へ-2-1-9	—	○	添2表参1-31-1
	表へ-3-1 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	—	—	—	—	—
	表へ-3-2 粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	—	—	—	—
	表へ-4-1 第1-1燃料集集体保管設備 第1-1燃料集集体保管区域	—	—	—	—	—
	表へ-5-1 第1-1輸送物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-2 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器	○	別表チ-2-1-2	—	○	添2表参1-32-1
	表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1	—	—	—	—	—
	表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4	—	—	—	—	—
	表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1	—	—	—	—	—
	表リ-4-1 非常用設備	—	—	—	—	—

添2表参1-1 次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の適合状況

	既認可の仕様表		次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の有無(別表の有無)	適合性を確認する申請の時期		適合状況の説明資料	
				第4次申請	第5次申請(本申請)		
第4次申請	表ハ-2-1	第2加工棟	○	別表ハ-2-1-10	—	○	添2表参1-33-1
	表ニ-2-1	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部	○	表ニ-2-1(別表2)	—	○	添2表参1-34-1
	表ニ-2-2	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	○	表ニ-2-2(別表3)	—	○	添2表参1-35-1
	表ニ-2-3	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	○	表ニ-2-3(別表2)	—	○	添2表参1-36-1
	表ニ-2-4	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	○	表ニ-2-4(別表3)	—	○	添2表参1-37-1
	表ニ-3-1	燃料棒解体装置 No.1	○	表ニ-3-1(別表2)	—	○	添2表参1-38-1
	表ニ-4-1	燃料棒トレイ置台	○	表ニ-4-1(別表3)	—	○	添2表参1-39-1
	表ニ-5-1	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	○	表ニ-5-1(別表3)	—	○	添2表参1-40-1
	表ニ-5-2	脱ガス設備 No.1 運搬台車	○	表ニ-5-2(別表3)	—	○	添2表参1-41-1
	表ニ-6-1	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	○	表ニ-6-1(別表3)	—	○	添2表参1-42-1
	表ニ-6-2	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	○	表ニ-6-2(別表3)	—	○	添2表参1-43-1
	表ニ-6-3	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	○	表ニ-6-3(別表3)	—	○	添2表参1-44-1
	表ニ-6-4	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	○	表ニ-6-4(別表3)	—	○	添2表参1-45-1
	表ニ-7-1	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	○	表ニ-7-1(別表3)	—	○	添2表参1-46-1
	表ニ-7-2	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	○	表ニ-7-2(別表2)	—	○	添2表参1-47-1
	表ニ-7-3	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	○	表ニ-7-3(別表2)	—	○	添2表参1-48-1
	表ニ-7-4	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	○	表ニ-7-4(別表3)	—	○	添2表参1-49-1
	表ニ-8-1	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	○	表ニ-8-1(別表2)	—	○	添2表参1-50-1
	表ニ-9-1	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)	○	表ニ-9-1(別表2)	—	○	添2表参1-51-1
	表ニ-10-1	ペレット検査台 No.2	○	表ニ-10-1(別表2)	—	○	添2表参1-52-1
	表ニ-11-1	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	○	表ニ-11-1(別表2)	—	○	添2表参1-53-1
	表ニ-11-2	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	○	表ニ-11-2(別表2)	—	○	添2表参1-54-1
	表ニ-11-3	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	○	表ニ-11-3(別表2)	—	○	添2表参1-55-1
	表ニ-12-1	ペレット一時保管台	○	表ニ-12-1(別表2)	—	○	添2表参1-56-1
	表ニ-13-1	ペレット検査装置 No.5	○	表ニ-13-1(別表2)	—	○	添2表参1-57-1
	表ニ-14-1	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	○	表ニ-14-1(別表3)	—	○	添2表参1-58-1
	表ニ-14-2	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	○	表ニ-14-2(別表3)	—	○	添2表参1-59-1
	表ニ-15-1	燃料棒解体装置 No.2	○	表ニ-15-1(別表2)	—	○	添2表参1-60-1
	表ニ-16-1	計量設備架台 No.9	○	表ニ-16-1(別表2)	—	○	添2表参1-61-1
	表ニ-17-1	計量設備架台 No.10	○	表ニ-17-1(別表2)	—	○	添2表参1-62-1
	表ニ-18-1	燃料棒搬送設備 No.9	○	表ニ-18-1(別表2)	—	○	添2表参1-63-1
	表ハ-2-1	燃料集合体保管ラックC型 No.1	○	表ハ-2-1(別表3)	—	○	添2表参1-64-1
	表ハ-2-2	燃料集合体保管ラックC型 No.2	○	表ハ-2-2(別表3)	—	○	添2表参1-65-1
	表ハ-2-3	燃料集合体保管ラックD型 No.1	○	表ハ-2-3(別表3)	—	○	添2表参1-66-1
	表ト-2-1	第2廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	—
	表ト-3-1	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表ト-4-1	第5廃棄物貯蔵棟	○	別表ト-4-1-3	—	○	添2表参1-67-1
	表ト-5-1	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	—	—	—	—
	表チ-2-1	モニタリングポスト No.1	○	表チ-2-1(別表4)	—	○	添2表参1-68-1
	表チ-3-1	モニタリングポスト No.2	○	表チ-3-1(別表4)	—	○	添2表参1-69-1
表チ-4-1	放射線監視盤(モニタリングポスト)	○	表チ-4-1(別表3)	—	○	添2表参1-70-1	
表リ-2-1	建物の付属設備	—	—	—	—	—	
表リ-2-2	建物の付属設備(第2加工棟に付帯する緊急設備)	—	—	—	—	—	

添2表参1-1-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：輸送容器搬送コンベア No. 1-1の仕様は第1次申請の表へー2-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へー2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へー2-1-2の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー2-1に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 — ^(注3)	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

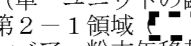
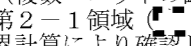
添2表参1-2-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：輸送容器搬送コンベア No. 1-2の仕様は第1次申請の表へー2-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へー2-2の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第1次申請〕別表へー2-2-3の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー2-2に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-3-1 粉末缶移載装置 No. 1-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：粉末缶移載装置 No. 1-1の仕様は第1次申請の表へー2-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へー2-3の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へー2-3-2の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー2-3に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、 [8.2-B2]	—	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	—
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-4-1 粉末缶移載装置 No. 1-2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：粉末缶移載装置 No. 1-2 の仕様は第1次申請の表へ2-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ2-4の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ2-4-2の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器F型) 1個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を 90 cm 以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁 (コンクリート厚さ 30.5 cm 以上) により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ2-4に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ2-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-5-1 粉末缶搬送コンベア No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：粉末缶搬送コンベア No.1の仕様は第1次申請の表へ2-5に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へ2-5の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第1次申請〕別表へ2-5-2の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域 ^(注2) を含むの単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送するコンベアの配列：1段×列数：2列以下 （粉末缶移載装置2台（粉末缶移載装置No.1-1、粉末缶移載装置No.1-2）の粉末保管容器（保管容器F型）それぞれ1個を含む） 列の面間距離：10 cm以上 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域 ^(注2) を含むでは、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ2-5に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ2-5-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	（注2）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	（注3）建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2]	—	（注4）不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	（注5）換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	—
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	（注6）建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	（注7）建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	（注8）放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	（注9）非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	（注10）建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

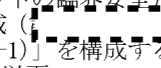
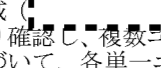
添2表参1-6-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 輸送容器搬送コンベア No. 2-1の仕様は第1次申請の表へー3-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へー3-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へー3-1-2の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(B-1)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[4.2-B1]	—	追第1次表へー3-1に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(註2) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(註2) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(註3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、 [8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(註4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(註4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(註5) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註6) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[18.1-F1] ^(註8)	第2加工棟 ^(註6) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註7) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[13.1-F1]	第2加工棟 ^(註7) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(註8)	— ^(註8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註9) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[24.2-F2]	第2加工棟 ^(註9) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註10) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]	第2加工棟 ^(註10) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

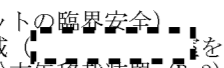
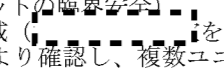
添2表参1-7-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-2^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：輸送容器搬送コンベア No. 2-2の仕様は第1次申請の表へ3-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ3-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へ3-2-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(B-1)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[4.2-B1]	—	追第1次表へ3-2に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ3-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(註2) 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(註2) 仕様表番号:追第1次表へ2-1 設計番号:[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(註3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(註4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(註4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(註5) 仕様表番号:追第1次表へ2-1 設計番号:[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註6) 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[18.1-F1] ^(註8)	第2加工棟 ^(註6) 仕様表番号:追第1次表へ2-1 設計番号:[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註7) 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[13.1-F1]	第2加工棟 ^(註7) 仕様表番号:追第1次表へ2-1 設計番号:[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(註8)	— ^(註8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註9) 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[24.2-F2]	第2加工棟 ^(註9) 仕様表番号:追第1次表へ2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(註10) 仕様表番号:表へ2-1 設計番号:[25.1-F1]	第2加工棟 ^(註10) 仕様表番号:追第1次表へ2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-8-1 粉末缶移載装置 No. 2-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：粉末缶移載装置 No. 2-1の仕様は第1次申請の表へー3-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へー3-3の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へー3-3-2の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を 90 cm 以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ 30.5 cm 以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー3-3に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	—
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-9-1 粉末缶移載装置No.2-2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：粉末缶移載装置No.2-2の仕様は第1次申請の表へー3-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へー3-4の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へー3-4-2の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の間間距離を90 cm以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー3-4に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3) 建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4) 不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5) 換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9) 非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

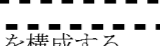

添2表参1-10-1 粉末缶搬送コンベア No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：粉末缶搬送コンベア No.2の仕様は第1次申請の表へ-3-5に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ-3-5の内容〕	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ-3-5-2の内容〕	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 () を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (コンベア配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を搬送するコンベアの配列: 1 段×列数: 2 列以下 (粉末缶移載装置 2 台 (粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2) の粉末保管容器 (保管容器 F 型) それぞれ 1 個を含む) 列の面間距離: 10 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 () を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を 90 cm 以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁 (コンクリート厚さ 30.5 cm 以上) により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [4.2-B1]	—	追第1次表へ-3-5に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ-3-5-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号: 追第1次表へ-2-1 設計番号: [11.1-F1]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [5.1-B1]	—	(注3) 建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4) 不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号: 追第1次表へ-2-1 設計番号: [10.1-B3]	(注5) 換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [21.1-B1]	—	—
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号: 追第1次表へ-2-1 設計番号: [18.1-F1]	(注6) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号: 追第1次表へ-2-1 設計番号: [13.1-F2]	(注7) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号: 追第1次表へ-2-1 設計番号: [24.2-F2]	(注9) 非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号: 表へ-2-1 設計番号: [25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号: 追第1次表へ-2-1 設計番号: [25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-1-1-1 原料保管設備D型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備D型 No.1の仕様は第1次申請の表へー4-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へー4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へー4-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料搬送設備No.2 粉末スタッカクレーン、原料搬送設備No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備No.2 粉末缶受台、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:106 cm以上 上下方向:8段以下 中心間距離:44 cm以上 横方向:無限個 中心間距離:96 cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数:4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	<p>(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p>	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[4.2-B1]	—	追第1次表へー4-1に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー4-1-2に示す。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[9.1-B1]	—	

添2表参1-1-1-1 原料保管設備D型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備D型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-4-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ-4-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へ-4-1-3の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 ^(注4)	最大貯蔵能力に見合うウランが存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1] ^(注4)	—	追第1次表へ-4-1に示す。 (注4)遮蔽については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-12-1 原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーンの仕様は第1次申請の表へ5-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へ5-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第1次申請〕別表へ5-1-2の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「原料保管設備D型（C-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ5-1に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、 [8.2-B2]	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-13-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベアの仕様は第1次申請の表へ5-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へ5-2の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第1次申請〕別表へ5-2-3の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「原料保管設備D型（C-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ5-2に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3) 建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、 [8.2-B2]	—	(注4) 不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5) 換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4) 不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5) 換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5) 換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	(注6) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9) 非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-14-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶受台の仕様は第1次申請の表へ5-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-3の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ5-3-2の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図を参照)を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図を参照)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ5-3に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、 [8.2-B2]	—	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	—
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

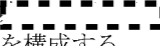

添2表参1-15-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶台車の仕様は第1次申請の表へ5-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-4の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ5-4-2の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の各単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造物を用いて設備・機器を固定している。</p>	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ5-4に示す。
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。</p>	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-16-1 原料保管設備E型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備E型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-6-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ-6-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へ-6-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4、原料搬送設備 No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向：2列以下 面間距離：104 cm以上 棚1列の奥行：80 cm以下 上下方向：9段以下 中心間距離：40 cm以上 設備の高さ：455 cm以下 横方向：無限個 中心間距離：96 cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数：4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	<p>(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p>	<p>第2加工棟 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[4.2-B1]</p>	—	追第1次表へ-6-1に示す。
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ-6-1-2に示す。</p>	<p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p>	<p>第2加工棟^(注2) 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]</p>	<p>第2加工棟^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ-2-1 設計番号：[11.1-F1]</p>	<p>(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p>
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	<p>第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。</p>	<p>第2加工棟 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[5.1-B1]</p>	—	<p>(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。</p>
外部からの衝撃による損傷の防止	—	<p>第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。</p>	<p>第2加工棟 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]</p>	—	

添2表参1-16-1 原料保管設備E型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備E型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-6-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ-6-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へ-6-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	—	追第1次表へ-6-1に示す。
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計としている。 ^(注4)	最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む。)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1] ^(注4)	—	(注4)遮蔽については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ-2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ-2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ-2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-17-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1の仕様は第1次申請の表へ7-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け)をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-1の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ7-1-2の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ7-1に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-18-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2の仕様は第1次申請の表へー7-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へー7-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へー7-2-2の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー7-2に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、 [8.2-B2]	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

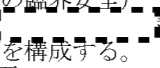
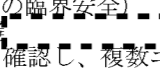
添2表参1-19-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3の仕様は第1次申請の表へ7-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-3の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ7-3-2の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ7-3に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-20-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4の仕様は第1次申請の表へ7-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-4の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ7-4-2の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へ7-4に示す。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、 [11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、 [8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注4)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注4)	—	(注4)不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。 (注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-21-1 ペレット保管ラックB型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ペレット保管ラックB型 No.1の仕様は第1次申請の表へ9-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ9-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へ9-1-3の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-3領域^(注2)を含むの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限（棚配列） ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列 （パレット1個を搬送するペレット搬送設備No.3（ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン、ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車⁽²⁾、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1⁽²⁾、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.2⁽²⁾）及びペレット搬送設備No.4⁽²⁾を含む） 列方向：2列以下 面間距離：93 cm以上 上下方向：10段以下 中心間距離：32 cm以上 ただし、 第1段：床面から44 cm以上 第2段：第1段から49 cm以上 第5段：第4段から39 cm以上 横方向：無限個 中心間距離：63 cm以上 形状寸法制限（ペレット保管容器（保管容器G型）数） 1パレット当たりのペレット保管容器（保管容器G型）個数：4個以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 幅：23 cm以下 長さ：27.5 cm以下 高さ：8 cm以下 パレット上での配置範囲 長さ：62 cm以下 幅：57 cm以下 ペレット層数：7層以下／ペレット保管容器（保管容器G型） ペレットトレイ 厚さ：0.07 cm以上 材質：ステンレス鋼 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板長さ：63 cm以上 吸収板幅：61 cm以上 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：第4段から上方に20～28 cmの間に設置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率1.0 wt%以上）</p> <p>（複数ユニットの臨界安全） —⁽³⁾</p>	<p>（複数ユニットの臨界安全） 第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-3領域^(注2)を含む）では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。</p>	<p>第2加工棟 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]^(注2)</p>	—	<p>追第1次表へ9-1に示す。 （注2）当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。これらの設計については、複数ユニットの臨界安全に係る設計として、設備・機器の仕様表に記載することとする。</p>
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ9-1-2に示す。</p>	<p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p>	<p>第2加工棟^(注3) 仕様表番号：表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]</p>	<p>第2加工棟^(注3) 仕様表番号：追第1次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]</p>	<p>（注3）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p>

添2表参1-21-1 ペレット保管ラックB型 No. 1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット保管ラックB型 No. 1の仕様は第1次申請の表へ9-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ9-1の内容) <small>(注4)</small>	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へ9-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [5.1-B1]	—	追第1次表へ9-1に示す。 (注4)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 <small>(注5)</small>	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	(注5)現状の設備仕様に合わせて、枠取りしていた最大貯蔵能力を適正化することは竜巻対策の直接的対応ではないと整理し、当該設備・機器の仕様表には記載しないこととする。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [9.1-B1]	—	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 <small>(注6)</small>	最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む。)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [22.1-B1]、[22.2-B1] <small>(注6)</small>	—	(注6)遮蔽については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [10.1-B3]	(注7)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [18.1-F1] ^(注10)	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [18.1-F1]	(注8)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [13.1-F1]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [13.1-F2]	(注9)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注10)	— ^(注10)	(注10)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [24.2-F2]	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [24.2-F2]	(注11)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注12) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [25.1-F1]	第2加工棟 ^(注12) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [25.1-F1]、[25.2-F1]	(注12)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

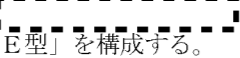
添2表参1-22-1 ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーンの仕様は第1次申請の表へ10-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ10-1の内容)		次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第1次申請〕別表へ10-1-2の内容)		適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
					第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域( を含む) の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。 (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾	(複数ユニットの臨界安全) 第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-3領域( を含む) では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [4.2-B1] ^(注2)	—	追第1次表へ10-1に示す。 (注2) 当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。これらの設計については、複数ユニットの臨界安全に係る設計として、設備・機器の仕様表に記載することとする。		
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ10-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 — ^(注4)	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [11.1-F1]	(注3) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。		
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [5.1-B1]	—	(注4) 建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。		
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	—		
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注5)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注5)	—	(注5) 不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。		
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [10.1-B3]	(注6) 換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。		
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [21.1-B1]	—	—		
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [18.1-F1] ^(注9)	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [18.1-F1]	(注7) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。		
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [13.1-F1]	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [13.1-F2]	(注8) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。		
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注9)	— ^(注9)	(注9) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。		
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [24.2-F2]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [24.2-F2]	(注10) 非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。		
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号: 表へ2-1 設計番号: [25.1-F1]	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号: 追第1次表へ2-1 設計番号: [25.1-F1]、[25.2-F1]	(注11) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。		

添2表参1-23-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ペレット保管ラックE型 No. 2-1の仕様は第1次申請の表へー12-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へー12-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へー12-1-3の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域（を含む）の単一ユニット「ペレット保管ラックE型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限（棚配列） ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 棚のペレット保管容器列数：2列以下 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離：46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数：2段以下 棚収納部高さ：9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦：34 cm以下 横：34 cm以下 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率1.0 wt%以上）</p> <p>[3.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域（を含む）では、単一ユニットの配置を立体角法により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように「ペレット保管ラックE型」等の単一ユニットを配置している。核的に安全な配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	<p>（複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p>	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	—	追第1次表へー12-1に示す。
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とし、視認性の確保が必要な扉はステンレス鋼及びポリカーボネート製としている。 材料を別表へー12-1-2に示す。</p>	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注3)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注3)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	—	



添2表参1-23-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ペレット保管ラックE型 No. 2-1の仕様は第1次申請の表へー12-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へー12-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へー12-1-3の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計としている。 ^(注4)	最大貯蔵能力に見合うウランが存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1] ^(注4)	—	追第1次表へー12-1に示す。 (注4)遮蔽については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	—	第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3]	(注5)換気に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注8)	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]	(注6)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F2]	(注7)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	(注8)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注9)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注10)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-24-1 燃料棒保管ラックB型 No. 1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒保管ラックB型 No. 1の仕様は第1次申請の表へー13-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へー13-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へー13-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域( を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向:2列 列間距離:400 cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48 cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37 cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅:40 cm以上 吸収板長さ:400 cm以上 吸収板厚さ:0.18 cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上) (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾	(複数ユニットの臨界安全) 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域( を含む)では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[4.2-B1] ^(注2)	—	追第1次表へー13-1に示す。 (注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。これらの設計については、複数ユニットの臨界安全に係る設計として、設備・機器の仕様表に記載することとする。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-1-2に示す。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]	(注3)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注4)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]	—	(注4)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 ^(注5)	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	(注5)現状の設備仕様に合わせて、枠取りしていた最大貯蔵能力を適正化することは竜巻対策の直接的対応ではないと整理し、当該設備・機器の仕様表には記載しないこととする。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[9.1-B1]	—	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 ^(注6)	最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[22.1-B1]、[22.2-B1] ^(注6)	—	(注6)遮蔽については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
警報設備等	—	液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[18.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[18.1-F1]	(注7)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[13.1-F2]	(注8)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注9)	— ^(注9)	(注9)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注10)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注11)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-25-1 燃料棒保管ラックB型 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒保管ラックB型 No.2の仕様は第1次申請の表へー13-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第1次申請]表へー13-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第1次申請]別表へー13-2-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(■を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向:2列 列間距離:400 cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48 cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37 cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅:40 cm以上 吸収板長さ:400 cm以上 吸収板厚さ:0.18 cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上) (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾	(複数ユニットの臨界安全) 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域(■を含む)では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[4.2-B1] ^(注2)	—	追第1次表へー13-2に示す。 (注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。これらの設計については、複数ユニットの臨界安全に係る設計として、設備・機器の仕様表に記載することとする。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-2-2に示す。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]	(注3)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注4)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]	—	(注4)建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 ^(注5)	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	(注5)現状の設備仕様に合わせて、枠取りしていた最大貯蔵能力を適正化することは竜巻対策の直接的対応ではないと整理し、当該設備・機器の仕様表には記載しないこととする。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[9.1-B1]	—	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 ^(注6)	最大貯蔵能力に見合うウランが存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[22.1-B1]、[22.2-B1] ^(注6)	—	(注6)遮蔽については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
警報設備等	—	液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[18.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[18.1-F1]	(注7)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[13.1-F2]	(注8)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注9)	— ^(注9)	(注9)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注10)非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号:表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注11) 仕様表番号:追第1次表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注11)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

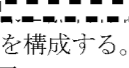
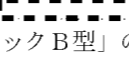
添 2 表 参 1 - 2 6 - 1 燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッククレーン^(注 1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注 1：燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッククレーンの仕様は第 1 次申請の表へ 1 4 - 1 に記載している。第 1 次申請は原規規発第 1910082 号（令和元年 10 月 8 日付け）にて認可（熊原第 20-003 号（令和 2 年 4 月 6 日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第 1 次申請〕表へ 1 4 - 1 の内容	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第 1 次申請〕別表へ 1 4 - 1 - 3 の内容	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第 4 次申請	第 5 次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 5 領域 ( を含む) の単一ユニット「燃料棒保管ラック B 型」を構成する。 濃縮度 5 wt% 以下 形状寸法制限（容器数） 燃料棒保管容器（保管容器 H 型）1 個を搬送する。 (複数ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾	(複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 5 領域は、第 2 加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ 30.5 cm 以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第 2 - 5 領域 ( を含む) では、1 つの単一ユニット「燃料棒保管ラック B 型」のみを配置している。	第 2 加工棟 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[4.2-B1] ^(注 2)	—	追第 1 次表へ 1 4 - 1 に示す。 (注 2) 当該領域内には 1 つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第 2 加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。これらの設計については、複数ユニットの臨界安全に係る設計として、設備・機器の仕様表に記載することとする。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ 1 4 - 1 - 2 に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第 2 加工棟に設置している。 第 2 加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第 2 加工棟 ^(注 3) 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第 2 加工棟 ^(注 3) 仕様表番号：追第 1 次表ハ - 2 - 1 設計番号：[11.1-F1]	(注 3) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注 4)	第 2 加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第 2 加工棟 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[5.1-B1]	—	(注 4) 建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第 2 加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第 2 加工棟 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注 5)	第 2 加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第 2 加工棟 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注 5)	—	(注 5) 不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
警報設備等	—	液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第 2 加工棟に設置している。	第 2 加工棟 ^(注 6) 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[18.1-F1]	第 2 加工棟 ^(注 6) 仕様表番号：追第 1 次表ハ - 2 - 1 設計番号：[18.1-F1]	(注 6) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第 2 加工棟に設置している。	第 2 加工棟 ^(注 7) 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[13.1-F1]	第 2 加工棟 ^(注 7) 仕様表番号：追第 1 次表ハ - 2 - 1 設計番号：[13.1-F2]	(注 7) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第 2 加工棟に設置している。	— ^(注 8)	— ^(注 8)	(注 8) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第 2 加工棟に設置している。	第 2 加工棟 ^(注 9) 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[24.2-F2]	第 2 加工棟 ^(注 9) 仕様表番号：追第 1 次表ハ - 2 - 1 設計番号：[24.2-F2]	(注 9) 非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第 2 加工棟に設置している。	第 2 加工棟 ^(注 10) 仕様表番号：表ハ - 2 - 1 設計番号：[25.1-F1]	第 2 加工棟 ^(注 10) 仕様表番号：追第 1 次表ハ - 2 - 1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注 10) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-27-1 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアの仕様は第1次申請の表へー14-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第1次申請]表へー14-2の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第1次申請]別表へー14-2-2の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-5領域  を含む）の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限（容器数） 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する。 （複数ユニットの臨界安全） — ⁽²⁾	（複数ユニットの臨界安全） 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域  を含む）では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] ^(注2)	—	追第1次表へー14-2に示す。 （注2）当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。これらの設計については、複数ユニットの臨界安全に係る設計として、設備・機器の仕様表に記載することとする。
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー14-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	（注3）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	— ^(注4)	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	—	（注4）建物内に設置する設備・機器の仕様表には、地盤に係る設計として建物の床、壁等に固定することを記載する。
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]、[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 ^(注5)	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]、[9.1-B2] ^(注5)	—	（注5）不正アクセス遮断については、建物に係る設計として整理し、建物の仕様表に記載する。
警報設備等	—	液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]	第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]	（注6）建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]	第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F2]	（注7）建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	— ^(注8)	— ^(注8)	（注8）放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	（注9）非常用電源設備に係る設計は、建物と設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	第2加工棟 ^(注10) 仕様表番号：追第1次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	（注10）建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-28-1 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況
 注1：気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）の仕様は第2次申請の表ト-2-1に記載している。第2次申請は原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第2次申請〕表ト-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第2次申請〕別表ト-2-1-1の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
換気設備	—	[9.3-F1] 第2加工棟には、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるため、気体廃棄設備 No.1 は、ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。	—	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） ^(注2) 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[23.1-F2]	追第2次表ト-2-1に示す。 (注2)気体廃棄設備（フィルタユニット）に係る設計を含む。
廃棄施設	—	[14.1-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものである。	—	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） ^(注2) 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[20.1-F3]	
廃棄施設	—	[14.4-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。	—	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） ^(注2) 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[20.1-F5]	

添2表参1-29-1 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況
 注1: 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトの仕様は第2次申請の表ト-2-2に記載している。第2次申請は原規規発第1912022号(令和元年12月2日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第2次申請]表ト-2-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第2次申請]別表ト-2-2-1の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
閉じ込めの機能	—	[7.6-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しており、核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものである。	—	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P 設-2-4 設計番号: [10.1-F4] 第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [10.1-B3]	追第2次表ト-2-2に示す。 (注2)気体廃棄設備(排風機、ダクト)に係る設計を含む。
換気設備	—	[9.1-F1] 第2加工棟には、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるため、気体廃棄設備 No.1 は、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであり、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造である。	—	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P 設-2-4 設計番号: [23.1-F2]	
廃棄施設	—	[14.1-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものである。	—	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P 設-2-4 設計番号: [20.1-F3]	
廃棄施設	—	[14.3-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものである。	—	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P 設-2-4 設計番号: [20.1-F5]	

添2表参1-30-1 試験開発設備 試験設備ベース^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況
 注1：試験開発設備 試験設備ベースの仕様は第2次申請の表リ-2-6に記載している。第2次申請は原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第2次申請]表リ-2-6の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第2次申請]別表リ-2-6-1の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。	[4.3-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] ^(注2)	—	追第2次表リ-2-6に示す。 (注2) 塗装の材料については、第2加工棟の仕様表の核燃料物質等による汚染の防止の欄に併せて記載することで整理する。
核燃料物質等による汚染の防止	[10.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。	[10.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	—	

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へー2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第3次申請〕表へー2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第3次申請〕別表へー2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1] 第1加工棟（土間コンクリートを除く）は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群（泉南累層）とする設計。</p> <p>【既設杭】 ○既設杭仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層及び砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料 鉄筋コンクリート杭 250φ及び300φ ・杭先端深さ 約G.L-5 m～9 m ・杭配置 図へー2-1-6</p> <p>【増設杭】 ○補強タイプ31仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭（スクリューパイル EAZET） 国土交通大臣認定番号 TACP-0353（粘土質層） 267.4φ×8.0（STK490） 羽根径580 mm×2本（C'-18通り） ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約G.L-9 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-33</p> <p>○補強タイプ34仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭（スクリューパイル EAZET） 国土交通大臣認定番号 TACP-0353（粘土質層） 267.4φ×8.0（STK490） 羽根径580 mm×4本（D-18通り） 羽根径580 mm×4本（D-20A通り） ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約GL-8 m～10 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-34</p> <p>【土間コンクリート】 ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層）</p> <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1加工棟では液状化のおそれがないことを確認した⁽¹⁸⁾。</p> <p>[5.1-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する設計。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へー2-1-9）。</p>	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置する又は固定する設計。</p>	—	<p>消火設備 屋外消火栓^(注2) 仕様表番号：追第3次表へー2-1 設計番号：[6.1-F1]</p>	<p>追第3次表へー2-1に示す。 (注2)消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p>

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1] 第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類（割増係数1.0）とする設計。 第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。</p> <p>○耐震補強の改造仕様 別表へ-2-1-1～別表へ-2-1-7に示す。 ・耐震のための補強箇所 図へ-2-1-1、図へ-2-1-6～図へ-2-1-18に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表へ-2-1-2（1/2）～（2/2）、別表へ-2-1-3、図へ-2-1-21～図へ-2-1-34に示す。</p> <p>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽¹⁹⁾</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計とする。⁽²⁰⁾</p> <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備（緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））は撤去を行う。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p>	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類として固定する設計。</p>	—	<p>消火設備 屋外消火栓^(注2) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[6.1-F1]</p>	<p>追第3次表へ-2-1に示す。 (注2)消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p>

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>（竜巻） [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻（F1、最大風速49 m/s）による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という。）は、設計竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>【改造部】</p> <p>○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造⁽⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 外部扉改造：扉配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4及び図へ-2-1-35-1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へ-2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へ-2-1-36、図へ-2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-4に示す。 <p>○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止⁽⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へ-2-1-46～図へ-2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-5に示す。 <p>○安全機能を期待しない第4-8廃棄物貯蔵室の北側の旧前室、第1事務室の北側の旧前室を撤去</p> <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へ-2-1-60～図へ-2-1-61に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へ-2-1-11に示す。</p> <p>（落雷） —⁽⁶⁾</p>	—	—	—	本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容 追第3次表へ-2-1に示す。

添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>（極低温） [8.1-F2] 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計⁽⁷⁾。 なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> <p>（降下火砕物） [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える設計。</p> <p>（積雪） [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる29 cmの積雪に耐える設計。</p> <p>（生物学的事象） —⁽⁸⁾</p> <p>（航空機落下） —⁽⁹⁾</p> <p>（森林火災、外部火災）⁽¹⁰⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へ-2-1-12に示す。</p> <p>（電磁的障害） —⁽¹¹⁾</p> <p>（交通事故） —⁽¹²⁾</p>	[8.1-F2] 過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、屋外消火栓に断熱材付きの配管を用いる設計。	—	消火設備 屋外消火栓 ^(註2) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[8.1-F2]	追第3次表へ-2-1に示す。 (注2)消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1] 消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40mとし、第1加工棟全域を包含できるように設置する設計⁽¹³⁾。 消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（消火設備 屋外消火栓） ・消火設備 屋外消火栓：1式⁽¹³⁾ ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</p> <p>消火設備 屋外消火栓の配置を図り-4-1-5に示す⁽¹³⁾。</p> <p>消火栓の系統図を図り-4-1-10に示す。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> <p>屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へ-2-1-62に示す。</p> <p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（消火設備 消火器） ・ABC粉末消火器10型：20本 ・ABC粉末消火器20型：13本 ・ABC粉末消火器50型：2本</p> <p>消火設備 消火器の配置を図り-4-1-4に示す。</p> <p>[11.1-F2] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。 警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）） ・熱感知器（スポット型）：27台 ・煙感知器（スポット型）：35台 ○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）） ・受信機（P型受信機）：1台</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図り-4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図り-4-1-9に示す。</p>	<p>[11.1-F1] 消防法に基づき屋外消火栓を設置する設計。屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備で動作可能とする設計。</p>	—	<p>消火設備 屋外消火栓^(注3) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[11.1-F1]</p>	<p>追第3次表へ-2-1に示す。 (注3)消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプに係る設計を含む。</p>

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へー2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （〔第3次申請〕表へー2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （〔第3次申請〕別表へー2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1] ○火災の発生防止 第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。 使用する材料を別表へー2-1-1～別表へー2-1-8に示す。</p> <p>[11.3-B2] ○火災の影響緩和 第1加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。 各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。 ○火災対策のための補強箇所 図へー2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照 ○火災区画の設定及び関連図面 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画 ・火災区画ごとの材料及び厚さ： 図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2 図へー2-1-35-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表1 図へー2-1-35-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表2 図へー2-1-43 第1加工棟 第4-3廃棄物貯蔵室 東側壁（防火区画） 図へー2-1-44 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 東側壁1（防火区画） 図へー2-1-45 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 東側壁2（防火区画） 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画</p> <p>○火災区画 1P-1の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上：1時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（第4-7廃棄物貯蔵室天井スラブ） （鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間）</p> <p>○火災区画 1P-2の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火扉） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（第4-7廃棄物貯蔵室天井スラブ） （鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</p>	—	—	—	本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容 追第3次表へー2-1に示す。

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へー2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へー2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へー2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-6（旧前室）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備（防火扉） 北面区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 北面特定防火設備（防火扉KSD-2）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図り-4-1-6に示す。</p>	—	—	—	本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容 追第3次表へー2-1に示す。

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
安全避難通路等	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（緊急設備） ・非常用照明⁽¹⁴⁾：15 台 ・誘導灯⁽¹⁴⁾：47 台</p> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図り-4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p>	<p>[13.1-F2] 加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する設計。</p>	—	<p>緊急設備 可搬型照明 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[13.1-F2]</p>	追第3次表へ-2-1に示す。
安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p>	—	<p>消火設備 屋外消火栓^(注2) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[14.1-F1]</p>	(注2)消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。
	<p>[14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p>	<p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>	—	<p>消火設備 屋外消火栓^(注2) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[14.1-F1]</p>	(注2)消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。
非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、バッテリーを内蔵する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））のバッテリーから給電する設計。</p> <p>[24.2-F2] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 なお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p>	<p>[24.2-F2] 非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p>	—	<p>消火設備 屋外消火栓^(注4) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[24.2-F2]</p>	(注4)消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプに係る設計を含む。

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
通信連絡設備	<p>[25.1-F1] 所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））を設置する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の配置を図り-4-1-2に示す。 所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）の系統図を図り-4-1-7に示す。所内全体の放送性能は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）⁽¹⁴⁾）：10台 ・所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））：1台 ・所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））：5台 <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）⁽¹⁷⁾に接続する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））には、所内携帯電話機（PHS）が付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の系統図を図り-4-1-8に示す。通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> <p>[25.2-F1] 加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。 なお、通信連絡設備 所外通信連絡設備は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p>	<p>[25.1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。</p>	—	<p>通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[25.1-F1]</p>	<p>追第3次表へ-2-1に示す。</p> <p>(注5)通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクから、事業所内の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））への放送が可能とする。</p>
		<p>[25.1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。</p>	—	<p>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））^(注5) 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[25.1-F1]</p>	
		<p>[25.2-F1] 加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。</p>	—	<p>通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様表番号：追第3次表へ-2-1 設計番号：[25.2-F1]</p>	

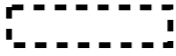
添2表参1-32-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ガンマ線エリアモニタ 検出器の仕様は第3次申請の表チ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第3次申請]表チ-2-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第3次申請]別表チ-2-1-2の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表チ-2-1-2）。	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）により警報を発する設計。	—	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様表番号：表チ-設-8-2 設計番号：[18.1-F1]	追第3次表チ-2-1に示す。
放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表チ-2-1-2）。	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）により警報を発する設計。	—	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様表番号：表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1] 第2加工棟(本体)の基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第2加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 また、直接基礎の支持層は、一部地盤改良を行い、N値10以上の洪積層である大阪層群とする。 ○支持地盤 ・支持方法 N値10以上の洪積層(粘土層及び砂層)に、一部地盤改良を行い、直接基礎(べた基礎)で支持させる。 ・支持層深さ 約GL-3m～GL-6m(地盤改良部下端) ・基礎伏図 図ハ-2-1-2-1 ・地盤改良 ぐり石コンクリート置換 </p> <p>地盤改良の範囲及び土質柱状図を図ハ-2-1-1-2に示す。</p> <p>{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049}緊急設備 防護壁、{8050}緊急設備 コンクリート閉止部、{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。
	<p>[5.1-F1] 以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。 ・{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ・{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ・{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ・{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ・{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・{8011}消火設備 自動式の消火設備 ・{8027}緊急設備 避難通路 ・{8029}緊急設備 非常用照明 ・{8029-4}緊急設備 誘導灯 ・{8052}緊急設備 漏水検知器 ・{8065}緊急設備 遮水板 ({8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹⁵⁾</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は{8012}消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。 ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹⁵⁾</p>	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。</p>	—	{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-F1]	
	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>	—	{8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-F1] ^(註2)	(注2)緊急設備 遮水板の地盤に係る設計は、配管を設置する建物との間で設計を取り合う。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容	
			第4次申請	第5次申請(本申請)		
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1] 第2加工棟建物の耐震重要度分類は第1類とする。 第2加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>○耐震補強の改造仕様 ・耐震のための補強箇所 図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表ハ-2-1-1に示す。</p> <p>○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする⁽¹⁾。</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第2加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る⁽²⁾。</p> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。	
	<p>[6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。 ・{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ・{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ・{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ・{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ・{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・{8029} 緊急設備 非常用照明 ・{8029-4} 緊急設備 誘導灯</p> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟に固定する又は{8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。 ({8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部に有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。 ({8011} 消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は、耐震重要度分類を第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。 ({8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟に固定する又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>[6.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した開口部に有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。</p> <p>[6.1-F1] 耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。</p>	—	—	<p>{8012} 消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[6.1-F1]</p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[6.1-F1]</p> <p>{8052} 緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[6.1-F1]^(注3)</p>	(注3) 緊急設備 遮水板の地震に係る設計は、配管を設置する建物との間で設計を取り合う。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第2加工棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第2加工棟のF1 竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1 竜巻防護境界」という。)の壁は、F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある部分は、F1 飛来物の貫通を防止する厚さを確保する。 F1 竜巻防護境界の扉はF1 竜巻対策扉とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のあるF1 竜巻対策扉の前には{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重からF1 竜巻対策扉を防護する。 1階11通りC-D間の外部扉及び南面2階A通り8-9間の給気ガラリーを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1 竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリーなどの開口部を設けない。 更なる安全対策として、第2加工棟の3階の試料保管棚の周囲には試料保管棚を防護するための{8049}緊急設備防護壁を設置する。</p> <p>○F1 竜巻対策扉⁽³⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 仕様を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-23に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-2に示す。 <p>○{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵</p> <p>北側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-16に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-6に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>南側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-15に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-5に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>コンクリート充填扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-3、図ハ-2-1-3-4に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3に示す。 <p>扉1-1袖壁、扉1-2袖壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-7に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>防護柵 No.1、防護柵 No.2、防護柵 No.3、防護柵 No.4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-10～図ハ-2-1-3-13に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-5に示す。 <p>○{8050}緊急設備 コンクリート閉止部⁽⁹⁾ 閉止部①、閉止部②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 仕様を図ハ-2-1-3-14、図ハ-2-1-3-15に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-6に示す。 <p>○{8049}緊急設備 防護壁 試料保管棚防護壁 No.1、試料保管棚防護壁 No.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-13に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-8、図ハ-2-1-3-9に示す。 ・材料 材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避雷針(むね上げ導体を含む):1式 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(落雷) [8.1-B6] 建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第二百九条の十四に基づき、高さ20mを超える第2加工棟に避雷設備である避雷針(むね上げ導体を含む)を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない⁽⁴⁾。 避雷針の配置を図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17に示す。</p> <p>(極低温(凍結)) [8.1-F2] {8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。⁽¹²⁾ ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5g/cm³とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29cmの積雪に耐える。</p>	<p>[8.1-F2] {8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。</p>	—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-F2]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] {6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1 ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。 ({6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1 ダクトは次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁶⁾</p>	<p>[8.1-F4] 気体廃棄設備No.1のダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p>	—	<p>{6047}気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-1 設計番号：[99-F7] {6047-2}気体廃棄設備No.1系統III系統VI(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-2 設計番号：[99-F7] {6047-3}気体廃棄設備No.1系統IV(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-3 設計番号：[99-F7] {6047-4}気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-4 設計番号：[99-F7]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) [8.1-B5] [8.2-B2]</p> <p>想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第2加工棟南面(A通り)外壁の1階から3階の一部を10cm以上増し打ち、南面(A通り)1階3-4通り間の大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10cm以上の防護増し打ち壁を設ける(A通り3階の9-11通り間は、竜巻飛来物対策との共通対策)。 想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は200℃を超えない。</p> <p>○外壁増し打ち 南面増し打ちの構造、寸法を図ハ-2-1-3-18及び図ハ-2-1-3-19に示す。</p> <p>○大型搬入口扉防護増し打ち壁 大型搬入口扉防護増し打ち壁の構造、寸法を図ハ-2-1-3-20に示す。</p> <p>防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-5に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽⁷⁾</p> <p>(交通事故(自動車)) —⁽⁸⁾</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。</p> <p>[10.1-B2] 第2加工棟の液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれのある部分は、漏えいの拡大を防ぐ構造とする。 第2加工棟の第1種管理区域の床、及び壁であって人が触れるおそれのある部分(床面からの高さ2mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。 第2加工棟の第1種管理区域境界の床、壁、出入口の扉は、液体状の核燃料物質等の第1種管理区域外への漏えい、及び第1種管理区域外から第1種管理区域内への水の侵入を防止する。 なお、第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3] 第2加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。 第2加工棟の第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧に維持する。 ({6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機は次回以降申請する。)</p> <p>(13)</p>	<p>[10.1-B3] 第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1 排風機により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧に維持する。</p>	—	<p>{6001}気体廃棄設備No.1系統Ⅰ(部屋排気系統)排風機(301-F) {6002}気体廃棄設備No.1系統Ⅱ(部屋排気系統)排風機(302-F) {6005}気体廃棄設備No.1系統Ⅴ(局所排気系統)排風機(305-F) 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[10.1-F4] {6003}気体廃棄設備No.1系統Ⅲ(部屋排気系統)排風機(303-F) {6006}気体廃棄設備No.1系統Ⅵ(局所排気系統)排風機(306-F) 仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[10.1-F4] {6004}気体廃棄設備No.1系統Ⅳ(部屋排気系統)排風機(304-F) 仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[10.1-F4] {6007}気体廃棄設備No.1系統Ⅶ(部屋排気系統)排風機(307-F) {6008}気体廃棄設備No.1系統Ⅷ(局所排気系統)排風機(308-F) 仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[10.1-F4]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]⁽¹⁴⁾ 第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度あるよう能力単位の5倍以上の粉末消火器⁽⁹⁾を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。{8010}消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数({8010}消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC粉末消火器10型：102本 ・ABC粉末消火器50型：17本 ・BC粉末消火器20型：19本 ・金属火災用消火器：3本 ・二酸化炭素消火器：1本 ・乾燥砂(消火用)：2個 <p>{8010}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。</p> <p>第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。 ({8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 ({8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[11.1-F1] {8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。</p>	—	{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	追第4次表ハ-2-1に示す。
		<p>[11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、{8011}消火設備 自動式の消火設備を設置する。</p>	—	{8011}消火設備 自動式の消火設備 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	
		<p>[11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを設置する。</p>	—	{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F2]⁽¹⁴⁾ 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数({8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)) ・熱感知器(スポット型): 280台 ・煙感知器(スポット型): 90台</p> <p>○設備の員数({8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)) ・受信機(P型受信機): 1台</p> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1~図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-11に示す。</p> <p>[11.3-B1] 第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。 第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-9に示す。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第百二条に基づく防火区画⁽¹⁰⁾を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区域2P-1・火災区画2P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備(防火戸)及び防火板 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画床(ALCパネル厚さ100mm以上:1時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-2・火災区画2P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸)及び防火板 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区域2P-3・火災区画2P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-4・火災区画2P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸、防火シャッター)及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5(I)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸)及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) <p>防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間)</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5(Ⅱ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備(防火戸)及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画床(ALCパネル厚さ100mm以上:1時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-6・火災区画2P-6の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸、防火シャッター)及び水平シャッター <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) 水平シャッター(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7(Ⅰ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7(Ⅱ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区域2P-8・火災区画2P-8の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) <p>○火災区域2P-9・火災区画2P-9の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7(I)になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B3]⁽¹⁶⁾ 火災区域間の延焼を防止するために、建築基準法施行令第百二十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管が貫通する壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8029}緊急設備非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8029}緊急設備非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-B2] 溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。 溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <p>○{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 堰、密閉構造扉及び流入経路の位置を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53に示す。 ・構造、寸法 堰、密閉構造扉及び流入経路の構造、寸法を図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-48に示す。 ・材料 堰、密閉構造扉及び流入経路で使用する材料を別表ハ-2-1-8に示す。 <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタルその他の不燃材料(防水機能付)によりシールし、溢水の拡大を防止する。</p>	—	—	—	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。 ({8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。 ({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。 ({8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>[12.1-F4] 震度5弱相当の地震時には、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。</p> <p>[12.1-F4] 粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。</p>	—	{8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4]	追第4次表ハ-2-1に示す。
			—	{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様表番号： 表リ-2-1、 追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4]	
			—	{8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4] {8058}緊急設備 防水カバー 仕様表番号： 表ハ-2 P設-3-1、 表ハ-2 P設-3-2、 表ハ-2 P設-6-1、 表ハ-2 P設-13-1 設計番号：[12.1-F4]	
安全避難通路等	<p>[13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯⁽¹⁴⁾を設置する。</p> <p>○設備の員数(緊急設備) ・{8029}非常用照明：94台 ・{8029-4}誘導灯：74台</p> <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。</p>	—	{8038-4}緊急設備 可搬型照明 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F2]	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>(第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[14.1-F1]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
警報設備等	<p>[18.1-F1] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知することができるように設け、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災を検知した場合に警報を発する</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 ({6048}気体廃棄設備No.1 差圧計は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。 ({8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[18.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。</p> <p>[18.1-F1] {8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。</p>	—	<p>{6048}気体廃棄設備No.1 系統I 系統II 系統V 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[18.1-F1] {6048-2}気体廃棄設備No.1 系統III 系統VI 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[18.1-F1] {6048-3}気体廃棄設備No.1 系統IV 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[18.1-F1] {6048-4}気体廃棄設備No.1 系統VII 系統VIII 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[18.1-F1]</p>	—

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
換気設備	<p>[23.1-B1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約1.3×10^4 (m³)</p> <p>{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力：約1.3×10^5 (m³/時)</p> <p>({6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[23.1-B1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p>	—	<p>{6001}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F)</p> <p>{6002}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)</p> <p>{6005}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-1</p> <p>設計番号：[10.1-F4]</p> <p>{6003}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)</p> <p>{6006}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-2</p> <p>設計番号：[10.1-F4]</p> <p>{6004}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 排風機 (304-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-3</p> <p>設計番号：[10.1-F4]</p> <p>{6007}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)</p> <p>{6008}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-4</p> <p>設計番号：[10.1-F4]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
非常用電源設備	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[24.2-F1]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ・{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・{8029}緊急設備 非常用照明 ・{8029-4}緊急設備 誘導灯 ・{8012}消火設備 屋内消火栓 <p>({8012}消火設備 屋内消火栓、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯、{8012}消火設備 屋内消火栓は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[24.2-F2]</p> <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-7-1</p> <p>設計番号：[24.1-F1]</p> <p>{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-8-1</p> <p>設計番号：[24.1-F1]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
		<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[24.2-F2]</p> <p>{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-9-1</p> <p>設計番号：[24.1-F1]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
通信連絡設備	<p>[25.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を設置し、アンプに付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。 ({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクから、{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、 {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)の配置を図リ-2-1-2-1~図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10示す。</p> <p>○設備の員数(通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007} 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))：66台 ・{8007-12} 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))：1台 ・{8007-11} 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))：15台 ・{8007-13} 所内通信連絡設備(固定電話機)：23台 	<p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクから、事業所内の{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))への放送が可能とする。</p>	—	{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	追第4次表ハ-2-1に示す。 (注4)事業所内への放送が可能とする設計は、適合性確認を行う通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))により確認する。
			—	{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]	
			—	{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.2-F1]	
	<p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 ({8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p>	—		

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
その他許可で求める仕様	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルートを、図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</p> <p>[99-B4] 第2加工棟の1階の外壁、外部扉は、F3竜巻の風荷重、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物1階の損傷はないため、設備への影響はない。) 2階の外壁は、F3竜巻の風荷重、想定する全てのF3竜巻飛来物の建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(F3竜巻飛来物による鋼製材が外部扉を貫通し、設備が損傷する。但し、燃料集合体及び燃料棒の貯蔵施設は、内壁によって防護されるため損傷はない。) 3階の外壁はF3竜巻の風荷重による損傷はないが、F3竜巻飛来物によって外部扉及び一部の外壁は損傷、貫通する。(飛来物が外壁、外部扉を貫通し、設備が損傷する。但し、貯蔵施設は、内壁、防護壁によって損傷はない。) 屋根は、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物屋根の損傷はないため、設備への影響はない。)</p> <p>[99-B5] 第2加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力(1G程度)に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。</p> <p>[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトにダンパーを設ける。 ({6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトは次回以降申請する。)</p> <p><small>(13)</small></p>	<p>[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトにダンパーを設ける。</p>	—	<p>{6047}気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-1 設計番号：[99-F7] {6047-2}気体廃棄設備No.1系統III系統VI(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-2 設計番号：[99-F7] {6047-3}気体廃棄設備No.1系統IV(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-3 設計番号：[99-F7] {6047-4}気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-4 設計番号：[99-F7]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-34-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部の仕様は第4次申請の表ニ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-2-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-2-1に示す。

添2表参1-35-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部の仕様は第4次申請の表ニ-2-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-2-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-2-2(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-2-2に示す。

添2表参1-36-1 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部の仕様は第4次申請の表ニ-2-3に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-2-3の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-2-3 (別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請 (本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P 設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P 設-2-1、 表ニ-2 P 設-3-1、 表ニ-2 P 設-3-2、 表ニ-2 P 設-4-1、 表ニ-2 P 設-4-2、 表ニ-2 P 設-4-3、 表ニ-2 P 設-5-1、 表ニ-2 P 設-5-2、 表ニ-2 P 設-6-1、 表ニ-2 P 設-6-2、 表ニ-2 P 設-6-3、 表ニ-2 P 設-6-4、 表ニ-2 P 設-6-5、 表ニ-2 P 設-7-1、 表ニ-2 P 設-7-2、 表ニ-2 P 設-7-3、 表ホ-2 P 設-2-1、 表ホ-2 P 設-2-2、 表ホ-2 P 設-3-1、 表ホ-2 P 設-3-2、 表ホ-2 P 設-4-1、 表ホ-2 P 設-4-2、 表ホ-2 P 設-5-1、 表ホ-2 P 設-6-1、 表ホ-2 P 設-7-1、 表ホ-2 P 設-8-1、 表ホ-2 P 設-8-2、 表ホ-2 P 設-8-3、 表ヘ-2 P 設-22-1、 表ヘ-2 P 設-22-2、 表ヘ-2 P 設-23-1</p> <p>設計番号: [4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-2-3に示す。

添 2 表 参 1 - 3 7 - 1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注 1：ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部の仕様は第 4 次申請の表ニ-2-4 に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第 4 次申請]表ニ-2-4 の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第 4 次申請]表ニ-2-4 (別表 3) の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第 4 次申請	第 5 次申請 (本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第 2 - 4 領域に配置する図ニ-2 P 設-1 に示す設備・機器 仕様表番号： 追第 4 次表ニ-2-1、 追第 4 次表ニ-2-2、 追第 4 次表ニ-2-3、 追第 4 次表ニ-2-4、 追第 4 次表ニ-3-1、 追第 4 次表ニ-4-1、 追第 4 次表ニ-5-1、 追第 4 次表ニ-5-2、 追第 4 次表ニ-6-1、 追第 4 次表ニ-6-2、 追第 4 次表ニ-6-3、 追第 4 次表ニ-6-4、 追第 4 次表ニ-7-1、 追第 4 次表ニ-7-2、 追第 4 次表ニ-7-3、 追第 4 次表ニ-7-4、 追第 4 次表ニ-8-1、 追第 4 次表ニ-9-1、 追第 4 次表ニ-10-1、 追第 4 次表ニ-11-1、 追第 4 次表ニ-11-2、 追第 4 次表ニ-11-3、 追第 4 次表ニ-12-1、 追第 4 次表ニ-13-1、 追第 4 次表ニ-14-1、 追第 4 次表ニ-14-2、 追第 4 次表ニ-15-1、 追第 4 次表ニ-16-1、 追第 4 次表ニ-17-1、 追第 4 次表ニ-18-1、 追第 1 次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P 設-2-1、 表ニ-2 P 設-3-1、 表ニ-2 P 設-3-2、 表ニ-2 P 設-4-1、 表ニ-2 P 設-4-2、 表ニ-2 P 設-4-3、 表ニ-2 P 設-5-1、 表ニ-2 P 設-5-2、 表ニ-2 P 設-6-1、 表ニ-2 P 設-6-2、 表ニ-2 P 設-6-3、 表ニ-2 P 設-6-4、 表ニ-2 P 設-6-5、 表ニ-2 P 設-7-1、 表ニ-2 P 設-7-2、 表ニ-2 P 設-7-3、 表ホ-2 P 設-2-1、 表ホ-2 P 設-2-2、 表ホ-2 P 設-3-1、 表ホ-2 P 設-3-2、 表ホ-2 P 設-4-1、 表ホ-2 P 設-4-2、 表ホ-2 P 設-5-1、 表ホ-2 P 設-6-1、 表ホ-2 P 設-7-1、 表ホ-2 P 設-8-1、 表ホ-2 P 設-8-2、 表ホ-2 P 設-8-3、 表ヘ-2 P 設-22-1、 表ヘ-2 P 設-22-2、 表ヘ-2 P 設-23-1</p> <p>設計番号：[4.2-F1]</p>	追第 4 次表ニ-2-4 に示す。

添2表参1-38-1 燃料棒解体装置 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒解体装置 No.1の仕様は第4次申請の表ニ-3-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-3-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-3-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-3-1に示す。

添2表参1-39-1 燃料棒トレイ置台^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒トレイ置台の仕様は第4次申請の表ニ-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-4-1(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下方向段数:1段 装荷部高さ:40 cm以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm以下 面間距離:30.5 cm以上 長さ方向:無限長さ <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料棒列数:18列以下 トレイ段数:5段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm以上 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器</p> <p>仕様表番号:</p> <ul style="list-style-type: none"> 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1 <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-4-1に示す。

添2表参1-40-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部の仕様は第4次申請の表ニ-5-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-5-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-5-1(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P 設-1に示す設備・機器</p> <p>仕様表番号:</p> <ul style="list-style-type: none"> 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P 設-2-1、 表ニ-2 P 設-3-1、 表ニ-2 P 設-3-2、 表ニ-2 P 設-4-1、 表ニ-2 P 設-4-2、 表ニ-2 P 設-4-3、 表ニ-2 P 設-5-1、 表ニ-2 P 設-5-2、 表ニ-2 P 設-6-1、 表ニ-2 P 設-6-2、 表ニ-2 P 設-6-3、 表ニ-2 P 設-6-4、 表ニ-2 P 設-6-5、 表ニ-2 P 設-7-1、 表ニ-2 P 設-7-2、 表ニ-2 P 設-7-3、 表ホ-2 P 設-2-1、 表ホ-2 P 設-2-2、 表ホ-2 P 設-3-1、 表ホ-2 P 設-3-2、 表ホ-2 P 設-4-1、 表ホ-2 P 設-4-2、 表ホ-2 P 設-5-1、 表ホ-2 P 設-6-1、 表ホ-2 P 設-7-1、 表ホ-2 P 設-8-1、 表ホ-2 P 設-8-2、 表ホ-2 P 設-8-3、 表ヘ-2 P 設-22-1、 表ヘ-2 P 設-22-2、 表ヘ-2 P 設-23-1 <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-5-1に示す。

添2表参1-41-1 脱ガス設備 No.1 運搬台車^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 脱ガス設備 No.1 運搬台車の仕様は第4次申請の表ニ-5-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-5-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-5-2(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P 設-1に示す設備・機器</p> <p>仕様表番号:</p> <ul style="list-style-type: none"> 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P 設-2-1、 表ニ-2 P 設-3-1、 表ニ-2 P 設-3-2、 表ニ-2 P 設-4-1、 表ニ-2 P 設-4-2、 表ニ-2 P 設-4-3、 表ニ-2 P 設-5-1、 表ニ-2 P 設-5-2、 表ニ-2 P 設-6-1、 表ニ-2 P 設-6-2、 表ニ-2 P 設-6-3、 表ニ-2 P 設-6-4、 表ニ-2 P 設-6-5、 表ニ-2 P 設-7-1、 表ニ-2 P 設-7-2、 表ニ-2 P 設-7-3、 表ホ-2 P 設-2-1、 表ホ-2 P 設-2-2、 表ホ-2 P 設-3-1、 表ホ-2 P 設-3-2、 表ホ-2 P 設-4-1、 表ホ-2 P 設-4-2、 表ホ-2 P 設-5-1、 表ホ-2 P 設-6-1、 表ホ-2 P 設-7-1、 表ホ-2 P 設-8-1、 表ホ-2 P 設-8-2、 表ホ-2 P 設-8-3、 表ヘ-2 P 設-22-1、 表ヘ-2 P 設-22-2、 表ヘ-2 P 設-23-1 <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-5-2に示す。

添2表参1-42-1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部の仕様は第4次申請の表ニ-6-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-6-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-6-1(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-6-1に示す。

添2表参1-43-1 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部の仕様は第4次申請の表ニ-6-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 〔第4次申請〕表ニ-6-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 〔第4次申請〕表ニ-6-2(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-6-2に示す。

添2表参1-44-1 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部の仕様は第4次申請の表ニ-6-3に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-6-3の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-6-3(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-6-3に示す。

添2表参1-45-1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部の仕様は第4次申請の表ニ-6-4に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-6-4の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-6-4(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-6-4に示す。

添2表参1-46-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部の仕様は第4次申請の表ニ-7-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-7-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-7-1(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-7-1に示す。

添2表参1-47-1 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部の仕様は第4次申請の表ニ-7-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-7-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-7-2(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-7-2に示す。

添2表参1-48-1 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部の仕様は第4次申請の表ニ-7-3に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-7-3の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-7-3 (別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請 (本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号: [4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-7-3に示す。

添2表参1-49-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部の仕様は第4次申請の表ニ-7-4に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-7-4の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-7-4(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-7-4に示す。

添2表参1-50-1 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) (注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) の仕様は第4次申請の表ニ-8-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-8-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-8-1 (別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請 (本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号: [4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-8-1に示す。

添2表参1-51-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) (注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)の仕様は第4次申請の表ニ-9-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-9-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-9-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-9-1に示す。

添2表参1-52-1 ペレット検査台 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット検査台 No.2の仕様は第4次申請の表ニ-10-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-10-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-10-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-10-1に示す。

添2表参1-53-1 燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部の仕様は第4次申請の表ニ-11-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-11-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-11-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(6))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-11-1に示す。

添2表参1-54-1 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部の仕様は第4次申請の表ニ-11-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-11-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-11-2(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1)及びNo.2-4(6))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-11-2に示す。

添2表参1-55-1 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部の仕様は第4次申請の表ニ-11-3に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-11-3の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-11-3(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-11-3に示す。

添2表参1-56-1 ペレット一時保管台^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ペレット一時保管台の仕様は第4次申請の表ニ-12-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-12-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-12-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(4))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-12-1に示す。

添2表参1-57-1 ペレット検査装置 No. 5^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ペレット検査装置 No. 5 の仕様は第4次申請の表ニ-13-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-13-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-13-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(5))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-13-1に示す。

添2表参1-58-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部の仕様は第4次申請の表ニ-14-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-14-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-14-1(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(6))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2P設-2-1、 表ニ-2P設-3-1、 表ニ-2P設-3-2、 表ニ-2P設-4-1、 表ニ-2P設-4-2、 表ニ-2P設-4-3、 表ニ-2P設-5-1、 表ニ-2P設-5-2、 表ニ-2P設-6-1、 表ニ-2P設-6-2、 表ニ-2P設-6-3、 表ニ-2P設-6-4、 表ニ-2P設-6-5、 表ニ-2P設-7-1、 表ニ-2P設-7-2、 表ニ-2P設-7-3、 表ホ-2P設-2-1、 表ホ-2P設-2-2、 表ホ-2P設-3-1、 表ホ-2P設-3-2、 表ホ-2P設-4-1、 表ホ-2P設-4-2、 表ホ-2P設-5-1、 表ホ-2P設-6-1、 表ホ-2P設-7-1、 表ホ-2P設-8-1、 表ホ-2P設-8-2、 表ホ-2P設-8-3、 表ヘ-2P設-22-1、 表ヘ-2P設-22-2、 表ヘ-2P設-23-1</p> <p>設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-14-1に示す。

添2表参1-59-1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1: ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部の仕様は第4次申請の表ニ-14-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-14-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-14-2 (別表3) の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請 (本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(6)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P 設-1 に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P 設-2-1、 表ニ-2 P 設-3-1、 表ニ-2 P 設-3-2、 表ニ-2 P 設-4-1、 表ニ-2 P 設-4-2、 表ニ-2 P 設-4-3、 表ニ-2 P 設-5-1、 表ニ-2 P 設-5-2、 表ニ-2 P 設-6-1、 表ニ-2 P 設-6-2、 表ニ-2 P 設-6-3、 表ニ-2 P 設-6-4、 表ニ-2 P 設-6-5、 表ニ-2 P 設-7-1、 表ニ-2 P 設-7-2、 表ニ-2 P 設-7-3、 表ホ-2 P 設-2-1、 表ホ-2 P 設-2-2、 表ホ-2 P 設-3-1、 表ホ-2 P 設-3-2、 表ホ-2 P 設-4-1、 表ホ-2 P 設-4-2、 表ホ-2 P 設-5-1、 表ホ-2 P 設-6-1、 表ホ-2 P 設-7-1、 表ホ-2 P 設-8-1、 表ホ-2 P 設-8-2、 表ホ-2 P 設-8-3、 表ヘ-2 P 設-22-1、 表ヘ-2 P 設-22-2、 表ヘ-2 P 設-23-1</p> <p>設計番号: [4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-14-2に示す。

添2表参1-60-1 燃料棒解体装置 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒解体装置 No.2の仕様は第4次申請の表ニ-15-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-15-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-15-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(7))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-15-1に示す。

添2表参1-61-1 計量設備架台 No.9^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：計量設備架台 No.9 の仕様は第4次申請の表ニ-16-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-16-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-16-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(8))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-16-1に示す。

添2表参1-62-1 計量設備架台 No. 10^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：計量設備架台 No. 10の仕様は第4次申請の表ニ-17-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-17-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-17-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(9))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-17-1に示す。

添2表参1-63-1 燃料棒搬送設備 No.9^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料棒搬送設備 No.9の仕様は第4次申請の表ニ-18-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-18-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表ニ-18-1(別表2)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(立体角法による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、 追第4次表ニ-2-2、 追第4次表ニ-2-3、 追第4次表ニ-2-4、 追第4次表ニ-3-1、 追第4次表ニ-4-1、 追第4次表ニ-5-1、 追第4次表ニ-5-2、 追第4次表ニ-6-1、 追第4次表ニ-6-2、 追第4次表ニ-6-3、 追第4次表ニ-6-4、 追第4次表ニ-7-1、 追第4次表ニ-7-2、 追第4次表ニ-7-3、 追第4次表ニ-7-4、 追第4次表ニ-8-1、 追第4次表ニ-9-1、 追第4次表ニ-10-1、 追第4次表ニ-11-1、 追第4次表ニ-11-2、 追第4次表ニ-11-3、 追第4次表ニ-12-1、 追第4次表ニ-13-1、 追第4次表ニ-14-1、 追第4次表ニ-14-2、 追第4次表ニ-15-1、 追第4次表ニ-16-1、 追第4次表ニ-17-1、 追第4次表ニ-18-1、 追第1次表ヘ-12-1、 表ニ-2 P設-2-1、 表ニ-2 P設-3-1、 表ニ-2 P設-3-2、 表ニ-2 P設-4-1、 表ニ-2 P設-4-2、 表ニ-2 P設-4-3、 表ニ-2 P設-5-1、 表ニ-2 P設-5-2、 表ニ-2 P設-6-1、 表ニ-2 P設-6-2、 表ニ-2 P設-6-3、 表ニ-2 P設-6-4、 表ニ-2 P設-6-5、 表ニ-2 P設-7-1、 表ニ-2 P設-7-2、 表ニ-2 P設-7-3、 表ホ-2 P設-2-1、 表ホ-2 P設-2-2、 表ホ-2 P設-3-1、 表ホ-2 P設-3-2、 表ホ-2 P設-4-1、 表ホ-2 P設-4-2、 表ホ-2 P設-5-1、 表ホ-2 P設-6-1、 表ホ-2 P設-7-1、 表ホ-2 P設-8-1、 表ホ-2 P設-8-2、 表ホ-2 P設-8-3、 表ヘ-2 P設-22-1、 表ヘ-2 P設-22-2、 表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p>	追第4次表ニ-18-1に示す。

添2表参1-64-1 燃料集合体保管ラックC型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料集合体保管ラックC型 No.1の仕様は第4次申請の表へ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表へ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表へ-2-1(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)の単一ユニット(No.2-6(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を60 cm以上となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)の南側では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を60 cm以上となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-6領域(南側)に配置する追第4次図へ-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表へ-2-1、 追第4次表へ-2-3 設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表へ-2-1に示す。

添2表参1-65-1 燃料集合体保管ラックC型 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料集合体保管ラックC型 No.2の仕様は第4次申請の表へ-2-2に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表へ-2-2の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表へ-2-2(別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)の単一ユニット(No.2-6(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)には、1つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>	<p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)には、1つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-6領域(北側)に配置する追第4次図へ-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表へ-2-2 設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表へ-2-2に示す。

添2表参1-66-1 燃料集合体保管ラックD型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：燃料集合体保管ラックD型 No.1の仕様は第4次申請の表へ-2-3に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ト-2-3の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表へ-2-3 (別表3)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請 (本申請)	
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)の単一ユニット(No.2-6(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向：2列 横方向：無限個 保管用缶中心間距離：27.5 cm以上 各列に6個に1個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を1列目と2列目で3個ずつずらす。 上下方向：1個 中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：23.3 cm以下 横 内寸：23.3 cm以下 厚さ：0.5 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) 	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を60 cm以上となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	—	<p>第2-6領域(南側)に配置する追第4次図へ-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表へ-2-1、 追第4次表へ-2-3 設計番号：[4.2-F1]</p>	追第4次表へ-2-3に示す。
	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を60 cm以上となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(臨界計算による確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>				

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ト-4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ト-4-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾ 第5廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であるため、{8010-4}消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。</p> <p>{8010-4}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第2項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。</p> <p>○設備の員数({8010-4}消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC粉末消火器50型:2本 ・ABC粉末消火器10型:1本 <p>{8010-4}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 ({8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p>	<p>[11.1-F1]</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</p>	—	{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ 仕様表番号：追第4次表ト-4-1 設計番号：[11.1-F1]	追第4次表ト-4-1に示す。
	<p>[11.1-F2]⁽¹⁸⁾ 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続する。</p> <p>○設備の員数({8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器(スポット型、防爆型):3台 <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の配置を図リ-2-1-6に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-12に示す。 (第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p>	<p>[11.1-F2]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続する。</p>	—	第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) 仕様表番号： 追第4次表ト-4-1、 表ト-W3建-1 設計番号：[24.2-F1]	

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ト-4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ト-4-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とし、不燃性材料で造る。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する。 第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト-4-1-2に示す。</p> <p>[11.3-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。 火災区画の燃焼時間は火災区画の耐火時間を超えない。</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面 図ト-4-1-13 第5廃棄物貯蔵棟 火災区画 ・火災区画ごとの材料及び厚さ： 図ト-4-1-8 第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト 図ト-4-1-11 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図・部材表</p> <p>○火災区画 W5の仕様 ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火戸) ・耐火時間：1.0時間以上 区画境界壁(鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間) 特定防火設備(防火戸)(骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの：1時間) 図ト-4-1-9 第5廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図、建具表</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟屋内にケーブルを使用する場合には、難燃性ケーブルを使用し、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、電気設備に関する技術基準を定める省令第六十九条第1項第一号に基づき、金属管に収容し、電気火災の発生を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設ける。第5廃棄物貯蔵棟に設置する分電盤は、分電盤を金属製とするとともに、屋外に設置することから防水性能を有するものとし、水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2] {8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 分電盤の配置図を図リ-2-1-6に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-8に示す。</p>	—	—	—	追第4次表ト-4-1に示す。

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ト-4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ト-4-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
安全避難通路等	<p>[13.1-F1]⁽¹⁸⁾ 第5廃棄物貯蔵棟に容易に識別できる{8034}緊急設備 避難通路を設ける。{8034}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。1箇所の扉が、非常口となる。 危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には防爆型の{8037}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に防爆型の{8037-2}緊急設備 誘導灯を設ける。</p> <p>○設備の員数(緊急設備) ・{8037}非常用照明：3台(防爆型) ・{8037-2}誘導灯：1台(防爆型)</p> <p>{8034}緊急設備 避難通路、{8037}緊急設備 非常用照明及び{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p>	<p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。</p>	—	{8038-4}緊急設備 可搬型照明 仕様表番号：追第4次表ト-4-1 設計番号：[13.1-F2]	追第4次表ト-4-1に示す。
警報設備等	<p>[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知することができるように設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続して火災を検知した場合に警報を発する。 (第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p>	<p>[18.1-F1] 第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続して火災を検知した場合に警報を発する。</p>	—	第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) 仕様表番号： 追第4次表ト-4-1、 表ト-W3建-1 設計番号：[24.2-F1]	

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ト-4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ト-4-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
非常用電源設備	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している事務棟(周辺監視区域)の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p>	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している事務棟(周辺監視区域)の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ト-4-1 設計番号：[24.2-F1]</p>	追第4次表ト-4-1に示す。
	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。</p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 {8003}非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機、{8009-13}第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-8、図リ-2-1-13に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-7-1 設計番号：[24.1-F1]</p> <p>{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-8-1 設計番号：[24.1-F1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)</p> <p>仕様表番号： 追第4次表ト-4-1、 表ト-W3建-1 設計番号：[24.2-F1]</p>	

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ト-4-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ト-4-1-3の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
通信連絡設備	<p>[25.1-F1] 第5廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能となるようにする。 ({8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))は、第3次申請にて申請済み。) ({8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))に付属するマイクから、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能となるようにする。 {8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))の配置を図リ-2-1-6に、系統図を、図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10に示す。</p> <p>○設備の員数(通信連絡設備) ・{8007-5}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))：1台 ・{8007-6}所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))：1台</p>	<p>[25.1-F1] {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))に付属するマイクから、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送が可能とする。</p>	—	{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ト-4-1 設計番号：[25.1-F1]	<p>追第4次表ト-4-1に示す。 (注2)事業所内への放送が可能とする設計は、適合性確認を行う通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))により確認する。</p>
			—	{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) 仕様表番号：追第4次表ト-4-1 設計番号：[25.1-F1]	
			—	{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様表番号：追第4次表ト-4-1 設計番号：[25.2-F1]	
	<p>[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 ({8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。)⁽¹⁶⁾</p>	<p>[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p>	—		

添2表参1-68-1 モニタリングポスト No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：モニタリングポスト No.1の仕様は第4次申請の表チ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表チ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表チ-2-1(別表4)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>	<p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-7-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-8-1 設計番号：[24.1-F1]</p>	追第4次表チ-2-1に示す。

添2表参1-69-1 モニタリングポスト No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：モニタリングポスト No.2の仕様は第4次申請の表チ-3-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表チ-3-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]表チ-3-1(別表4)の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>	<p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-7-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-8-1 設計番号：[24.1-F1]</p>	追第4次表チ-3-1に示す。

添2表参1-70-1 放射線監視盤（モニタリングポスト）^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：放射線監視盤（モニタリングポスト）の仕様は第4次申請の表チ-4-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 （[第4次申請]表チ-4-1の内容）	次回以降の申請で適合性を確認する内容 （[第4次申請]表チ-4-1（別表3）の内容）	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請（本申請）	
非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>	<p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-7-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-8-1 設計番号：[24.1-F1]</p>	追第4次表チ-4-1に示す。

添付書類 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>イ. 総則</p> <p>(イ) 目的</p> <p>核燃料物質の加工の事業者である原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</p> <p>(ロ) 定義</p> <p>本申請書において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。また、本申請書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「保安活動」とは、原子燃料工業株式会社の熊取事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第 2 条第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第 46 条に定める内部監査のことをいう。</p>	<p>1. 目的</p> <p>本保安品質保証計画書(以下「本計画書」という。)は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」(以下「品質管理基準規則の解釈」という。)に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動(以下「保安活動」という。)に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。</p> <p>また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 14 条第 1 項第 4 号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 2 の 2 において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。</p> <p>3. 定義</p> <p>本計画書において使用する用語は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JEAC 4111-2009 において使用する用語の例による。また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 原子力の安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を、放射線による過度の危険性から守ることをいう。</p> <p>(2) 保安活動 両事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステム 品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(4) グレード分け 個別業務、加工施設及び調達する物品又は役務の原子力の安全に対する重要度に応じて、要求事項の適用の程度を明確化することをいう。</p> <p>(5) 保安文書 保安品質マネジメントシステムに必要な文書のうち、①保安規定、②本計画書、③保安品質方針、④施設管理方針、⑤規則(①又は②に基づき社長が定めた文書)、⑥保安品質目標、⑦施設管理目標、⑧基準(①又は②に基づく文書のうち、③から⑦を除く。)、⑨標準(要領、手順書、指示書、図面等の文書(以下、「手順書等」という。))であって、②、⑤、又は⑧に基づいて定めたもの。)のことをいう。</p> <p>(6) 保安品質保証計画書 品質管理基準規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(7) 保安品質方針 品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(8) 保安品質目標 品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(9) 保安内部監査 品質管理基準規則第 46 条に定める内部監査のことをいう。</p> <p>(10) 使用前事業者検査等 使用前事業者検査及び定期事業者検査のことをいう。</p> <p>(11) 施設管理方針 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に定める施設管理に関する方針のことをいう。</p> <p>(12) 施設管理目標 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 4 第 1 項第 3 号に定める、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標のことをいう。</p> <p>(13) 事業所、所長、核燃料取扱主任者、核燃料安全委員会 「事業所」は、熊取事業所又は東海事業所のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。また、「所長」、「核燃料取扱主任者」及び「核燃料安全委員会」は、それぞれ熊取事業所又は東海事業所の所長、核燃料取扱主任者及び核燃料安全委員会のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。核燃料安全委員会は、核燃料物質等の取扱いに関する安全を確保するために定期的に審議や報告が行われる委員会のことである。</p> <p>(14) 各部長 熊取事業所又は東海事業所の保安管理組織(図 3 参照)に属する部長のことをいう。</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>(ハ) 適用範囲 保安品質マネジメントシステムは、原子燃料工業株式会社が熊取事業所において実施する加工施設における保安活動に適用する。</p> <p>ロ. 保安品質マネジメントシステム (イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(i) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(ii) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるも</p>	<p>(15) 要員 保安管理組織に属する保安活動を実施する者のことをいう。</p> <p>(16) 従業員等 所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。</p> <p>(17) 操作員等 従業員等のうち、加工施設の操作を行う者及び表 1 の放射線管理に関する基準で定める放射線測定を行う者、計測器の校正を行う者、巡視、点検を行う者、使用前事業者検査等を行う者、その他各部長が定める者（新設設備等の加工施設において、試運転で操作を行う者等）をいう。</p> <p>(18) 請負会社従業員等 従業員等のうち、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。</p> <p>(19) 原子力事業者等 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 に定める事業者等のことをいう。</p> <p>(20) 組織の外部の者 地元住民を含む公衆、原子力安全規制当局、関係自治体、供給者及び関連学協会等を指す。</p> <p>(21) 保安規定 「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（熊取事業所）」及び「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（東海事業所）」のことをいい、特に区別する必要がない場合に使用する。</p> <p>(22) 安全文化 安全文化とは、IAEA（国際原子力機関）によれば以下のように定義されているので、本計画書においてもこれを安全文化の定義とする。 ” Safety Culture is that assembly of characteristics and attitudes in organizations and individuals which establishes that, as an overriding priority, nuclear plant safety issues receive the attention warranted by their significance.” （IAEA 安全シリーズ No. 75-INSAG-4、1991 から引用。） （和訳）「原子力発電所の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。」 （和訳は平成 17 年版原子力安全白書から引用。）</p> <p>(23) 保安以外の社内品質マネジメントシステム^(注) 当社が行う品質保証活動において、本計画書の適用範囲外である各事業に適用する品質マネジメントシステムをいう。 （注）当社が行う品質保証活動の基本事項は、全社規程「品質保証基本規程（E01）」に従う。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 本計画書は、加工施設（熊取事業所及び東海事業所）の保安活動に適用する。</p> <p>2.1 適用組織 本計画書の適用組織は、第 5.6.1 項に定める保安活動を行う組織とする。</p> <p>2.2 適用規則及び参照規格 (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則の解釈」（適用規則） (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）</p> <p>4. 保安品質マネジメントシステム 4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 （「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。） (2) 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次の a)～c)の各号に掲げる事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a)から c)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。） a)加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。） b)加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連す</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>の及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(iii) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 (i) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。 (ii) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。 (iii) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。 (iv) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。 (v) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 (vi) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。 (vii) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。こと。 (viii) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 ・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・ 風通しの良い組織文化が形成されている。 ・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・ 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、「ホ、(7)調達プロセス」に従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>る潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、本計画書に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書に明記する。</p> <p>(4) 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次の a)～h) の各号に掲げる業務を行う、又は所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。 a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。 b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること（図 1 に示す。）。 c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（図 3 に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。 d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。 e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。 g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。こと。 h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</p> <p>(5) 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の a)～h) の各号に示す状態を目指す。 a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第 7.4.1 項に従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</p> <p>(7) 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(8) 社長は、組織と各職位の職務を定めることによって、本計画書のとおり保安活動の計画、実施、評価・改善及び維持を各職位の者に実施させ、マネジメントレビューを行うことによってそれらが確実に実施されていることを確認して必要な指示を出す。また、マネジメントレビューにおいて保安品質マネジメントシステム変更の必要性を評価し、変更が必要な場合には、本計画書を改訂する。</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書（改訂 30）
<p>(ロ) 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>保安に係る組織は、「ロ. (イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」(1)の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(1) 保安品質方針及び保安品質目標 (2) 保安品質マニュアル (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書 (4) 手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>(ハ) 保安品質マニュアル</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係</p> <p>(ニ) 文書の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、文書の管理を規定する文書に次の事項を含め、保安品質マネジメント文書を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・ 文書の組織外への流出等の防止 ・ 保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 <p>(2) 保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(イ) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 (ii) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 (iii) 上記(イ)及び(ii)の審査及び(ii)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 (iv) 保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 (v) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 (vi) 保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 (vii) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 (viii) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	<p>4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>社長は、第4.1(1)項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、本計画書の関連条項とこれら各規則、基準との関係を表1に示す。保安品質マネジメントシステムに必要な文書及び記録を次の(1)～(10)の各項に示す。文書の階層を図2に示す。</p> <p>(1)保安規定 (2)本計画書 (3)保安品質方針 (4)施設管理方針 (5)規則（上記第(1)項又は第(2)項に基づき社長が定めた保安文書） (6)保安品質目標 (7)施設管理目標 (8)基準（上記第(1)項又は第(2)項に基づく保安文書であって第(3)項から第(7)項を除くもの） (9)標準（要領、手順書、指示書、図面等の保安文書（以下「手順書等」という。）であって上記第(2)項、第(5)項又は第(8)項に基づいて定めたもの。） (10)記録</p> <p>4.2.2 保安品質マニュアル</p> <p>社長は、次の(1)～(5)の各項に示す事項を含む保安品質マニュアルとして本計画書を作成し、維持する。</p> <p>(1)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3)保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5)プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1)保安文書のうち、社長が定める文書及び品質・安全管理室長が定める文書の管理については、社長が定める規則及び品質・安全管理室長が定める基準に基づき、品質・安全管理室長が管理する。それ以外の文書は、品質保証部長が、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、これらの基準には、次のa)～d)の各号に示す事項を含める。</p> <p>a)組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 b)文書の組織外への流出等の防止 c)保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 d)核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</p> <p>(2)品質・安全管理室長及び品質保証部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要なときに当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次のa)～h)の各号に掲げる事項を定めた基準を作成する。</p> <p>a)保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。 b)保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。） c)上記a)号及びb)号の審査並びにb)号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。） d)保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e)改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f)保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g)組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。 h)廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書（改訂 30）
<p>(ホ) 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>ハ、経営責任者等の責任</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 保安品質方針を定めること。 (2) 保安品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (4) 「ハ、(ク)マネジメントレビュー」に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ハ) 保安品質方針</p> <p>社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p>	<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1)各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)品質保証部長は、上記第(1)項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第5.7項「マネジメントレビュー」及び第8.2.2項「保安内部監査」に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>(1)経営責任者（以下「社長」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次の a)～g)の各号に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a)保安品質目標が定められているようにすること。 b)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。 c)第5.7項に規定するマネジメントレビューを実施すること。 d)資源が利用できる体制を確保すること。 e)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 f)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 g)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(2)社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>(3)所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、上記第(2)項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 保安品質方針</p> <p>社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次の(1)～(5)の各項に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに品質・安全管理室長及び所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。</p> <p>(1)原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2)要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3)保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4)要員に周知され、理解されていること。 (5)保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 施設管理方針</p> <p>社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>(二) 保安品質目標</p> <p>(1) 社長は、ハ、(ト)に定める管理責任者を通じて、部門において、保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 <p>(2) 社長は、ハ、(ト)に定める管理責任者を通じて、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとさせる。</p> <p>(ホ) 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが「ロ、(イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） (ii) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 (iii) 資源の利用可能性 (iv) 責任及び権限の割当て <p>(ハ) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>5.5 計画</p> <p>5.5.1 保安品質目標</p> <p>(1) 事業所における保安品質目標</p> <p>a) 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施事項 ②必要な資源 ③責任者 ④実施事項の完了時期 ⑤結果の評価方法 <p>b) 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>(2) 品質・安全管理室長における保安品質目標</p> <p>a) 品質・安全管理室長は、管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標（個別要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施事項 ②必要な資源 ③責任者 ④実施事項の完了時期 ⑤結果の評価方法 <p>b) 品質・安全管理室長は、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p> <p>5.5.2 施設管理目標</p> <p>所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標（施設管理の重要度が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。）を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが第 4.1 項の規定に適合するよう、品質・安全管理室長に対し、本計画書を作成させ、管理させる。そして、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。</p> <p>(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の a)～d) の各号に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て <p>5.6 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.6.1 責任及び権限</p> <p>社長は、保安活動に関する組織を保安規定（第 16 条）に示すとおりに定める（図 3）。また、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を保安規定（第 17 条）に示すとおり表 1 の「関連条項」5.6.1 の欄に記載の規則（保社-2001）で定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>(h) 保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(f) 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）を定め、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (i) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (ii) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (iii) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (iv) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 (v) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 (i) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 (ii) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 (iii) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 (iv) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 (v) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(g) 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(x) マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、所長及び品質・安全管理室長に保安マネジメントシステムを管理する責任者（管理責任者）として、次の(1)～(4)の各項に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.6.3 管理者 (1) 社長は、次の a)～e)の各号に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、保安規定（第16条及び第17条）に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。） a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、上記第(1)項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次の a)～e)の各号に掲げる事項を確実に実施する。 a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.6.4 組織の内部の情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される内部コミュニケーションの仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。（「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第5.7.1(1)項に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。） (2) 社長及び所長は、上記第(1)項に記載の会議に係る事項について、内部コミュニケーションに係る規則及び基準を定める。 (3) 各会議の出席者は、保安品質マネジメントシステムの有効性について、事業所内、事業所間、社外の情報及び保安以外の社内品質マネジメントシステムからの情報を提供し、情報交換を行う。各会議の事務局は、その主なものを議事録として記録する。 (4) 所長は、保安活動に関して組織横断的な活動が必要となった場合は、担当部長を指名した上で、プロジェクトチームを設置することができる。</p> <p>5.7 マネジメントレビュー 5.7.1 一般 (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。 (2) 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>(M) マネジメントレビューに用いる情報 管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 保安内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部評価を含む。)) の結果 (外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) (3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。) 並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 保安品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。)) 並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置 (保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性</p> <p>(7) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。 (i) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (ii) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 (iii) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (iv) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (v) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>二. 資源の管理 (I) 資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p>(II) 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知</p>	<p>指名する委員をもって構成する。</p> <p>5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報 所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会において、次の(1)～(13)の各項に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1)保安内部監査の結果 (2)組織の外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部評価を含む。)) の結果 (外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) (3)プロセスの運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく日本産業規格 Q9001 (以下「JIS Q9001」という。)) の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。) (4)使用前事業者検査等並びに自主検査等の結果 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう (第8.2.4項において同じ。)) (5)保安品質目標及び施設管理目標の達成状況 (6)健全な安全文化の育成及び維持の状況 (保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7)関係法令の遵守状況 (8)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。)) 並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9)従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置 (10)保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11)部門又は要員 (管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。)) からの改善のための提案 (12)資源の妥当性 (13)保安活動の改善のために講じた措置 (保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性</p> <p>5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1)社長は、保安委員会の結果を受けて、次の a)～e) の各号に掲げる事項について決定する。 a)保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e)関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2)品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次の(1)～(4)の各項に掲げる資源について、表1に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる、又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確にし、それを定めていることをいう。) (1)要員 (2)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。) (3)作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4)その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1)所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(i) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(ii) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>(iii) 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(iv) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(v) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(i) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(i) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(ii) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(iii) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(iv) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>(v) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>	<p>並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)を有することを、教育・訓練に関して定める基準(表1の「関連条項」6.2の欄参照。)にのっとり実証し、各部長は確保した者を要員に充てる。</p> <p>(2)各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次のa)～e)の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c) 上記b)号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次の①～③に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>②保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>各部長は、保安のために必要なインフラストラクチャ(施設及び業務を行うに当たって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備等。)を表1の「関連条項」6.3の欄に記載の基準において明確にし、管理を行う。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>環境安全部長は、施設の保安のために必要な作業環境^{註)}として、放射線管理に関する基準(表1の「関連条項」6.4の欄参照。)で管理区域の区域管理等の管理方法を定め、各部長はこれに従い管理する。また、保安のために必要なその他の作業環境についても、各部長は労働安全衛生関係法令に基づき管理する。</p> <p>^{註)}「作業環境」は、物理的、環境的及びその他の要因を含む(例えば、空間線量、表面汚染密度、騒音、気温、湿度、照明又は天候)、作業が行われる状態と関連する。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1)所長は、第4.2項に基づき、管理責任者として、次のa)～g)の各号に示す個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)として表1に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下のc)号に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>a) 加工施設の操作</p> <p>b) 放射線管理</p> <p>c) 加工施設の施設管理</p> <p>d) 核燃料物質の管理</p> <p>e) 放射性廃棄物管理</p> <p>f) 非常時の措置</p> <p>g) 定期評価</p> <p>(2)所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3)所長及び担当部長は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次のa)～e)の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源</p> <p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>(4) 保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 (2) 関係法令 (3) 上記(1)及び(2)のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p> <p>(ハ) 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(イ) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 (ii) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 (iii) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(ニ) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。この方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>(ホ) 設計・開発計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(イ) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 (ii) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 (iii) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限 (iv) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするため</p>	<p>(4) 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項の明確化</p> <p>担当部長は、次の(1)～(3)の各項に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第7.1項に関する基準及び関連標準において、明確に定める。</p> <p>(1)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 (2)関係法令 (3)上記第(1)項及び第(2)項に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1)担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる、又は自ら実施する。</p> <p>(2)担当部長は、上記第(1)項の審査を実施するに当たり、次の a)～c)の各号に掲げる事項を要員に確認させる、又は自ら確認する。</p> <p>a)当該個別業務等要求事項が定められていること。 b)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c)担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3)担当部長は、上記第(1)項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ、又は自ら作成し、これを管理する。</p> <p>(4)担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>所長は、第7.1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の(1)～(4)の各項に示す事項を含む。</p> <p>(1)組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2)予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 (3)原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4)原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計・開発管理</p> <p>7.3.1 設計・開発計画</p> <p>(1)設備管理部長は、設計・開発のプロセスに記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。ただし、担当部長が設備管理部長に依頼した場合は、設備管理部長がこれを行う。許認可手続と設計・開発業務との手順上の関連は、設計・開発に関する基準に定める。</p> <p>(2)担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次の a)～d)の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a)設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b)設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c)設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d)設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3)担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにす</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (改訂 30)
<p>に、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(ア) 設計・開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(i) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>(ii) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>(iii) 関係法令</p> <p>(iv) その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>(イ) 設計・開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(i) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>(ii) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>(iii) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>(iv) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(フ) 設計・開発レビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>(i) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>(ii) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ク) 設計・開発の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に設計・開発の検証をさせる。</p>	<p>るために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発に用いる情報</p> <p>(1) 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次の a)～d)の各号に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。</p> <p>7.3.3 設計・開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。（「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。）</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次の a)～d)の各号に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。）。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計・開発レビュー</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次の a) 号及び b) 号に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</p> <p>(2) 担当部長は、上記第(1)項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に上記第(1)項の検証をさせる。</p>